

第 3 次 鹿沼市環境基本計画

平成 2 4 年度 ~ 平成 2 8 年度



平成 24 年 (2012) 年 3 月

鹿 沼 市

環 境 都 市 宣 言

わたしたちは、鹿沼市のきれいな水と緑に恵まれて、豊かな心を育ててきました。

しかし、便利な暮らしを求めるために限りある資源を使い、こころない人が不法投棄をするなど、わたしたちの自然はおびやかされています。

21世紀になって、わたしたち鹿沼市民は、環境の保全について基本的な考え方をみんなでまとめあげ、きれいなまちづくりを進めているところです。

わたしたちは、共に生きる自然を守りながら、地球の恵みを未来に引き継ぐことを誓い、ここに鹿沼市を「環境都市」とすることを宣言します。

平成 16 年 1 月 1 日

はじめに



平成24年度に第6次鹿沼市総合計画がスタートすることに合わせ、本市の環境指針となる第3次鹿沼市環境基本計画を策定しました。

これまでも本市では、環境基本条例に定めた4つの基本理念「次世代への継承」「自然との共生」「持続的な発展」、そして「地球環境の保全」に基づいて積極的に環境施策を推進してきました。

平成19年度に地域環境ネットワーク実施マニュアルを策定し、きれいなまちづくり推進員の活動を支援し、クリーン鹿沼等を実施するとともに、平成21年7月には鹿沼市環境活動推進会議が発足し、鹿沼市版もったいない運動の市民運動が始まり、その支援を行うなど、本市の環境保全における市民との協働を推進してきました。

このような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、市民の間にも節電を始め、省エネルギー・省資源という意識を高め、さらに、福島原子力発電所の事故の影響による土壌等の汚染についての関心を高める結果となっています。

今回の震災により、経済成長や効率化の中で忘れかけていた人と人とのつながりや地域・コミュニティの重要性を再認識することになり、「人々の連携を基盤とした地域にあった自然との共存」を模索していく重要性を感じ、従来からの「市民との協働」という視点に立ち、前計画の実績評価と見直しを行ってきました。

この第3次環境基本計画では、前計画の理念を引き継ぎ、5つの基本方針に基づく環境施策を定めるとともに、市内17地区ごとの環境特性に応じた「地域別環境配慮行動計画」を推進していくものとしました。

本市の総合計画の将来都市像に掲げた「自然と共に歩む 人情味あふれる絆のまち」を実現するため、本市の環境施策を展開していきますので、今後とも市民の皆様の御協力と御参画をお願いいたします。

平成24年3月

鹿沼市長 佐藤 信

目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の対象とする範囲	2
第4節 計画の目標年次	3
第5節 計画の対象地域	3
第6節 計画の推進主体	3
第2章 本市の現状と課題	5
第1節 これまでの実績と評価	5
1 重点施策の進捗状況	5
2 市民・事業者の意識	10
第2節 本市の特性と課題	17
1 自然環境	17
2 社会環境	21
3 生活環境	24
4 快適環境	27
5 地球環境	28
6 本市の環境課題	29
第3章 計画目標と基本方針	31
第1節 本市の都市イメージ	31
第2節 基本理念	31
第3節 計画の目標	32
第4節 基本的な方針	32
第4章 環境施策の展開	33
第1節 環境問題の意識を高める	34
第2節 自然との共生を目指す	44
第3節 美しい水と緑の自然を継承する	54
第4節 環境への負荷を減らす	66
第5節 循環型社会への転換を目指す	80
第5章 地域別環境配慮行動計画	87
第1節 地域別環境配慮行動計画の考え方	87
1 背景	87
2 地域特性	87
3 地域内の連携の推進	87
第2節 地域別環境配慮行動計画	88
1 策定の経過	88
2 計画の進め方	88
3 個別計画	88
第6章 計画の進行管理	157
第1節 基本的な考え方	157
第2節 計画の進行管理体制	157
1 環境施策の推進管理組織	157
2 施策展開のサイクル	158
3 地域別環境配慮行動計画の推進管理体制	158
4 市民への情報提供	158
5 市民からの情報提供	158

参考資料	159
第2次環境基本計画後の環境施策の動向	159
第3次環境基本計画策定経過	160
環境審議会委員名簿	162
第3次鹿沼市環境基本計画等策定委員名簿	163
環境政策推進委員会委員名簿	164
第3次鹿沼市環境基本計画等策定ワーキンググループ名簿	165
諮問と答申	166
用語集	167
鹿沼市環境基本条例	176
鹿沼市きれいなまちづくり推進条例	180

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

第2次環境基本計画では、平成28(2016)年度を長期的に展望して、平成23(2011)年度までを中期的な目標期間として推進してきました。

中期目標年次を過ぎ、県の環境基本計画の見直し、鹿沼市における第6次総合計画の策定、社会情勢や地球温暖化問題の深刻化への対応はもとより、目標の達成や取り組みに対する問題点の抽出・改善を行い、新たな時代における魅力ある“かぬま”を創造するため、第6次総合計画の将来都市像「自然と共に歩む 人情味あふれる絆のまち」を都市イメージとして掲げ、第3次環境基本計画を策定しました。

第2節 計画の位置づけ

環境基本計画は、平成13(2001)年1月1日に施行された『鹿沼市環境基本条例』第9条に基づき定められたもので、「鹿沼市総合計画」を環境の保全面から具体化する環境に関する最上位の計画と位置づけられます。

今後、市が環境の保全及び創造を目的として実施する具体的な個別の施策は、この計画の基本的な方針に沿って実施します。

また、国・県の環境基本計画及び関連計画とも整合を図り、効率的、効果的な計画の推進を図ります。

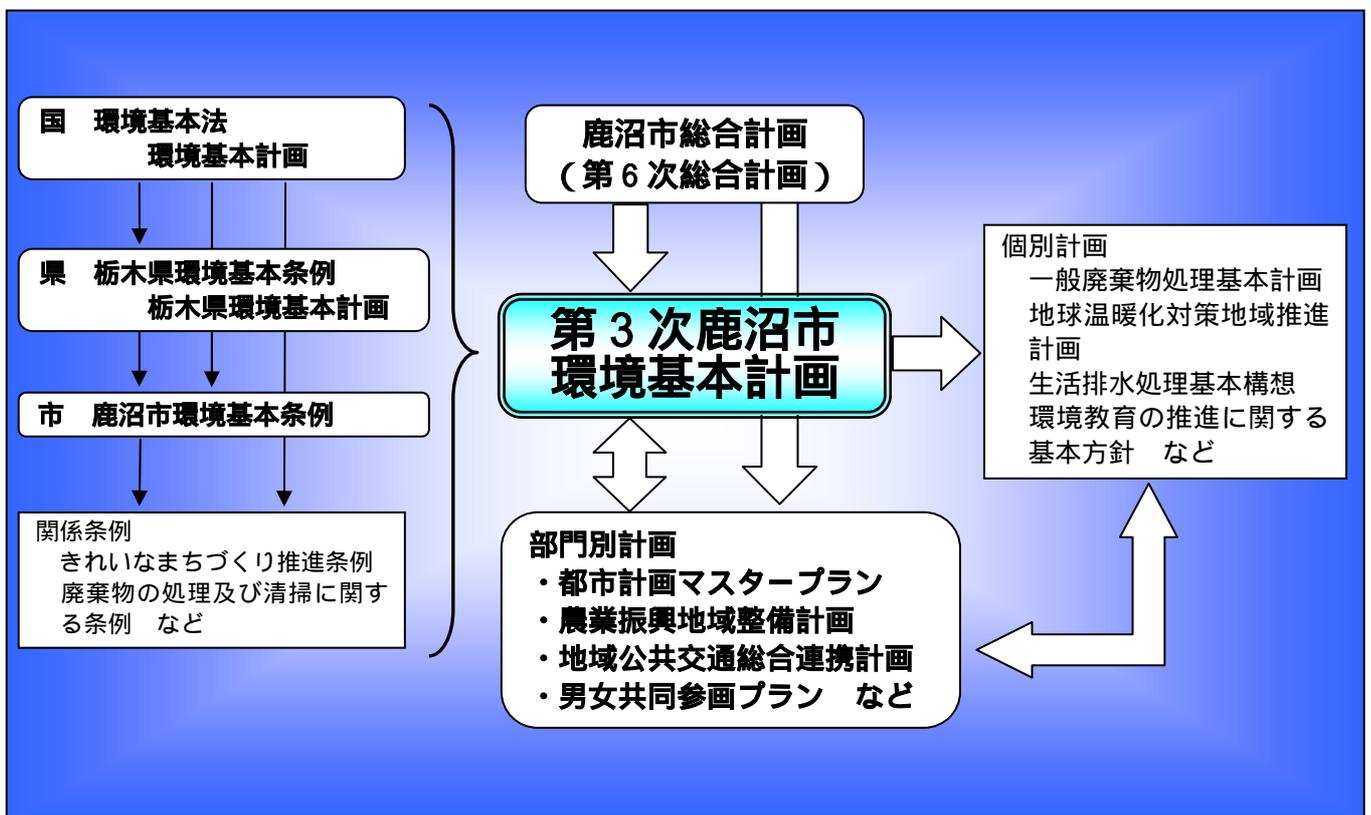


図 環境基本計画の位置づけ

第3節 計画の対象とする範囲

環境とは、自然的要素のほか人間の活動に伴い構成されるかかわりをその要素としております。特に、この計画の対象とする範囲は、「自然環境」、「社会環境」、「生活環境」、「快適環境」とそれを包括する「地球環境」とします。また、市民、事業者、市の各主体が環境問題を理解し、率先して活動するために「環境学習・教育」も計画の対象とします。

- (1) 自然環境・・・地形、地質、動植物、生態系、自然公園・保全地域、気象など
- (2) 社会環境・・・人口・世帯、土地利用、産業、水利用（上下水道）、廃棄物の減量・適正処理、住環境など
- (3) 生活環境・・・水質汚濁、大気汚染、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、公害・環境苦情・放射能汚染など
- (4) 快適環境・・・景観、水辺、公園、教育・文化施設など
- (5) 地球環境・・・地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、水の循環など
- (6) 環境学習・教育・・・市民・市民団体、事業者、市の各主体の環境に対する共通の理解を深め、意識を向上させ、各主体の取組の基礎及び動機を形成することにより、各主体の環境配慮の行動を促進するものです。

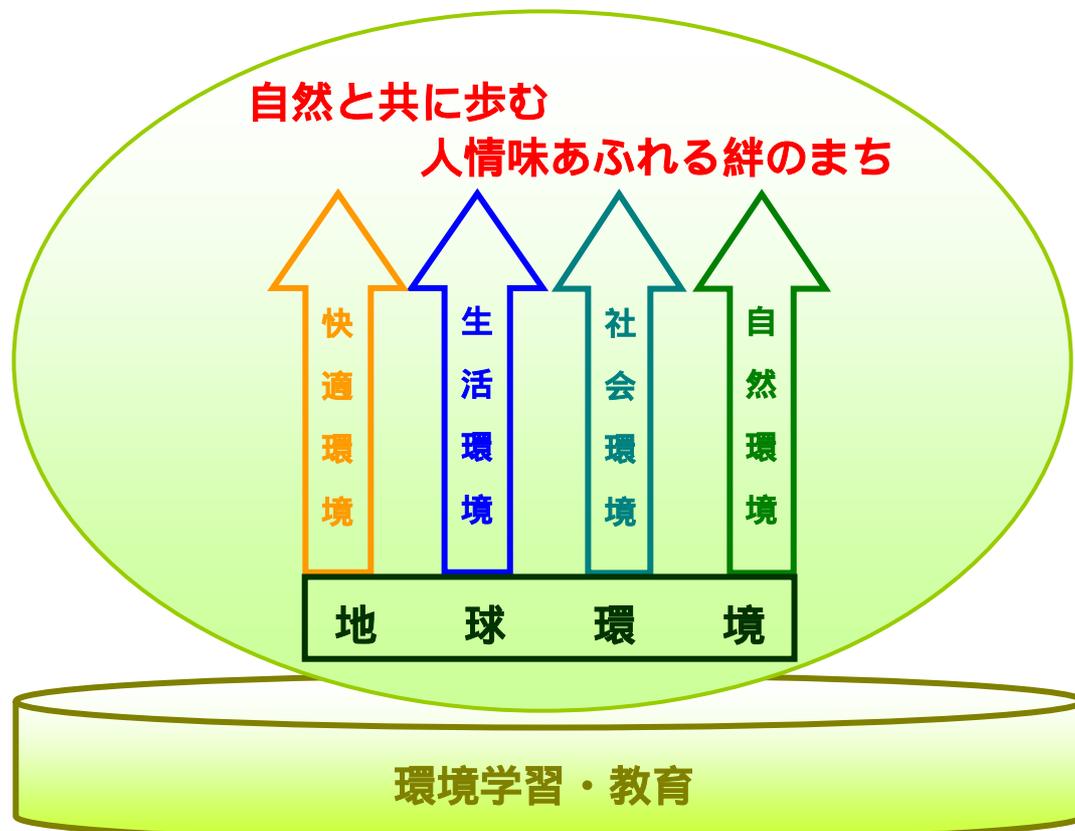


図 計画の対象とする範囲

第4節 計画の目標年次

この計画は、市総合計画の基本計画に合わせて、平成 28（2016）年度を目標年次とする5か年計画とします。なお、施策の展開に当たっては、本市の持続的な環境の保全及び創造を達成するため、平成 33（2021）年度を長期的に展望して推進していきます。

ただし、社会情勢、環境問題の変化、環境関連法制度の改正等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

第5節 計画の対象地域

この計画の対象とする地域は、鹿沼市全域とします。

また、自然環境や地球環境などの広域的に対応することが望ましい事項については、周辺自治体や栃木県、関係団体などと連携し、取り組みます。

第6節 計画の推進主体

今日の地球環境問題を始めとした様々な環境問題は、私たちのこれまでの生活様式や産業経済活動に起因しています。

このため、この計画が目指す環境像や目標の実現には、市民・市民団体・事業者、市などすべての主体が、環境保全等に対する自らの役割を理解し、相互に連携し、協力し合いながら、環境の保全等に向けた取組を積極的に進めていくことが不可欠です。

本市では、平成 13（2001）年 1 月 1 日に施行された「鹿沼市環境基本条例」に基づき、各主体が情報や課題を共有し、相互理解と公平な役割分担のもとに参画・協働することにより、この計画に掲げられた環境保全等に関する様々な取組を進めていく必要があります。

市民・市民団体の役割

市民は、日常生活において環境の保全に自主的に取り組み、環境への負荷を低減するよう努めます。

また、市民団体は、自然環境保全、緑化、リサイクル、まちづくりなどの幅広い活動を自立的・組織的に活発に行うことにより、環境保全等の取組に関して大きな役割が期待されています。豊かな知識や能力を活かし、市が実施する環境保全等に関する施策に積極的に参画し、協力します。

市民団体自らが行う環境保全活動等を円滑に進めるため、市民・事業者の参加機会の充実、組織体制の整備、適切な情報提供に努めます。

※ 市民団体：公益の増進に寄与することを目的とし、主として市民及び事業者により組織された自治会組織、ボランティア団体、NPO等を言います。

事業者の役割

事業者は、自らの事業活動が環境に大きな影響を与えていることを十分に認識し、自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減するよう最大限の努力を払います。

市民・市民団体・市が実施する環境保全等に関する施策や取組に積極的に参画・協力し、地域社会の一員として、その事業活動を通じ、環境への負荷の少ない循環型社会システムの構築に貢献します。

市の役割

市は、地域の良好な環境づくりを進める上で中心的な役割を担います。

また、市が自ら実施する施策を通じて、健全で良好な環境の確保に努めていきます。

市民・市民団体・事業者に対して、環境情報の提供や環境に配慮した暮らしや活動の助言・支援を行います。

目指すべき環境像や目標の実現に向けた基本的かつ総合的な環境施策を策定し、実施するとともに、評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

第2章 本市の現状と課題

第1節 これまでの実績と評価

第2次環境基本計画における実績について、重点施策の達成度や市民・事業者アンケートにより評価を行いました。

1 重点施策の進捗状況

(1) 環境意識を高める

重点施策の進捗状況

行動内容	数値目標項目名	H21 (2009) 年度 実績値	H22 (2010) 年度 実績値	H23 (2011) 年度 目標値	達成率	部局
きれいなまちづくり推進員の活動促進	きれいなまちづくり推進員数	250人	249人	230人	108%	環境部
きれいなまちづくり推進条例の推進	環境美化推進団体数	87団体	85団体	92団体	92%	環境部
環境美化推進団体(きれいねっと鹿沼登録団体等)への支援	フラワーロード総延長	2,770m	2,770m	3,000m	92%	環境部
環境学習リーダーの養成	環境学習リーダー登録数	25人	30人	50人	60%	環境部
こども環境学習会出前講座の開催	こども環境学習会(年間)	131人	60人	1,000人	6%	環境部
環境学習推進校の実施	環境教育推進校指定	9校/年	9校/年	注1 38校	100%	教育委員会事務局
自然生活体験学習事業の実施	自然生活体験学習参加児童生徒数(年間)	2,976人	2,053人	1,970人	104%	教育委員会事務局
自然生活体験学習事業の実施	わくわくネイチャー事業開催数	年6回	年6回	年6回	100%	教育委員会事務局

注1 平成23(2011)年度までにすべての小中学校(1校統合し、37校)が、一度の指定を受けています。

こども環境学習会出前講座については、平成22年度は前年度より減り、環境学習推進校の指定は平成23年度までにすべての小中学校が一度の指定を受けます。環境問題の意識を高め、環境施策を推進していく上で、本市の将来を担う子どもの指導及び教育は極めて重要であり、今後もこれらの事業の推進を図る必要があります。

(2) 自然との共生を目指す

重点施策の進捗状況

行動内容	数値目標項目名	H21 (2009) 年度 実績値	H22 (2010) 年度 実績値	H23 (2011) 年度 目標値	達成率	部局
生息環境に配慮した農業基盤整備事業の推進	土地改良事業面積	2,670ha	2,681ha	2,717ha	99%	経済部
市街地の整備	土地区画整理事業面積	249.6ha	249.6ha	250.7ha	100%	都市建設部
雨水対策事業の推進	雨水排水管渠整備面積	510.1ha	511.9ha	760ha	67%	環境部
耕作放棄地の解消	耕作放棄地面積	416ha	419ha	390ha	93%	経済部

雨水排水管渠整備面積は、平成 23 (2011) 年度目標の 67.4 パーセントとなり、前年度と比較しても 0.4 パーセント程度の増加であり、厳しい財政状況の中、目標達成に向けた更なる努力が望まれます。



環境学習会出前講座の様子

(3) 美しい水と緑の自然を継承する

重点施策の進捗状況

行動内容	数値目標項目名	H21 (2009) 年度 実績値	H22 (2010) 年度 実績値	H23 (2011) 年度 目標値	達成率	部局
給水区域の拡張	上水道給水人口	77,762 人	78,055 人	注1 90,000 人	87%	水道部
	簡易水道等給水人口	9,646 人	9,568 人	12,664 人	76%	水道部
公共用水域の定期的な検査の実施	理化学調査	12 河川 21 箇所 15 項目	12 河川 21 箇所 15 項目	12 河川 21 箇所 33 項目	45%	環境部
	水生生物調査	12 河川 26 箇所	12 河川 26 箇所	12 河川 26 箇所	100%	環境部
栃木県生活排水処理構想に基づく整備計画の推進	公共下水道普及人口	59,731 人	60,276 人	62,156 人	97%	環境部
	公共下水道普及率	58.0%	58.8%	57.1%	103%	環境部
	公共下水道水洗化人口	49,842 人	50,643 人	52,632 人	96%	環境部
	公共下水道水洗化率	83.4%	84.0%	84.7%	99%	環境部
	農業集落排水普及人口	3,997 人	3,986 人	5,120 人	78%	経済部 環境部
	農業集落排水普及率	100%	100%	100%	100%	経済部 環境部
	農業集落排水水洗化率	69.5%	70.8%	61.7%	115%	経済部 環境部
	公共設置型浄化槽設置数	134 基	144 基	注2 720 基	20%	環境部
	個人設置型浄化槽設置数	3,057 基	3,186 基	3,589 基	89%	環境部

注1 平成 20 (2008) 年 3 月の第 5 次拡張計画第 1 回変更を行い、給水人口は 86,000 人 (目標年次平成 27 (2015) 年) です。

注2 公共設置型浄化槽は平成 22 (2010) 年末で設置事業が終了しているため、実績値は 144 基です。

※ 農業集落排水は、工事前に加入者を決めて開始するため工事が終了すると普及率は必ず 100 パーセントとなります。水洗化率は、工事した区域のうち農業集落排水に接続した世帯の率です。

※ 公共設置型浄化槽整備推進事業は、平成 22 (2010) 年度末をもちまして事業を終了しました。維持管理事業については、継続しています。

生活排水処理構想の見直しや公共設置型浄化槽設置事業を終了し、個人設置に対する浄化槽設置補助制度への移行を行いました。今後は既存の公共下水道や農業集落排水施設への普及率を向上させるとともに合併処理浄化槽の更なる普及促進が望まれます。

(4) 環境への負荷を減らす

重点施策の進捗状況

行動内容	数値目標項目名	H21 (2009) 年度 実績値	H22 (2010) 年度 実績値	H23 (2011) 年度 目標値	達成率	部局
市の環境管理システム における運用管理	公共施設 ISO14001 認証 取得	0 箇所	^{注1} 0 箇所	63 箇所	-	総務部
事業者の環境配慮推進	事業所の ISO14001 認証 取得 (累計)	39 社	43 社	56 社	77%	経済部
地球温暖化防止実行 計画に基づく環境配慮 行動の実践	公共施設からの 温室効果ガス 排出量(CO ₂ 換算)	27,546 t	23,216 t	(H22年度) 31,991 t	138%	全部局
公共施設での率先導入	太陽光発電等 (公園灯・学校等 の照明灯)(累計)	56 基	60 基	35 基	171%	都市建設部 教育委員会
		(公園等 31) (学校等 25)	(公園等 31) (学校等 29)	(公園 20) (その他 15)		
	太陽光発電等 (公共施設)	1 基	1 基	3 基	33%	全部局
きれいなまちづくり 推進条例の推進	不法投棄箇所数	68 箇所	49 箇所	84 箇所	171%	環境部
家庭用太陽光発電 導入の支援	家庭の太陽光発 電導入数	476 基	574 基	(H21年度) 387 基	148%	環境部
クリーン鹿沼の実施	クリーン鹿沼 実施箇所数(年)	31 箇所	31 箇所	20 箇所	65%	環境部

注1 公共施設 ISO14001 認証取得については、平成 21 (2009) 年 4 月に認証を返上しましたが、その代わりとして、ISO の基本的な原則を踏襲しつつ、鹿沼市独自の考え方を加えた「鹿沼市行政経営システム」を構築し運用を行っています。

地球温暖化対策など環境負荷の低減については、鹿沼市行政経営システムの運用や地球温暖化防止実行計画の推進等の施策展開が図られています。

今後は、きれいなまちづくり推進協議会、環境活動推進会議等の市民運動を支援し、その運動との連携を深めながら、推進していくことが重要です。

(5) 循環型社会への転換を目指す

重点施策の進捗状況

行動内容	数値目標項目名	H21 (2009) 年度 実績値	H22 (2010) 年度 実績値	H23 (2011) 年度 目標値	達成率	部局
家庭ごみ有料化の 効果測定	ごみの総排出量 (集団回収分を 含む)	33,106 t	32,680 t	40,142 t	123%	環境部
	燃やすごみの 総排出量	24,242 t	24,166 t	23,378 t	97%	環境部
	1日1人当たり 排出量(集団回 収分を含む)	881 g	874 g	1,045 g	120%	環境部
生ごみの堆肥化促進	コンポスト容器 設置数(累計)	7,942 基	8,031 基	8,800 基	91%	環境部
	生ごみ処理機 設置数(累計)	822 基	845 基	1,090 基	78%	環境部
ごみの分別収集の推 進とリサイクル率の 向上	資源化量	6,754 t	6,557 t	9,900 t	66%	環境部
	集団回収量	2,215 t	2,209 t	3,300 t	67%	環境部
	リサイクル率	20.8%	20.3%	25%	81%	環境部

循環型社会の構築については、家庭の燃やすごみの有料化や5種14分別等の施策の展開によって、燃やすごみの総排出量は低下し、併せて資源化量、集団回収量、リサイクル率も低下しています。

ごみ減量は順調に推進し、リバウンド現象は起きていませんが、その削減率は低下しており、対応を検討する必要があります。

2 市民・事業者の意識

市民や事業者のクリーンエネルギーや環境に対する意識を把握するため、平成 22 年 10 月下旬から 11 月中旬に「鹿沼市クリーンエネルギー・環境アンケート」を実施しました。

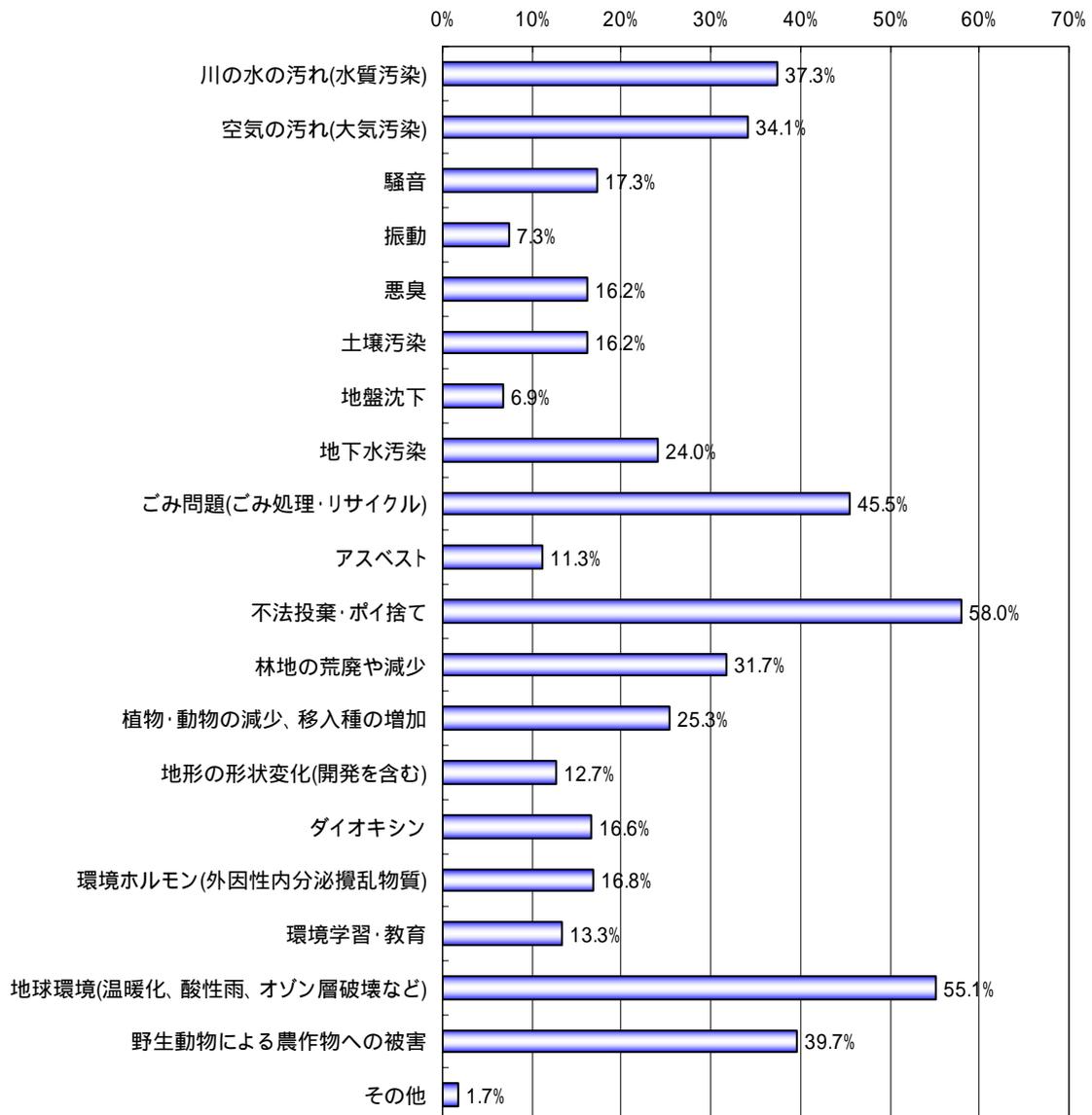
市民・事業者に対するアンケートは無作為に抽出した、20 歳以上の市民 2,000 人、鹿沼市内の 100 事業所に対して実施し、それぞれ 817 人、41 事業所から回答がありました。

(1) 市民アンケートに対するアンケート結果

ア 最近あなたが気になる環境問題について

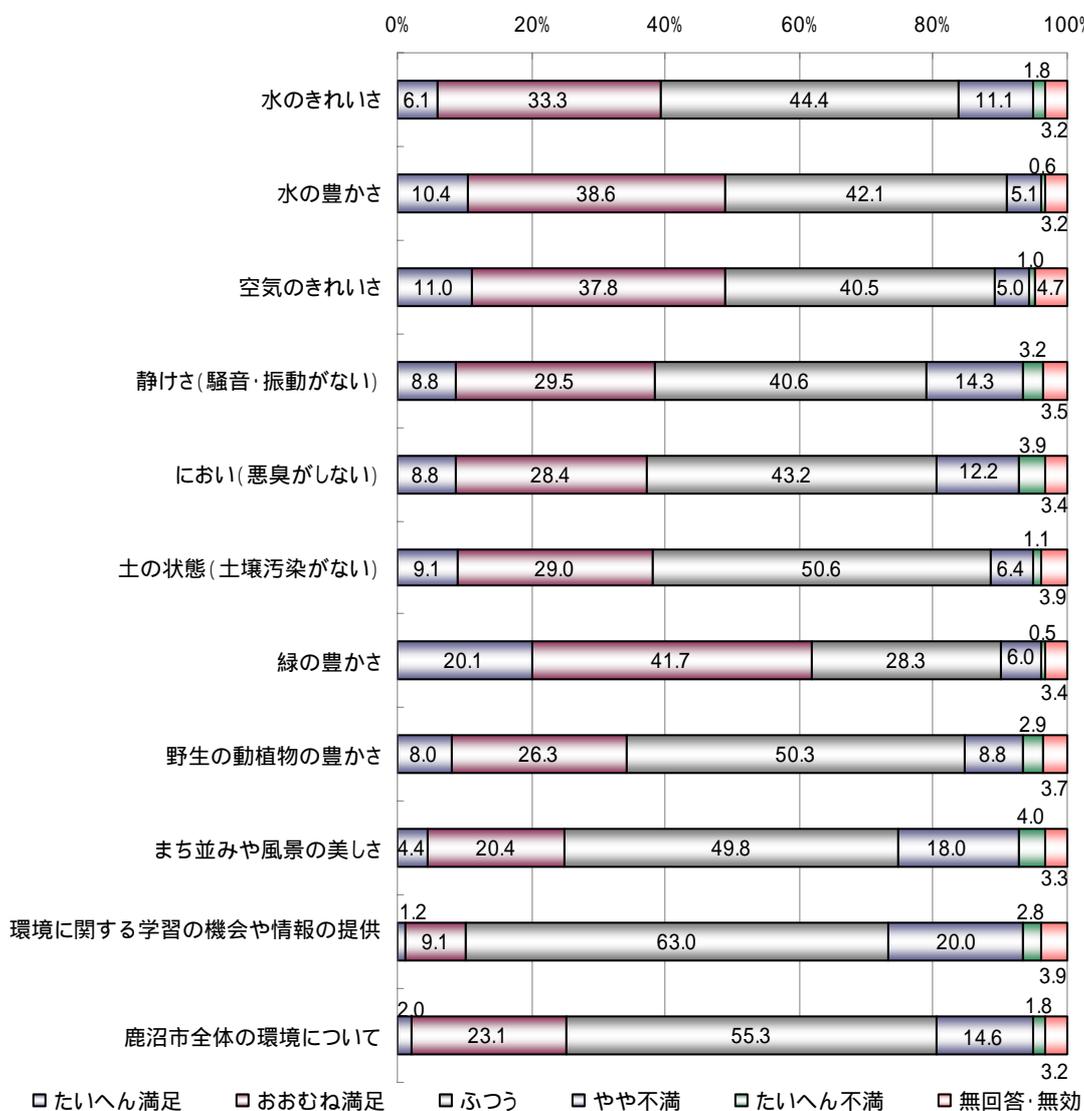
「不法投棄・ポイ捨て」「地球環境」について気になると回答した市民が 50 パーセントを超えており、「ごみ問題」「林地の荒廃や減少」「野生動物による農作物への被害」についても高い値を示しました。

身近な環境問題に限らず、地球温暖化などの地球環境にも関心が高いことがうかがえました。



イ 鹿沼市の環境についての満足度

「緑の豊かさ」については約 60 パーセントの市民が「たいへん満足」、「おおむね満足」と回答しています。その他に「水の豊かさ」「空気のきれいさ」の満足度で高い値を示し、自然環境に関し、満足度が高い傾向がみられました。一方、「環境に関する学習の機会や情報の提供」や「まち並みや風景の美しさ」で満足度が低い結果となりました。



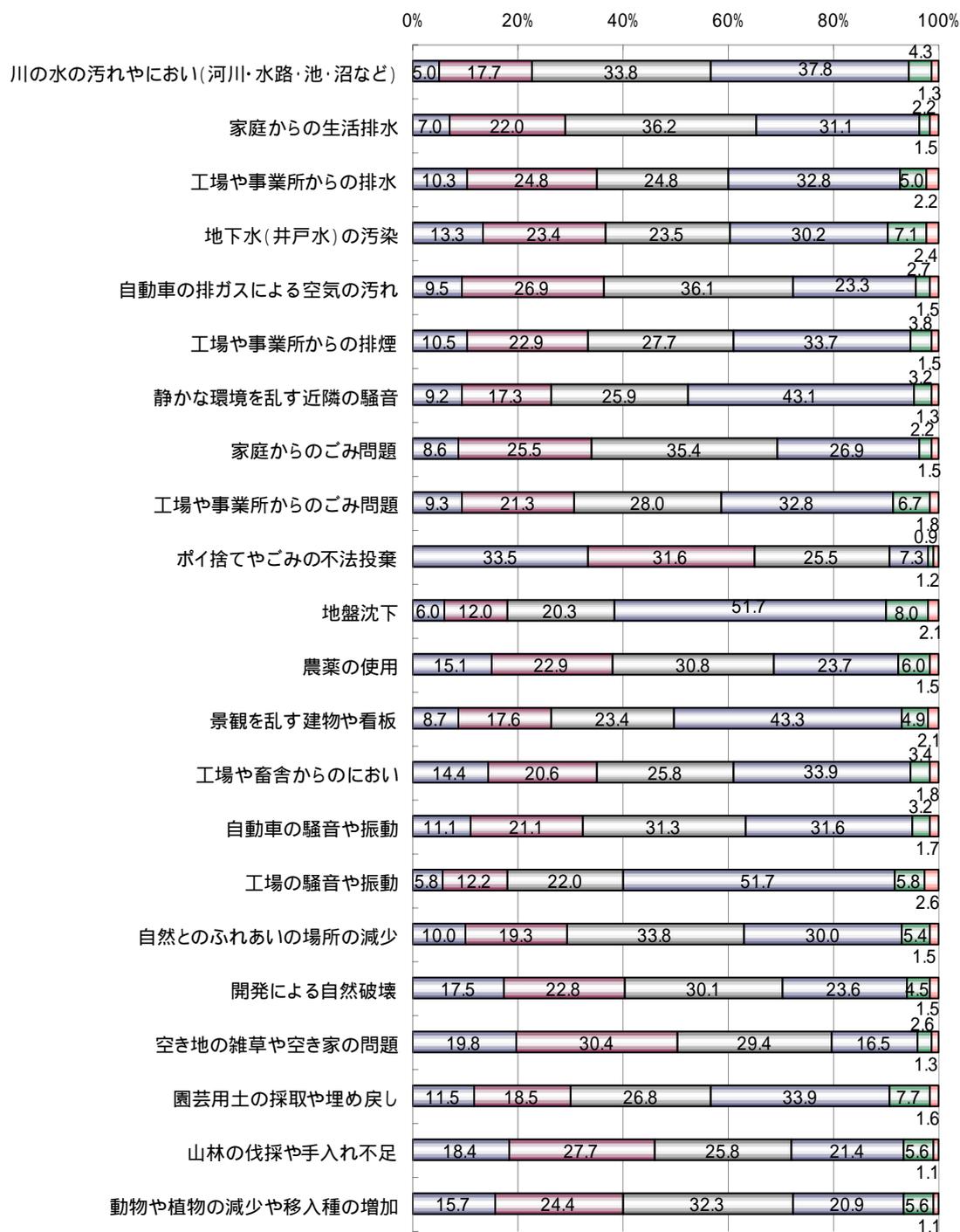
ウ 身近な環境について、どの程度気にかかるか

「ポイ捨てやごみの不法投棄」について、「おおいに気になる」、「気になる」と回答した市民が 60 パーセントを超え、関心が高いことがうかがえました。

一方、「地盤沈下」、「工場の騒音や振動」について、「おおいに気になる」、「気になる」と回答した市民は少ない状況でした。

「静かな環境を乱す近隣の騒音」が気になると回答した市民が多いのは、鹿沼東部地区、鹿沼中央地区、北犬飼地区、東部台地区で、西大芦地区、加蘇地区では気になると回答した市民は少ない状況でした。

「自然とのふれあいの場所の減少」が気になると回答した市民が少なかったのは板荷地区、西大芦地区でした。

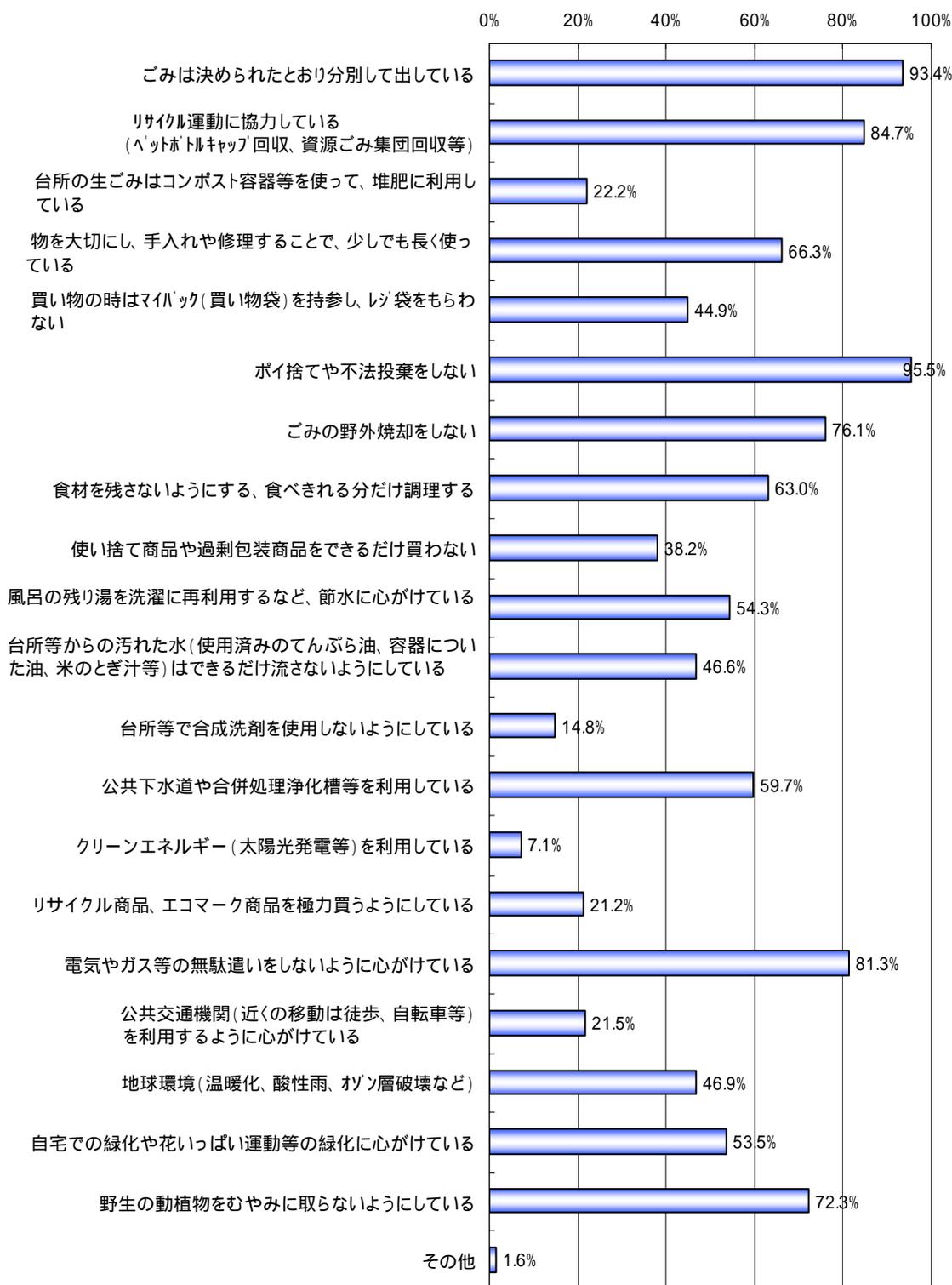


□おおいに気になる □気になる □少し気になる □気にかからない □どちらとも言えない □無回答・無効

エ 家族が環境を守るため、日常生活で取り組んでいることについて

「ポイ捨てや不法投棄をしない」、「ごみは決められたとおりに分別している」については90パーセント以上の市民が取り組んでおり、次いで「リサイクル運動に協力している(ペットボトルキャップ回収、資源ごみ集団回収等)」
「電気やガス等の無駄遣いをしないように心がけている」など、日常から気軽に取り組める項目については多い結果となりました。

「クリーンエネルギーを利用している」は、7.1パーセントでした。

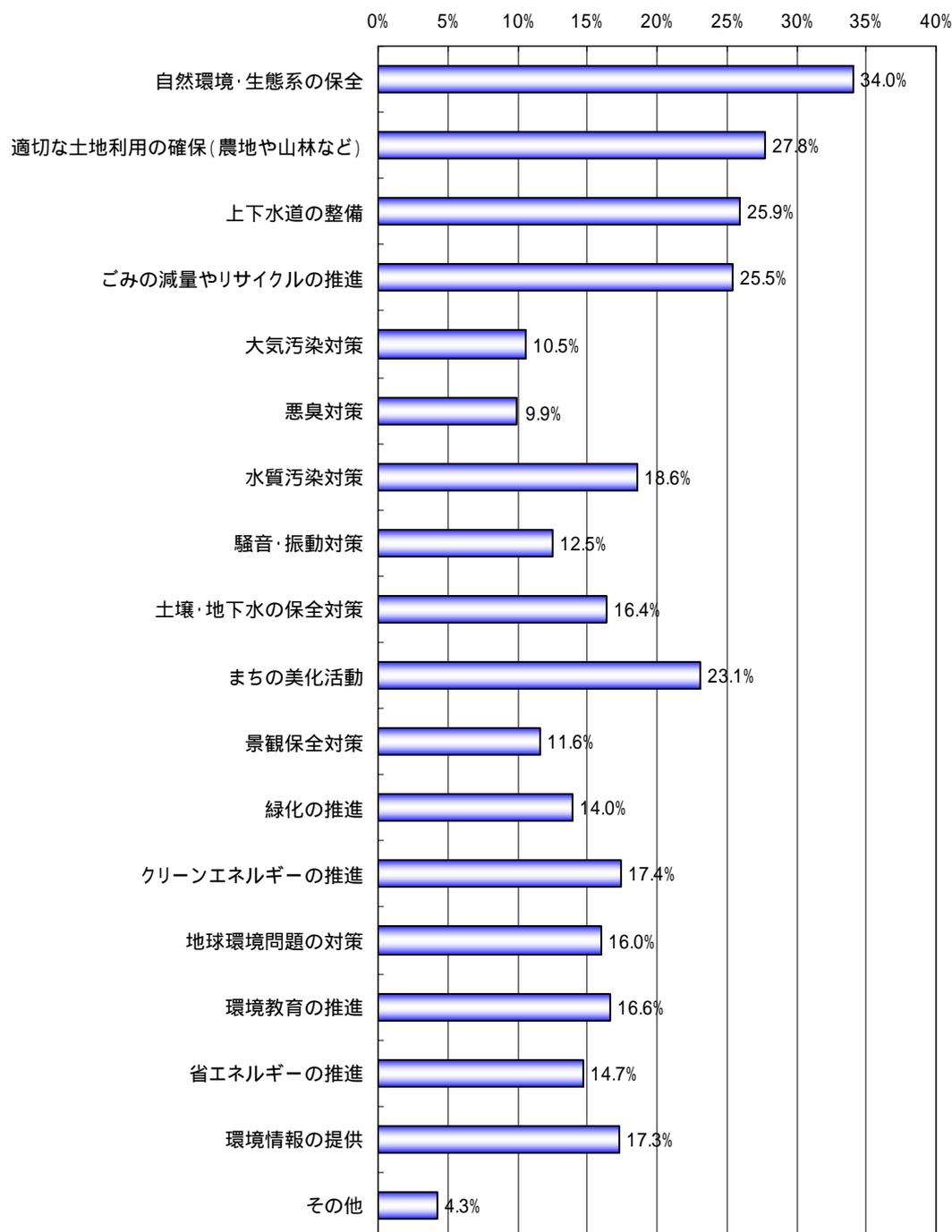


オ 鹿沼市に今後優先して取り組んでほしい項目

「自然環境・生態系の保全」「適切な土地利用の確保（農地や山林など）」に優先して取り組んでほしいと回答した市民が多い結果となりました。

その他には「上下水道の整備」「ごみの減量やリサイクルの推進」と回答する市民も多く、自然環境や生活環境への取り組みについて望んでいることがうかがえました。

「クリーンエネルギーの推進」についても 17.4 パーセントと比較的高い結果となりました。



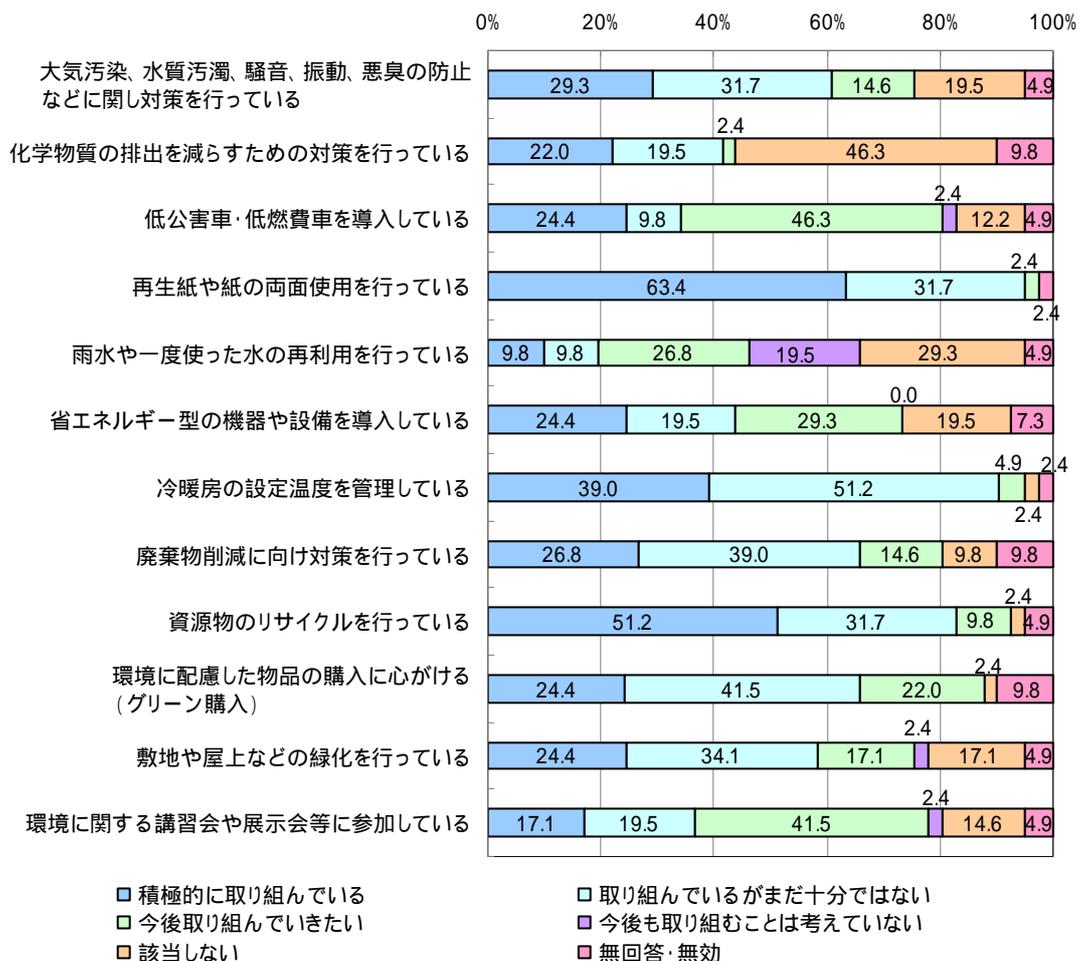
(2) 事業者に対するアンケート結果

ア 環境保全のためにしている具体的な取り組み

「再生紙や紙の両面使用」「冷暖房の設定温度を管理」「資源物のリサイクル」については、取り組んでいる事業者が多く、「積極的に取り組んでいる」「取り組んでいるが十分ではない」を合わせると 80 パーセント以上の事業者で取組が行われています。

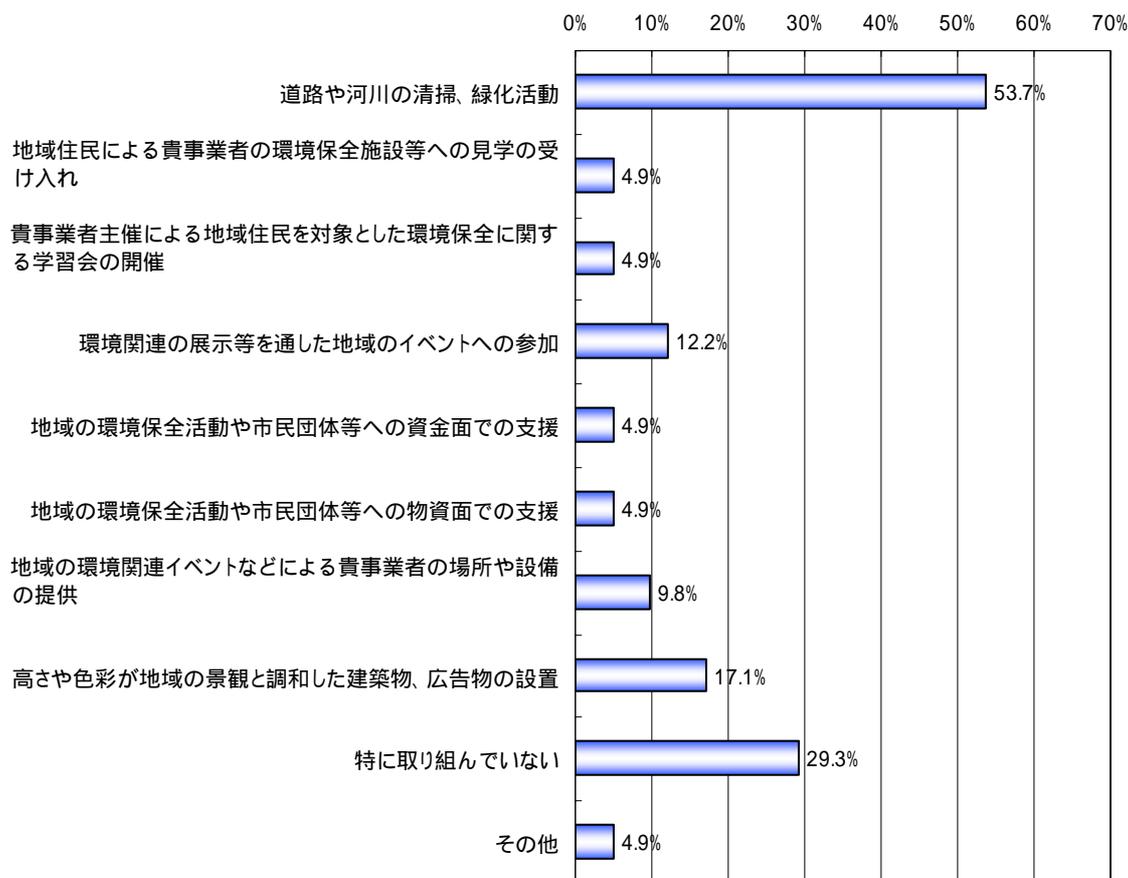
「雨水や一度使った水の再利用」についての取組は、特に低く 80 パーセントの事業者が取組を行っていません。

その他、取組が十分でない項目として「低公害車・低燃費車の導入」、「環境に関する講習会や展示会等への参加」が挙げられます。



イ 過去5年以内に、参加・協力した地域の環境保全に関する活動について

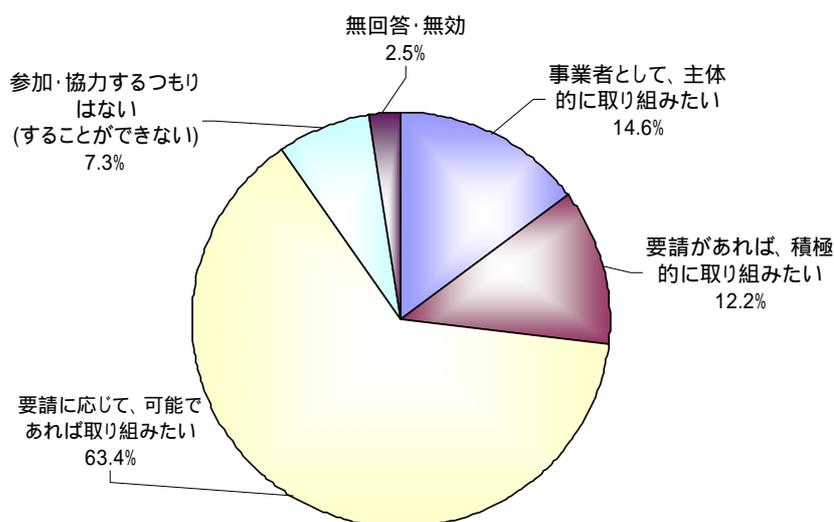
50パーセント以上の事業者で「道路や河川の清掃、緑化活動」が行われているが、地域の環境保全活動への支援などに関してはあまり行われていない結果となりました。



ウ 今後の地域の環境保全に関する活動の参加・協力について

「要請に応じて、可能であれば取り組みたい」と回答した事業者が約60パーセントと最も多く、「参加・協力するつもりはない（することができない）」と回答した事業者は7.3パーセントと低い結果となりました。

何らかのかたちで地域の環境保全に取り組むたいと考えている事業者が多い結果となりました。



第2節 本市の特性と課題

1 自然環境

(1) 位置と面積

本市は、490.62 km²、首都東京からおおよそ100kmの圏内にあり、今後、最も発展が期待される北関東の中央部に位置しています。

栃木県の中では、県中西部にあって、市の北部は、国際観光都市の日光市に隣接しています。南部には、新しい国土軸の一つであります「北東国土軸」の基盤となる東北縦貫自動車道鹿沼インターチェンジを持ち、近接して北関東自動車道が走っています。

また、県都宇都宮市に隣接し、東北新幹線との連絡も容易です。

市内の大部分は森林で覆われ、北西部の奥深い山々を源流とする幾筋もの河川が流れ、前日光県立自然公園を形成しています。

県北西部の山々を源流として、大芦川・荒井川・粟野川・思川・永野川が、日光市からは黒川と行川が南流し、山と高原や清流と溪谷のある特色を持った美しい景観を成しています。そして、市街地は、黒川の河岸低地及び思川と粟野川が合流する平地に形成されています。



図 鹿沼市位置図

(2) 地形・地質

地形

本市の地形は大別して山地・丘陵・台地及び低地に分けられますが、大半は山地地形から成り、平地部については東部の河川沿いに小範囲で分布しています。西部の古峰ヶ原地域の三枚石から横根山に続く山稜は、高度約1,300mで南北に連なり、渡良瀬川水系と思川水系との分水界をなしています。

山地の東斜面には北部より、思川水系の黒川、大芦川、荒井川、南摩川、粟野川、思川本流の各河川がほぼ南東に流路をとり、南部で合流し思川となって平野部を南流しています。

地質

大部分は足尾山地に連なる山地であり、東部には栃木県中央山地に連なる扇状地・台地・低地と南北に連なる丘陵が分布しています。

山地は、主として中生代の砂岩、泥岩、凝灰岩、チャートなどの堆積岩と花崗岩などの深成岩によって構成されています。中北部には古生代の玄武岩、玄武岩質火山砕屑岩、チャートが見られ、北西部には中生代末から古第三紀の火山性砕屑岩が分布しています。北部から西部に分布する堆積岩は、熔岩が既存の岩石中に貫入し、その熱によって周辺の岩石が化学変化を起こしています。

堆積岩は、大局的に見て、東西方向、その他では北東―南西方向の伸びをもって分布していますが、地層の伸びの方向に平行な断片とそれらを切る南北性の断層によって本来の積み重なりや分布とは異なった様相を示しています。古生代のチャートは玄武岩質の熔岩を伴う火山砕屑岩の上位に重なり、中生代の堆積岩はチャートの上位に凝灰岩を伴う泥岩更にその上位に砂岩、砂岩泥岩互層あるいは岩礫砂岩や泥岩が積み重なっていたと考えられます。

(3) 動植物

植物

本市の自然環境実態調査で生育が確認された植物種及び文献調査により確認された植物種の合計は、166科2,164種(変種、品種を含む)でした。

鹿沼市は日光・足尾山地と関東平野が接する地域に位置しているため、石裂山のオオフジシダのように暖地性植物種については北限となる種が見られます。

注目すべき種については、文献等から63科188種が確認されました。この中には、すでに鹿沼市において絶滅したと考えられるマメダオシ、ヌマダイコン等が含まれるほか、イワヒバ、キンモウワラビ、オオフジシダ、シモツケヌリトラノオなどのシダ植物が多数確認されています。

動物

動物調査では、文献調査で確認された本市周辺に生息する種は、以下の表に示すように、哺乳類は7目17科39種、鳥類16目46科175種、両生類2目6科15種、爬虫類2目7科14種、昆虫類22目356科3,442種、魚類8目14科37種でした。

注目すべき動物種は、ハコネサンショウウオやナガレタゴガエル、タカチホヘビなど全部で213種でした。

本市に生息する動物は、山地から平地にかけて普通に生息する種が多いが、湿地など特殊な環境に生息する種も多数確認されています。

表 鹿沼市の動物確認種および注目すべき種の数

	確認数	注目すべき種
哺乳類	7目17科39種	5目9科17種
鳥類	16目46科175種	13目27科52種
両生類	2目6科15種	2目5科11種
爬虫類	2目7科14種	2目5科12種
昆虫類	22目356科3,442種	11目63科108種
魚類	8目14科37種	8目10科13種

(4) 生態系

本市は、主に北西部は山地で森林が広がり、南東部は平地で農耕地が多く市街地化が進んでいます。森林は、山地から平地に至るまで針葉樹のスギやヒノキの植林が多くを占めています。

北西部には井戸湿原、古峰ヶ原湿原や横根山など生態系の観点から重要と考えられる地域がみられるほか、平野部においてもトウキョウサンショウウオなど貴重な生き物が確認されています。

植物では、栃木県内に生育している種の約 70 パーセントの生育が確認され、動物では、哺乳類、両生類・爬虫類については約 70 から 90 パーセントの種が確認されています。

しかし、鳥類、魚類では、栃木県内に生息している種の約 50 から 70 パーセント、昆虫類で約 34 パーセントであり低い状況となっています。

表 栃木県に対する鹿沼市の確認種数の割合

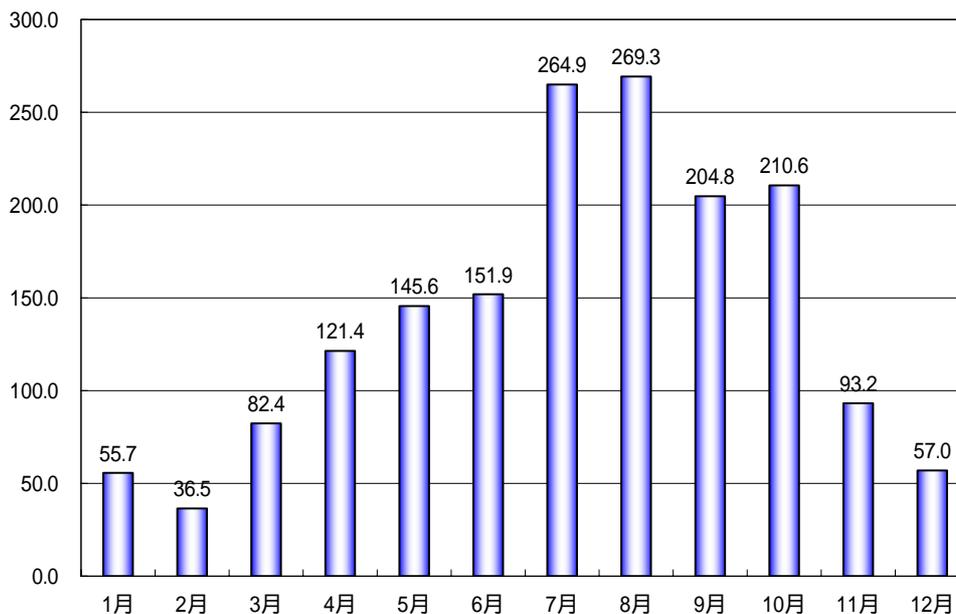
	確認数	栃木県内の確認種数	鹿沼市で確認された割合
植物	2,164 種	3,151 種	68.7%
哺乳類	39 種	53 種	73.6%
鳥類	175 種	293 種	59.7%
両生類	15 種	18 種	83.3%
爬虫類	14 種	15 種	93.3%
昆虫類	3,442 種	10,133 種	34.0%
魚類	37 種	55 種	67.3%

(5) 気象

本市の気候は太平洋岸式の気候であり、内陸のため寒暖の差がやや大きく、冬季の平地部の低温と夏季の雷の発生が特徴的で、降水量は年間 1,600 ミリメートル程度と全国的に見た場合、自然災害はほとんどなく住み良い気候といえます。

降水量は、下図に示すように、8月に最大を示し、2月に最小を示しています。また、本市の年平均気温は 13.0 度です。

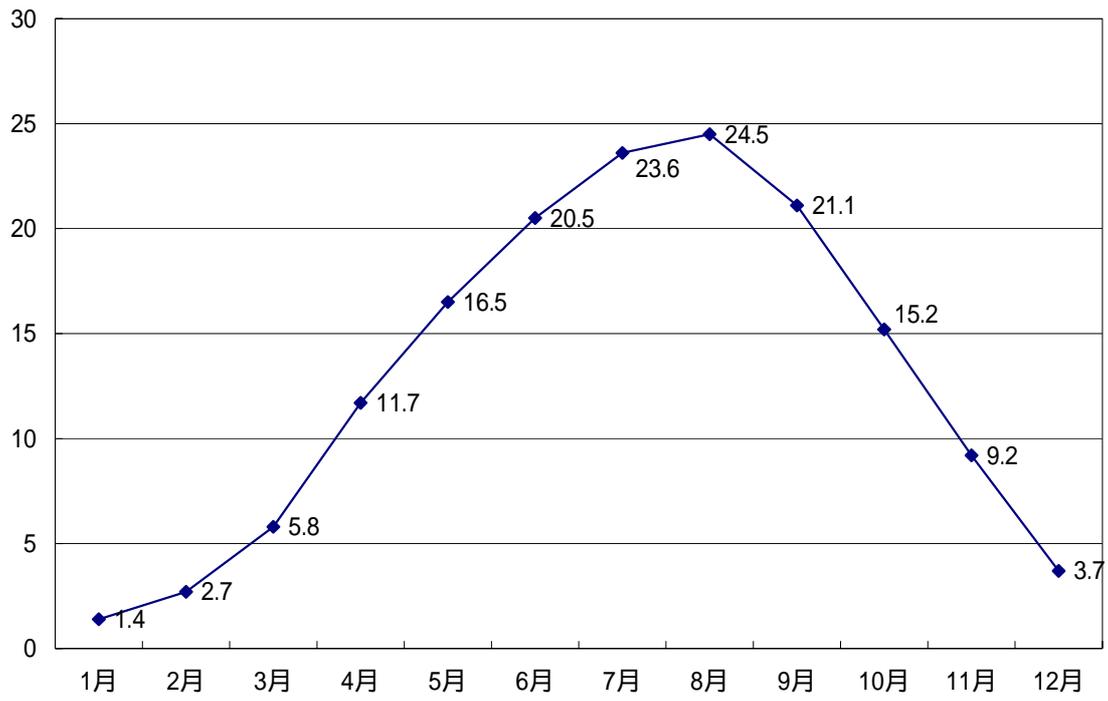
降水量 (mm)



出典：宇都宮地方気象台（平成 12（2000）年～21（2009）年）

図 鹿沼市の降水量

気温()



出典：宇都宮地方気象台（平成 12（2000）年～21（2009）年）

図 鹿沼市の気温



ヤマネ



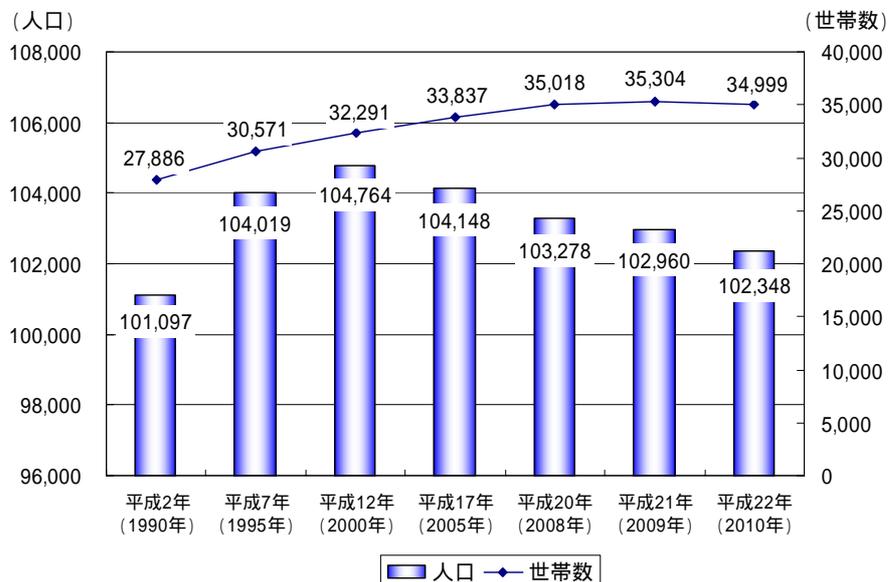
カザグルマ

2 社会環境

(1) 人口と世帯数の推移

平成 22 (2010) 年の本市の人口は 102,348 人、世帯数は 34,999 世帯で 1 世帯当たりの人員数は 2.92 人です。

人口は平成 12 (2000) 年をピークに減少していますが、世帯数は増加傾向であり、核家族化が進んでいることがうかがえます。

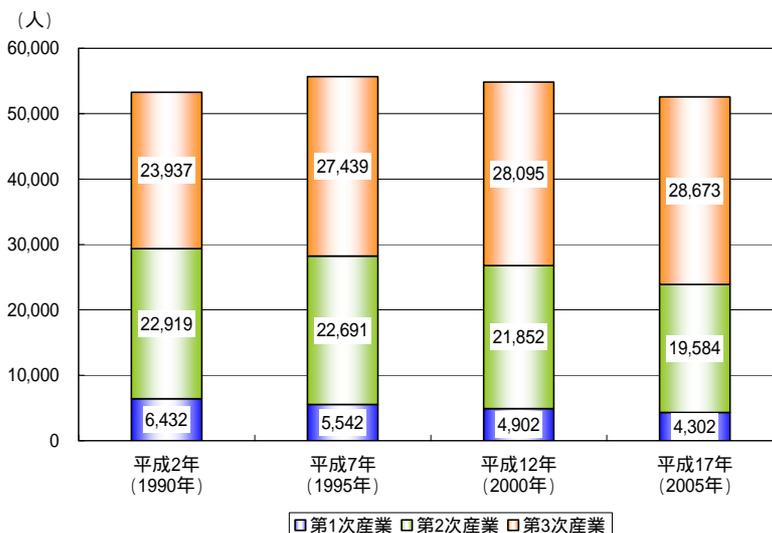


出典：平成 21 年版鹿沼市統計書（ただし平成 22 (2010) 年は平成 22 年国勢調査の確定値）

図 人口と世帯数の推移

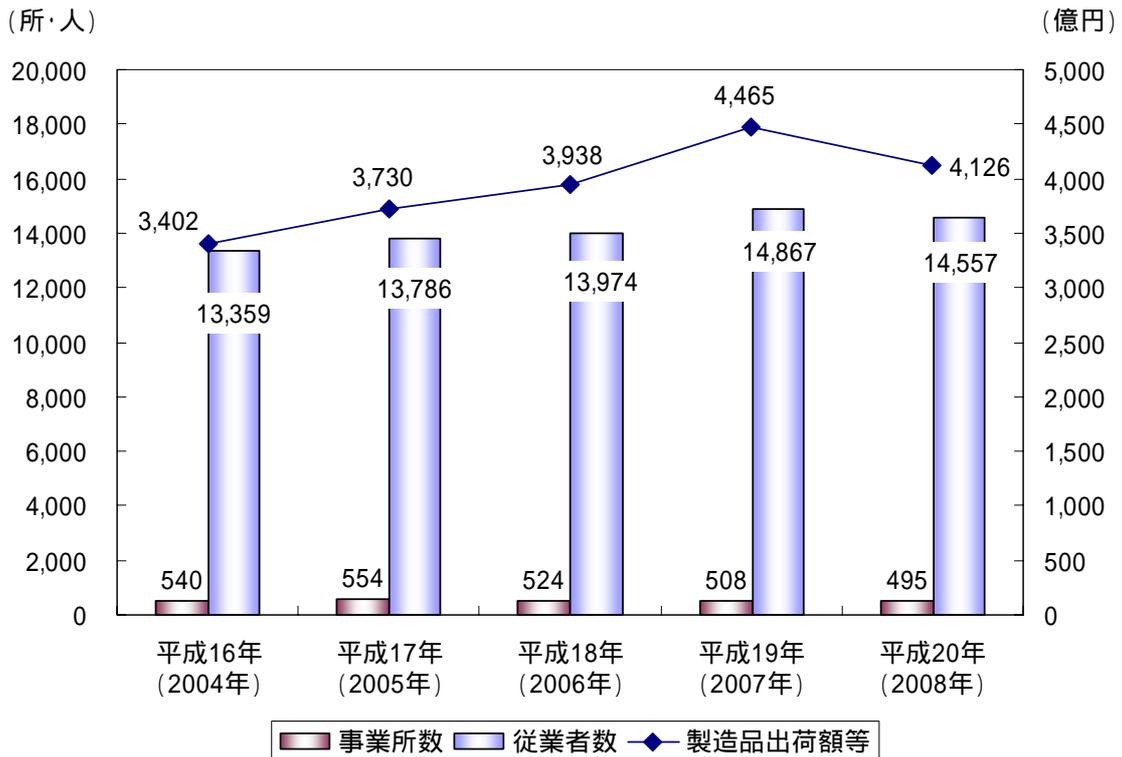
(2) 産業

平成 17 年の本市の就業人口は 52,559 人、そのうち第 1 次産業の就業人口は 8.2 パーセントで、第 2 次産業は 37.3 パーセント、第 3 次産業は 54.5 パーセントとなっています。第 1 次・第 2 次産業の就業割合は減少傾向にあり、第 3 次産業は増加傾向にあります。農業従事者は減少し、工業については、事業所数は減っていますが、従業員数、製品出荷額は増加傾向にあり、事業所の大規模化が進んでいると思われます。しかし、平成 20 (2008) 年の従業員数及び製品出荷額は、前年よりも減少しています。



出典：平成 21 年版鹿沼市統計書

図 産業別就業者割合の推移

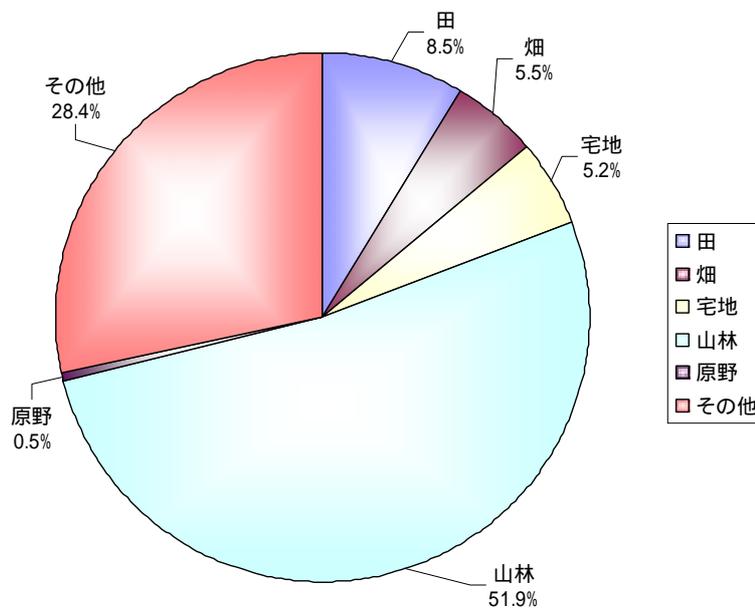


出典：平成22年版鹿沼市統計書

図 鹿沼市の工業の推移

(3) 土地利用

本市の土地の利用状況は、山林が51.9パーセントと最も多くを占めていて、以下、田が8.5パーセント、畑が5.5パーセント、宅地が5.2パーセント、原野が0.5パーセントとなっています。

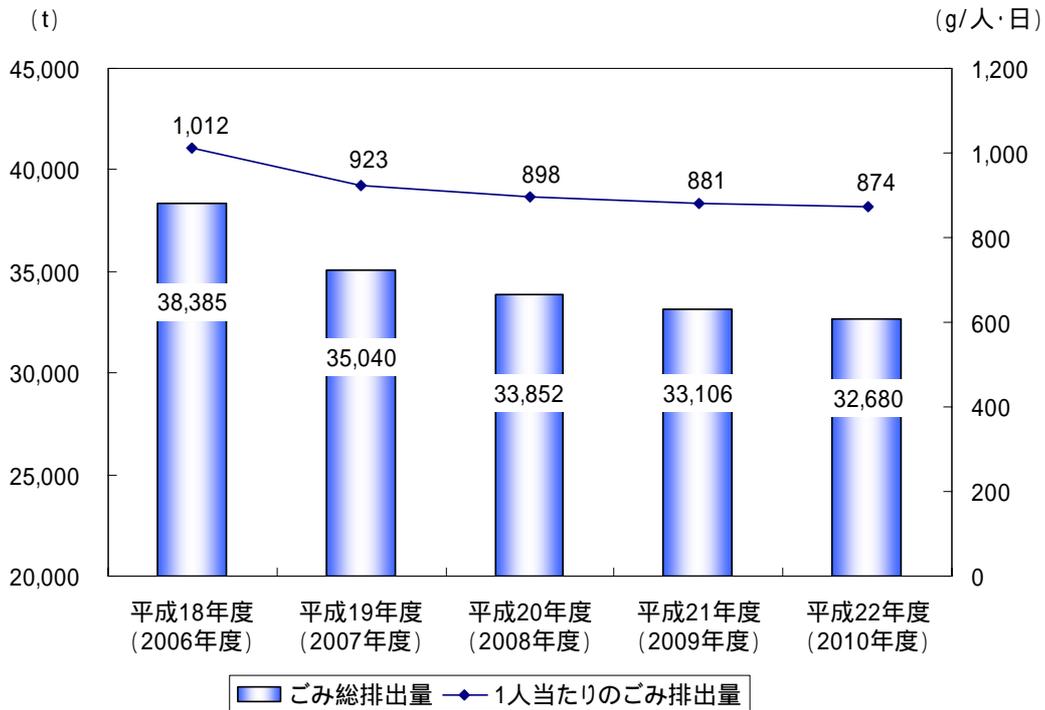


平成22(2010)年1月1日現在
出典：平成22年版鹿沼市統計書

図 鹿沼市の土地利用状況

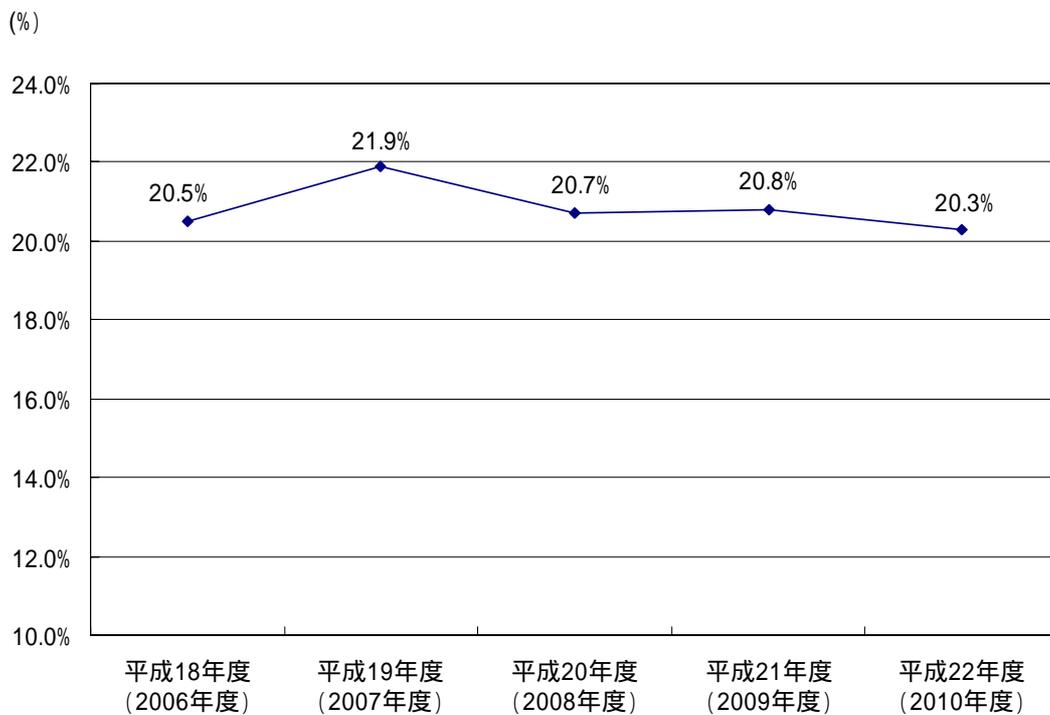
(4) 廃棄物処理

本市のごみ排出量については、1人当たりのごみ排出量が減少傾向にあり、それに伴い、総排出量も減少しています。また、廃棄物のリサイクル率は、平成19（2007）年をピークにリサイクル率は少し低下しましたが、20パーセント以上を維持しています。



出典：第5次鹿沼市一般廃棄物処理基本計画書

図 ごみ排出量の推移



出典：かぬまの環境平成22年度

図 リサイクル率の推移

3 生活環境

(1) 大気汚染

本市の大気汚染については、栃木県が一般環境測定局を鹿沼市庁舎に、自動車排出ガス測定局を府所歩道橋に設置し、自動分析により大気汚染物質を監視しています。

各測定結果は、一般環境測定局の大気汚染物質並びに自動車排出ガス測定局の大気汚染物質ともに環境基準を達成しています。

ダイオキシン類については、栃木県が、鹿沼市北犬飼体育館において実施している調査結果を監視しています。調査結果では、環境基準を大きく下回っており、ダイオキシン類は低い濃度で推移していると考えられます。

(2) 水質汚濁

公共用水域における河川水の調査は、鹿沼市街地を中心に 12 河川 21 地点において測定しています。本市の河川では、生活環境の保全に関する環境基準はおおむね達成していますが、黒川、大芦川、小藪川、荒井川、栗野川及び思川では、年度によっては BOD（生物化学的酸素要求量）年平均値が環境基準を超過することがあります。平成 22（2010）年度の測定結果では、黒川の楡木橋下、大芦川の北半田橋、小藪川の鹿商工前、栗野川の台東区自然学園下、思川の清南橋下の 5 地点で環境基準を超過してしまいました。

また、栃木県において、河川水及び河川底質のダイオキシン類調査を実施していて、すべての地点で環境基準を下回る結果でした。地下水の水質調査は、毎年 37 箇所で行われています。平成 22（2010）年度の調査では環境基準を上回る地点はありませんでした。

表 河川の BOD 年平均値

（単位：mg/L）

河川名	調査地点	H18 (2006) 年度	H19 (2007) 年度	H20 (2008) 年度	H21 (2009) 年度	H22 (2010) 年度	環境 基準
黒川	柿沢橋下	1.1	1.4	1.1	1.3	1.3	2.0 以下
	御成橋下	1.3	1.3	1.1	1.1	1.9	2.0 以下
	貝島橋下	1.2	1.3	0.8	0.8	1.5	2.0 以下
	楡木橋下	1.4	1.3	0.8	1.0	2.3	2.0 以下
大芦川	大関橋	1.2	1.1	0.7	0.8	0.7	1.0 以下
	北半田橋	1.4	1.3	1.1	0.7	1.4	1.0 以下
小藪川	鹿商工前	3.3	1.6	2.0	1.5	2.4	2.0 以下
行川	富岡橋下	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	2.0 以下
荒井川	旧加蘇出張所前	1.2	1.2	0.9	0.8	0.7	1.0 以下
南摩川	豊年橋下	1.2	1.2	0.4	0.6	0.8	2.0 以下
武子川	飯岡橋下	1.4	1.3	1.6	1.3	1.0	3.0 以下
西武子川	寿橋下	1.4	1.3	1.0	0.8	1.8	2.0 以下
瀬戸川	黒川橋東	1.1	1.2	0.9	0.9	1.6	2.0 以下
栗野川	台東区自然学園下	1.1	1.4	1.0	0.7	2.2	2.0 以下
	栗野コミセン前	0.9	1.2	1.0	1.0	0.7	2.0 以下
思川	墨田区自然学園下	1.0	1.3	0.8	0.7	1.9	2.0 以下
	大越路橋上	1.4	1.4	0.8	0.9	1.3	2.0 以下
	清南橋下	1.0	0.9	1.1	0.6	2.3	2.0 以下
	小倉橋	1.0	1.2	0.8	0.7	1.0	2.0 以下
永野川	石倉橋	1.0	1.1	1.2	1.1	1.2	2.0 以下
	倉本橋	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	2.0 以下

※網掛けは基準値超過を示します。

水生生物調査による公共用水域の水質調査を実施しており、その結果の一覧を下表に示します。

最近 5 年間で評価に変動が見られた地点がありましたが、全体的には良好な水質が維持されていると考えられます。ばらつきが見られた地点については、今後の水質の変動に注意が必要と思われま。

平成 22 (2010) 年度の調査では、大芦川の赤石橋地点、小藪川の東武ガード下地点、楡木町小藪橋地点で「少しきたない水」と評価されたものの、それ以外の地点では「きれいな水」と評価されています。

表 水生生物による水質調査結果一覧

河川名	調査地点	H18 (2006) 年度	H19 (2007) 年度	H20 (2008) 年度	H21 (2009) 年度	H22 (2010) 年度
黒川	大原堰堤上	os	os	os	os	os
	下遠部橋	os	os	os	os	os
	府中橋下	os	os	os	os	os
	上殿橋	os	os	os	os	os
	楡木橋下	os	os	os	os	os
大芦川	一の鳥居	os	os	os	os	os
	大関橋	os	os	os	os	os
	赤石橋	os	os	os	os	β ms
小藪川	東武ガード下 (H20 (2008) 年度までは、 ガード上)	β ms				
	楡木町小藪橋	os	os	os	β ms	β ms
行川	富岡橋	os	os	os	os	os
荒井川	法長内橋	os	os	os	os	os
	象間橋	os	os	os	os	os
南摩川	豊年橋下	os	os	os	os	os
武子川	仁神堂橋	os	os	os	os	os
	工業団地東 (H20 (2008) 年度までは、 団地南)	os	os	os	os	os
西武子川	寿橋下	os	β ms	os	os	os
瀬戸川	黒川橋東	os	os	β ms	os	os
栗野川	入栗野境	os	os	os	os	os
	清瀬橋下	os	os	os	os	os
思川	蕪根橋	os	os	os	os	os
	柏木橋	os	os	os	os	os
	天満橋	os	os	os	os	os
	清洲橋	os	os	os	os	os
永野川	田中橋	os	os	os	os	os
	倉本橋	os	os	os	os	os

水質の評価

os : 貧腐水性 きれいな水

β ms : β - 中腐水性 少しきたない水

α ms : α - 中腐水性 きたない水

ps : 強腐水性 大変きたない水

※網掛けは、水質の評価が β ms (少しきたない水) を示します。

(3) 騒音

市内では騒音の測定を定期的に行っています。騒音測定は、国道 293 号（府所町：平成 17（2005）年から平成 19（2007）年）、県道鹿沼足尾線（縦山町：平成 17（2005）年から平成 22（2010）年）、県道鹿沼環状線（千渡：平成 17（2005）年から平成 19（2007）年、栄町 3 丁目：平成 18（2006）年から平成 22（2010）年）、東北縦貫自動車道路（磯町：平成 17（2005）年から平成 21（2009）年）で測定を行っています。一般地域、道路に面する地域ともに環境基準を超えることがあり、特に一般地域の夜間について環境基準を超えることが多い状況です。

(4) 土壌

鹿沼市では土壌のダイオキシン類の調査を実施しています。調査結果をみるとすべての地点で環境基準を下回る結果でした。



田んぼまわりの生き物調査



水生生物の多様性が見られる土水路

4 快適環境

(1) スポーツ・文化施設

スポーツ施設は、鹿沼運動公園、御殿山公園、栗野総合運動公園、鹿沼総合体育館などの21箇所です。また、文化施設は、鹿沼市民文化センター、鹿沼市立図書館、市民情報センターなどの14施設です。

(2) 保健・医療・教育・福祉施設

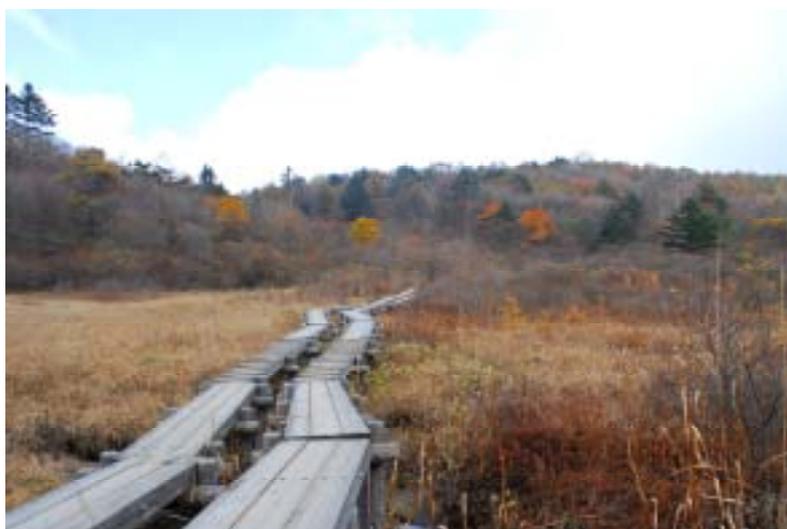
保健施設は、県西健康福祉センター1箇所、医療施設は病院3箇所、診療所53箇所、歯科診療所45箇所です。また、主な教育施設は小学校27箇所、中学校10箇所、高等学校4箇所であり、福祉施設は40箇所です。

(3) 緑のオープンスペース

公園・緑地は、県立自然公園が1箇所、県自然環境保全地域が2箇所、県緑地環境保全地域が2箇所、鳥獣保護区が7箇所、都市公園等が64箇所、その他公園が130箇所になります。

(4) 文化財

本市では、有形文化財が142件、民俗文化財が21件、記念物が18件あります。その内、国指定が2件、国選択が3件になります。



井戸湿原の紅葉

5 地球環境

(1) 地球温暖化

地球温暖化は、温室効果ガスを排出することによって促進されます。本市で排出される温室効果ガスの大部分は二酸化炭素によるものです。本市における平成 2(1990)年及び平成 19(2007)年から平成 21(2009)年までの「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル 簡易版」に基づいた二酸化炭素排出量の値を以下に示します。

基準年である平成 2(1990)年と平成 21(2009)年を比較すると二酸化炭素排出量の合計は増加していますが、平成 19(2007)年から平成 21(2009)年までは年々減少しています。部門ごとでみると、特に家庭や一般廃棄物からの排出量の増加の割合が多い状況です。

表 基準年と平成 19(2007)年から平成 21(2009)年までの二酸化炭素排出量及び増加率

年	製造業	建設・鉱業	農林水産業	家庭部門	業務部門	旅客自動車	貨物自動車	鉄道	一般廃棄物	合計
平成 2 (1990)年	252,533	25,254	11,354	78,744	93,313	90,380	103,806	5,936	7,228	668,548
平成 19 (2007)年	302,019	16,992	11,999	124,890	148,920	134,125	114,281	6,734	7,658	867,618
平成 20 (2008)年	242,716	17,684	11,571	117,681	136,431	135,418	110,931	6,519	11,606	790,559
平成 21 (2009)年	239,369	14,910	14,879	109,287	114,834	139,135	105,075	6,183	10,398	754,069
平成 2 (1990)年から平成 21 (2009)年の増加率	-5.2%	-41.0%	35.3%	38.3%	23.5%	54.6%	1.0%	3.0%	48.5%	12.7%

(千tCO₂)

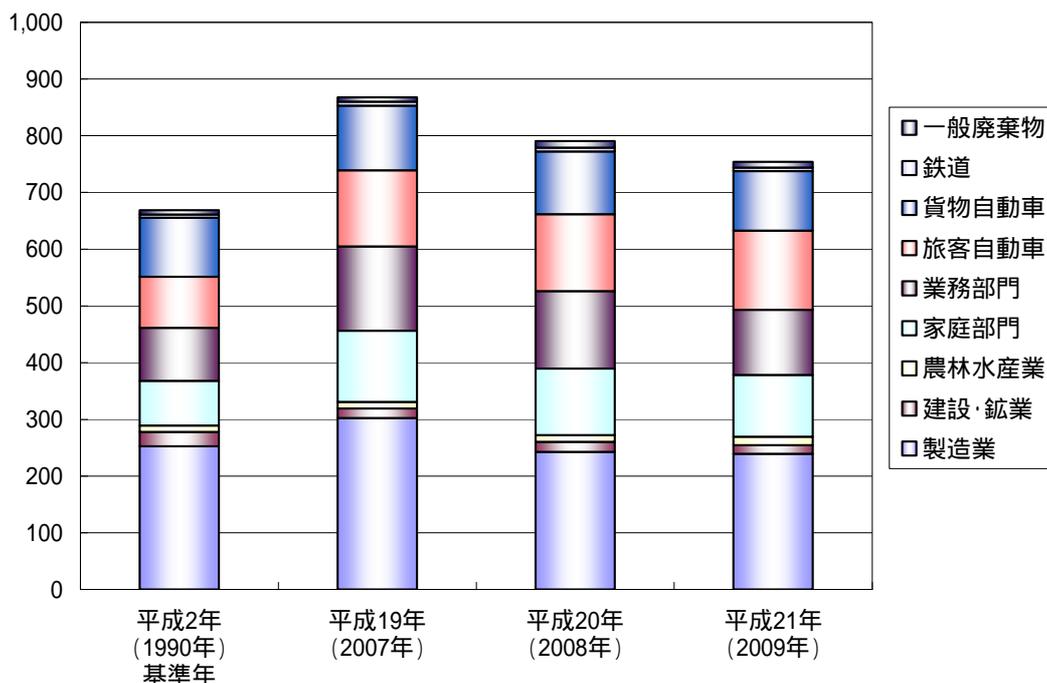


図 二酸化炭素排出量の基準年との比較

6 本市の環境課題

本市の有する自然は、市民生活に潤いや活力をもたらすだけでなく、都市住民にも安らぎを与える貴重な資源となっています。

この美しい自然を、将来にわたり保全・活用し、都市と自然の調和がとれた美しいまちとして、さらに魅力を高めていく必要があります。

このため、土地利用においては、恵まれた自然の保全に努めると共に、その資源の有効な利活用を市民と一緒に検討を進めることが望まれています。

人口の減少（少子・超高齢化）

少子・超高齢化、そして人口の減少は、特に中山間地での住民の転出、限界集落化、旧市街地での世帯の高齢化、若年層の減少をもたらしています。これにより、空き家の増加、農地の荒廃、山林の手入れ不足が進行しています。

また、農地や山林へ人の手が入らなくなったことで、イノシシやシカ、サルなどの野性動物による農作物への被害、市民への危害など野性鳥獣への対応が急務になっています。

水環境の保全

水環境の保全については、下水道の整備や生活排水の処理が重要です。平成 21（2009）年度現在鹿沼市の生活排水処理人口についても全国 77.8 パーセント、栃木県 85.7 パーセントに対して、74.3 パーセントと低い状況です。快適な生活環境の実現と生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るために地域の実情に応じた生活排水対策を進める必要があります。

今後、水源の保全のために、水源涵養や二酸化炭素の吸収と憩いの場など人々の生活に有益な機能を持つ森林や緑地は、貴重な動植物の生息、生育空間でもあります。こうした機能をもつ森林や緑地を保全・創出するための対策が必要です。

河川水質

河川水質については、おおむね環境基準を達成しています。しかし、大芦川では、BOD 基準値が 1 リットル当たり 1 ミリグラムとかなり厳しいため、環境基準を達成していません。

また、黒川、小藪川、栗野川及び思川についても、最近の平成 22（2010）年度の BOD の測定結果において、環境基準を超過している地点がありました。

不法投棄の防止対策

不法投棄の防止対策については、きれいなまちづくり推進員との連携や環境パトロールの実施体制の充実を図り、不法投棄の防止やその他の環境保全に努めています。

また、「クリーン鹿沼」と称して、事業者や地域住民の参加を得て、定期的に不法投棄物の撤去作業を実施しています。

ごみ処理・リサイクル

ごみ処理・リサイクルについては、多くの市民が気にかけている事項であり、市民も事業者も積極的にごみの減量化やリサイクルに取り組んでいます。今後とも、取組を強化していくために、ごみの減量化の目的を周知するとともに、廃棄物の発生抑制（リデュース：reduce）、資源の再使用（リユース：reuse）、再利用（リサイクル：recycle）の3Rの推進に取り組むことが大切です。資源の有効利用による循環型社会の形成を図るため、3Rのより一層の推進に向け、市民や事業者への意識啓発の強化が求められています。

放射能汚染対策

福島原子力発電所事故に伴う放射性物質拡散による放射能汚染対策については、国や県との連携・協力の下に、情報の共有化を進め、市民の健康や安全を確保するため、庁内に放射能汚染対策本部会議を設置し、新たな課題として取り組んでいきます。

地域環境ネットワーク

地域環境ネットワークについては、今後も、きれいなまちづくり推進員協議会や環境美化団体などの地域での環境活動の取組の連携、協働をより一層推進し、力強いものへと発展させることが重要となります。

第3章 計画目標と基本方針

第1節 本市の都市イメージ

本市は、貴重で美しい自然が多く残されています。

奥深い山々や幾筋もの清流、豊かな田園、里山が織り成すふるさとの原風景は、市民の生活に潤いや安らぎ、活力をもたらすのみならず、都市の住民にも癒しを提供する貴重な資源となっています。

この素晴らしい本市において、次に掲げる都市イメージの実現を目指して、豊かな自然環境と共生や安全で快適な生活環境を確保し、活力ある産業の育成、循環型社会の構築等を図りながら、持続的発展が可能なまちづくりを進めていきます。

◆ 目指すべき都市イメージ

自然と共に歩む 人情味あふれる絆のまち

第2節 基本理念

この計画においては、環境基本条例第3条に定められた次の基本理念の実現を図るものとします。

1 次世代への継承

市民の環境問題に対する意識の高揚を図り、健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保しながら、これを将来の世代に継承します。

2 自然との共生

恵み豊かな自然環境と潤いや安らぎのある社会環境を確保し、これらと市民が共生できる生活環境を形成します。

3 持続的な発展

環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築します。

4 地球環境の保全

地球環境の保全を自らの課題として認識し、市民生活や経済活動等のあらゆる活動において環境負荷の低減を積極的に推進します。

第3節 計画の目標

本市の目指すべき都市イメージを実現し、環境の保全と創造を図るため、本計画の目標を次のとおり掲げます。

◆ 計画の目標

『花と緑と清流のまち』『笑顔あふれる優しいまち』の創造

～第6次鹿沼市総合計画基本構想 基本理念～

第4節 基本的な方針

環境基本条例第8条に定められた次の基本的な方針によって総合的かつ計画的に施策に取り組みます。

1 環境問題の意識を高める

市民や事業者に対して環境保全活動や環境学習、環境情報の提供を積極的に推進して、環境問題の意識を高めながら、きれいなまちづくりを推進します。

2 自然との共生を目指す

本市の美しい自然は、市民ばかりでなく、すべての人々にとって大切なものです。自然との共生を基本としながら、身近な自然とのふれあいの場を創出するなどその保全と活用、自然との調和を目指した産業の展開を図ります。

3 美しい水と緑の自然を継承する

森林や河川は、私たちに潤いや安らぎの場、生活の場を提供しています。本市の特性であり、私たちの生活に密着したこの美しい水と緑の自然を継承します。

4 環境への負荷を減らす

市民・事業者のそれぞれが主体的に環境に及ぼす影響を管理し、環境への配慮した行動をすることによって、環境への負荷の少ない持続可能な発展を目指します。また、地球温暖化対策への取り組みを進展させると共に、省資源・省エネルギー対策と自然エネルギーの利活用を進めます。

5 循環型社会への転換を目指す

資源の有限性を踏まえ、3R原則により廃棄物の減量化、再資源化を推進するとともに、省資源化を促進し、循環型社会の構築に向けて取り組みを進めます。

第4章 環境施策の展開

5つの基本方針(大項目)の下に中項目・小項目を体系化し、小項目ごとに施策を展開し、総合的かつ体系的に基本方針の達成を目指します。



第1節 環境問題の意識を高める

大項目	中項目	小項目	施策名	記載頁	
1 環境問題の意識を高める	(1) きれいなまちづくりの推進	きれいなまちづくり運動	きれいなまちづくり推進員の活動促進	36	
			地域特性を生かしたきれいなまちづくりの実践	36	
			環境美化活動の展開と連携	37	
		(2) 環境教育の推進	環境教育指導者の養成	人材・教材の充実と環境学習の体制づくり	38
				環境学習リーダーの育成	38
			学校・幼稚園等における環境教育の充実	こども達への環境学習・教育の推進	39
				市民の意識を高める環境学習の推進	40
			社会教育における環境教育の充実	環境情報システムの確立	40
				事業所における環境教育の推進	企業の環境行動の推進
	(3) 環境と健康の推進	環境と健康の推進	有害物質対策の推進	42	
			食育の推進	43	
			愛護動物の管理	43	

重点施策一覧

施策名	主な内容	記載頁
地域特性を生かしたきれいなまちづくりの実践	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の環境美化団体等と連携した地域の現状把握(環境部) ➤ 地域環境ネットワークの構築による地域別環境配慮行動計画の進行管理(環境部) 	36
環境美化活動の展開と連携	<ul style="list-style-type: none"> ➤ きれいなまちづくり推進条例の推進(環境部) ➤ 環境美化推進団体への支援(環境部) ➤ 環境美化推進団体ときれいなまちづくり推進員の連携(環境部) 	37
こども達への環境学習・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ こども環境学習会出前講座の開催(環境部) ➤ 環境学習推進校の実施(教育委員会事務局) ➤ 自然生活体験学習事業の実施(教育委員会事務局) 	39
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 食育推進計画に基づく推進(保健福祉部・経済部・教育委員会事務局) 	43

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
環境美化推進地区数(団体数) ※1	92 団体	85 団体	92.4%	17 地区	17 地区
環境学習リーダー登録数	50 人	30 人	60.0%	60 人	70 人
こども環境学習会出前講座(年間)	1,000 人	60 人	6.0%	1,000 人	1,000 人
環境教育推進校指定 ※2	9 校/年	9 校/年	100.0%	37 校	—
自然生活体験学習年間参加児童・生徒数	1,970 人	2,053 人	104.0%	1,793 人	1,715 人
わくわくネイチャー事業開催数	年 6 回	年 6 回	100.0%	年 6 回	年 6 回

※1 団体への補助から地区への補助に制度を変更したため、全 17 地区での実施を目標とします。

※2 計画期間中に市内 37 小中学校を指定することを目標とします。

大項目 1 環境問題の意識を高める

(1) きれいなまちづくりの推進

きれいなまちづくり運動

現状と課題

平成 7（1995）年にきれいなまちづくり推進員制度[※]を創設し、平成 16（2004）年度にはきれいなまちづくり推進員協議会が設立されるとともに、各地区に支部組織が設置されて、地域におけるきれいなまちづくりの中心的な役割を担い、積極的な活動が展開されております。

今後も引き続き地域のきれいなまちづくりの主体として、各種団体や事業者等との連携を図りながらの活動が期待されております。

施策名 きれいなまちづくり推進員の活動促進

きれいなまちづくり推進員は、地域のきれいなまちづくりの中心的な役割として重要な存在となっております。この推進員の活動を促進することできれいなまちづくり運動の拡大を図ります。

行動内容

- きれいなまちづくり推進員協議会を通じて、新任推進員の研修など資質向上に努めていきます。また、協議会の実行機関となる支部長会議を適時開催して、円滑な協議会活動や各支部での連携した活動に努めます。
- 各地区における支部会議を開催し、各種団体や事業者等との連携を強化しながら、地域における活動の活性化を図ります。

施策名 地域特性を生かしたきれいなまちづくりの実践

各地域には様々な環境保全に関する資源や課題等が存在し、それに応じた対策が有効となります。この対策を円滑かつ計画的に進めるため、地域特性の把握を行うとともに、きれいなまちづくりを目指した行動を積極的に取り組んでいきます。

行動内容

- きれいなまちづくり推進員を中心に、地域の環境美化団体や自治会、事業者等が連携した地域環境ネットワークの構築を推進します。
- 地域における環境保全を推進するため、地域別環境配慮行動計画を策定して、計画的な実施を進めます。

※ きれいなまちづくり推進員：地域のきれいなまちづくり推進のリーダーであり、各自治会に 1 名（世帯数が多い自治会は 200 世帯に 1 名を基準に複数人）を自治会の推薦を受けて、市長が委嘱します。

施策名 環境美化活動の展開と連携

行動内容

- きれいなまちづくり推進条例の推進 **環境部**
 - ・「環境美化の日」の実施
- 環境美化推進団体（きれいねっと鹿沼登録団体等）への支援 **環境部**
 - ・「フラワーロード」の実施
 - ・自治会や各種団体による、道路・河川等の環境美化活動の実施
- 環境美化推進団体ときれいなまちづくり推進員の連携 **環境部**
- 犬、猫などのペットのマナー啓発と対策 **保健福祉部**
- 「環境クリーンセンター市民利用の日」の実施 **環境部**
- まちの景観美を損ねている空き家の整備の推進 **関係部局**

数値目標

項目	前回目標 値(H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
環境美化推進地区数 (団体数)	92 団体	85 団体	92.4%	17 地区	17 地区



クリーン鹿沼の様子

大項目 1 環境問題の意識を高める

(2) 環境教育の推進

環境教育指導者の養成

◆ 現状と課題

平成 16 (2004) 年に制定しました環境教育の推進に関する基本方針に基づき、環境教育指導者の養成を行い、指導技術課程の修了者は 30 人で達成率 60 パーセントでした。

環境教育を支援する人材を計画的に育成するとともに、環境教育の資料、情報等の充実を図ることが必要です。

また、「環境教育の推進に関する基本方針」についても、制定から 10 年を目途に、見直しをしていく必要があります。

施策名 人材・教材の充実と環境学習の体制づくり

行動内容

- 生涯学習大学との連携 **全部局**
- 環境学習副読本の作成 **環境部**
- 環境教育指導者の養成講座などの「かぬま生涯学習大学講座一覧」での情報提供及び講座・イベント申込案内システムでの情報提供 **教育委員会事務局**

参考数値

項目	現状値 (H22)
こどもエコクラブ	3 団体(52 人)

施策名 環境学習リーダーの育成

行動内容

- 環境学習指導者養成コース（基礎課程・指導技術課程）を開講し、環境学習リーダーの養成 **環境部**
 - ・環境学習リーダーの組織化による自主的活動を支援
 - ・講師情報誌での情報提供

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
環境学習リーダー登録数	50 人	30 人	60%	60 人	70 人

大項目 1 環境問題の意識を高める

(2) 環境教育の推進

学校・幼稚園等における環境教育の充実

現状と課題

こどもたちの未来につなげる環境教育として実施した、こども環境学習会出前講座の参加者は 60 人でしたが、身近なごみ問題やリサイクル運動を学習する施設見学会には毎年 1,000 人以上の参加がありました。

様々な体験を通じた環境学習への機会を促すため、出前講座や体験学習施設のより一層の活用が課題です。

施策名 こども達への環境学習・教育の推進

行動内容

- こども環境学習出前講座の開催 **環境部**
- 環境学習推進校の実施 **教育委員会事務局**
- 環境学習副読本の作成 **環境部**
- 自然生活体験学習事業の実施 **教育委員会事務局**
- 社会科副読本により郷土理解学習の実施 **教育委員会事務局**
- 緑の少年団活動支援より児童生徒の緑化愛護精神の高揚を図る **経済部**
 - ・森林愛護に関する作文・ポスターコンクールの開催

数値目標

項目	前回 目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
こども環境学習会出前講座（年間）	1,000 人	60 人	6.0%	1,000 人	1,000 人
環境教育推進校指定	38 校/年	9 校/年	100.0%	37 校/年	-
郷土理解教育副読本活用	100%	100%	100.0%	100%	100%
自然生活体験学習参加児童・生徒数（年間）	1,970 人	2,053 人	104.0%	1,793 人	1,715 人
わくわくネイチャー事業開催数	年 6 回	年 6 回	100.0%	年 6 回	年 6 回
緑の少年団（補助金交付支援団体）	38 校	43 校 （団体）	113.1%	37 校	37 校
森林愛護作文・ポスターコンクール応募数	300 点	351 点	117.0%	300 点	300 点

大項目 1 環境問題の意識を高める

(2) 環境教育の推進

社会教育における環境教育の充実

現状と課題

平成 16（2004）年に制定しました「環境教育の推進に関する基本方針」に基づき、自然的社会的条件や主体別差異を考慮した体験学習の充実を図るため各種イベントの開催や自然生活体験学習会を行いました。

環境政策については「かぬまの環境」で周知を図っていますが、蓄積された環境データの活用をさらに図るため環境情報データベースの確立が重要です。

施策名 市民の意識を高める環境学習の推進

行動内容

- 各種環境イベントの開催 **全部局**
- 市外向け自然体験ツアーの企画支援 **経済部**
- 昆虫標本の活用 **教育委員会事務局**

施策名 環境情報システムの確立

行動内容

- 環境基本計画実績報告書「かぬまの環境」の発刊、市ホームページ掲載 **環境部**
- 蓄積された環境情報を活用できる環境情報データベースの確立 **環境部**
 - ・保有環境情報の逐次開示
 - ・調査結果の速報

大項目 1 環境問題の意識を高める

(2) 環境教育の推進

事業所における環境教育の推進

現状と課題

平成 16 (2004) 年に制定しました「環境教育の推進に関する基本方針」に基づき、事業所内の活動である職場での環境保全活動への意欲を高めるため、ISO14001 認証取得を始めとした環境管理システム構築の推進及び活用を支援することが重要です。

施策名 企業の環境行動の推進

行動内容

- 事業者の環境配慮推進 **経済部**
 - ・ ISO14001 認証取得支援
 - ・ エコアクション 21 導入促進

数値目標

項目	前回 目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
事業所の ISO14001 認証取得	56 社	43 社	76.8%	50 社	55 社
エコアクション 21 取得	—	1 社	—	8 社	15 社

(3) 環境と健康の推進

環境と健康の推進

現状と課題

現代の社会において、私たちの暮らしと化学物質は切っても切れない関係となっています。産業においても化学物質抜きには成り立たず、私たちの生活に利益をもたらす一方で、問題を生じさせることもあり、また、生態系に対する影響も大きくなっています。

生態系からは、母体を通した胎児に対しての化学物質の蓄積などが問題になっており、健康に対する影響が懸念されています。

また、食生活の変化による生活習慣病や食育の推進が課題になっています。

施策名 有害物質対策の推進

行動内容

- 有害化学物質対策 関係部局
 - ・有害化学物質の情報収集・啓発・調査
- 有害化学物質使用対象施設等の把握と対策の推進 環境部
 - ・県との連携による実態把握
 - ・ダイオキシン類の測定

数値目標

項目		前回 目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
環境中のダイオキシン類の調査	大気	2箇所2回	2箇所2回	—	2箇所2回	2箇所2回
	水質	3箇所1回	3箇所1回	—	3箇所1回	3箇所1回
	土壌	3箇所1回	3箇所1回	—	3箇所1回	3箇所1回
廃棄物処理施設からのダイオキシン類測定	焼却炉	3炉1回	3炉1回	—	2炉1回	2炉1回
	排水	1回	1回	—	1回	1回

施策名 食育の推進

行動内容

- 食育推進計画に基づく推進
 - ・ 地域における食生活改善指導等 **保健福祉部**
 - ・ 学校における食に関する指導 **教育委員会事務局**
 - ・ 地産地消教育の充実、地域食材を使用した給食の実施
教育委員会事務局・**経済部**
 - ・ 安全・安心であることを基準にかぬまブランドを認定 **経済部**

施策名 愛護動物の管理

行動内容

- 動物の適正飼養及び愛護思想の普及啓発 **保健福祉部**
 - ・ 飼い主のマナー向上啓発
 - ・ 犬の登録の啓発と狂犬病予防注射接種率の向上

第2節 自然との共生を目指す

大項目	中項目	小項目	施策名	記載頁
2 自然との共生を目指す	(1) 自然環境の保全	土地利用の総合調整	土地利用の総合調整	46
			地籍調査推進体制の構築	46
		生物多様性の保全	動植物の適正把握	47
			動植物の生息・生育環境保全と創出	47
		環境に配慮した生活空間づくり	魅力ある都市づくり	48
			美しい農山村づくり	49
	街道景観の形成		50	
	都市景観の形成		50	
	(2) 自然環境との調和	景観の保全と創出	農山村景観の形成	51
			文化財指定史跡・天然記念物の保存	51
			環境保全関連産業等の育成	52
		自然環境と調和した産業振興	環境保全関連産業等の育成	52
	野生動植物との共生	種の多様性の保全と野生鳥獣による被害防止対策の充実	53	

重点施策一覧

施策名	主な内容	記載頁
土地利用の総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 土地利用の総合的な調整(総務部) <ul style="list-style-type: none"> ・土地の大規模開発に対する適正な指導 ➤ 地籍調査推進体制の構築(関係部局) <ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査実施に向けた人員配置等の体制づくり 	46
動植物の生息・生育環境保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 井戸湿原保全対策基本計画の見直し検討(経済部) ➤ 生息環境に配慮した農業基盤整備事業の推進(経済部) 	47
魅力ある都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 都市計画マスタープランの推進(都市建設部) ➤ 緑のオープンスペースの確保(都市建設部) 	48
美しい農山村づくり	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「鹿沼市人・農地プラン」の推進(経済部) ➤ 農業振興地域整備計画の推進(経済部) ➤ 定住環境の整備(経済部) 	49

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
土地改良事業面積	2,717ha	2,681ha	98.7%	2,840ha	2,840ha
土地区画整理事業面積	250.7ha	249.6ha	99.6%	280.3ha	309.2ha
雨水排水管路整備面積	760ha	511.9ha	67.4%	760ha	870ha
耕作放棄地面積	390ha	419ha	93.1%	392ha	366ha

(1) 自然環境の保全

適正な土地利用

現状と課題

無秩序なミニ開発の進行、農村部における耕作放棄地の増加、森林の荒廃、里山等の自然環境の破壊などによる土地利用上の諸問題が発生してきています。

また、市域には線引き都市計画区域、非線引き都市計画区域、都市計画区域外が混在しているため、今後は都市計画区域のあり方について長期的な土地利用の方向性を検討する必要があります。

施策名 土地利用の総合調整

行動内容

- ▶ 土地利用の総合的な調整 **総務部**
 - ・ 鹿沼市土地利用に関する事前調整要綱・事前協議要綱に基づき、土地利用・大規模開発に対する適正な指導
 - ▶ 土地利用の適正な誘導 **総務部**
 - ・ 土地の大規模開発に対する適正な指導
 - ▶ 土地利用の適正な誘導 **経済部**
 - ・ 企業誘致基本方針に基づいた誘致の推進
- 周辺環境への負荷の軽減や適正な土地利用を念頭に置いた新規工業団地の整備検討及び推進

施策名 地籍調査推進体制の構築

行動内容

- ▶ 地籍調査推進体制の構築 **関係部局**
 - ・ 地籍調査実施に向けた人員等の体制づくり

大項目2 自然との共生を目指す

(1) 自然環境の保全

生物多様性の保全

現状と課題

「栃木県自然環境報告書」、「栃木県レッドデータブック」、「鹿沼市の自然」等により、自然・地理資料の調査がなされていますが、自然環境の変化に伴う現状を客観的に把握する必要があります。

施策名 動植物の適正把握

行動内容

- 市内自然・地理資料の調査 **教育委員会事務局**
 - ・定期的な自然環境実態の調査
- 生態系、生息地若しくは種を脅かす特定外来生物の把握 **経済部**

施策名 動植物の生息・生育環境保全と創出

行動内容

- 井戸湿原保全対策基本計画の見直し検討 **経済部**
- 生息環境に配慮した農業基盤整備事業の推進 **経済部**
 - ・地域の自然環境等の実態把握、環境情報協議会等の意見を反映
 - ・地域維持管理体制の整備

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
土地改良事業面積	2,717ha	2,681ha	98.7%	2,840ha	2,840ha

大項目2 自然との共生を目指す

(2) 自然環境との調和

環境に配慮した生活空間づくり

現状と課題

市域には線引き都市計画区域、非線引き都市計画区域、都市計画区域外が混在しているため、今後は都市計画区域のあり方について長期的な土地利用の方向性を検討する必要があります。

また、中山間地域の持つ多様な地域資源（自然環境等）は、健全な農林業生産活動の維持により保全されてきましたが、地理的に不利な条件に加え、過疎化、高齢化の進展により、生産活動の維持が困難な状況であり、耕作放棄地を初めとする農山村環境の悪化に繋がっています。

施策名 魅力ある都市づくり

行動内容

- 都市計画マスタープランの推進 **都市建設部**
- 市街地の整備 **都市建設部**
 - ・市街地整備（区画整理、中心市街地新拠点、道路整備）
 - ・民間開発の適正指導
- 雨水対策事業の推進 **環境部**
 - ・雨水幹線の整備推進による、集中豪雨等の被害防止
- 住宅マスタープランの推進 **都市建設部**
 - ・環境にやさしい住まいづくり
- 安全な建物環境づくり **都市建設部**
 - ・建築物耐震改修の促進
- 緑のオープンスペースの確保 **都市建設部**・**市民部**
 - ・公園や広場の整備
 - ・鹿沼市聖地公園（見笹霊園）の整備

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
土地区画整理事業面積	250.7ha	249.6ha	99.6%	280.3ha	309.2ha
雨水排水管渠整備面積	760ha	511.9ha	67.4%	760ha	870ha

施策名 美しい農山村づくり

行動内容

- 「鹿沼市人・農地プラン」の推進 **経済部**
 - ・「鹿沼市人・農地プラン」の策定と進行管理
- 農業振興地域整備計画の推進 **経済部**
 - ・優良農地の保全と基幹作物の振興、及び荒廃農地の解消
- 中山間地域対策 **経済部**
 - ・事業実施前の地域の自然環境等の調査による現状把握
 - ・農山村地域における地域活性化のための組織作りの推進、及び継続的な活動体制の整備
 - ・地域の自然及び文化的な資源を保全・利活用するための活動方針の策定、及び啓発
- 菜園付き住宅事業 **経済部**
 - ・耕作放棄地の解消
 - ・中山間地域における宅地造成
 - ・都市住民の定住促進
- (仮称)ハーベストセンター整備の検討 **総務部**
 - ・都市と農村との交流による地域活性化とスローライフの実践・支援
- 定住環境の整備 **経済部**
 - ・地域の特性を生かした拠点施設の整備
 - ・上下水道の整備を含めた定住環境整備の推進
- 山村振興計画の推進 **総務部**
- 辺地に係る総合整備計画の策定と推進 **総務部**
- 森林整備計画の推進 **経済部**
 - ・森林のもつ公益的環境保全機能の維持発揮のための地域特性に応じた森林整備の推進
- 周辺環境に配慮した畜産経営の促進 **経済部**

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
耕作放棄地面積	390ha	419ha	93.1%	392ha	366ha

(2) 自然環境との調和

景観の保全と創出

現状と課題

中山間地域には、豊かで優れた森林資源や首都圏への水の供給源ともいうべき清流、歴史的文化財産等が存在していますが、高齢化や人口減少に伴い、耕作放棄地の増加、手入れが不十分な山林が増加しています。

施策名 街道景観の形成

行動内容

- 景観に配慮した観光施設案内看板の見直し **経済部**
 - ・観光振興計画、観光案内ネットワーク計画に基づくサイン整備の推進

施策名 都市景観の形成

行動内容

- 花と緑にあふれる都市空間の創造 **都市建設部**
 - ・庭園のまち(ガーデンシティ)の推進
- まちなみづくり協定の推進 **都市建設部**
- 自然と調和した聖地公園の整備 **市民部**

施策名 農山村景観の形成

行動内容

- 土地改良事業計画策定の際の景観に対する配慮 **経済部**
 - ・圃場整備事業の実施に当たり、景観に配慮した計画を進めるとともに、完了後は地域で畦畔緑化等の維持管理を行なう。
- 農地・水・環境保全活動の積極的な推進 **経済部**
- 基幹作物の振興、農地の流動化、体験農園の整備等による耕作放棄地の解消 **経済部**
- 地域の特性を生かした多様な地域間交流を促進 **経済部**

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
土地改良事業面積	2,717ha	2,681ha	98.7%	2,840ha	2,840ha

施策名 文化財指定史跡・天然記念物の保存

行動内容

- 地域の歴史や文化の保存・保護 **教育委員会**
 - ・文化財の指定及び指定文化財の保護施策の充実
 - ・学術的価値の高い動植物及び地質鉱物を天然記念物として指定

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
指定・保護・保存策	年2件	年3件	150.0%	年2件	年2件

(2) 自然環境との調和

自然環境と調和した産業振興

現状と課題

本市の工業は、伝統ある木工業を基盤とした住宅関連産業と、精密機械・微細加工部品を製造する機械金属産業が集積し、また、既存工業団地には、大企業も立地しており、本市産業を牽引しています。

一方、国際競争や企業間競争の激化に伴う持続的なコスト縮減等により、地域産業にとって厳しい状況が続いています。

そのような中、市内には世界に通じる先端技術を有する企業や、産学官連携により新たな技術・商品づくりに果敢に挑戦する企業も生まれています。今後は、こうした企業等を核として、地場産業の振興を図るための企業の育成や事業支援を行う必要があります。

施策名 環境保全関連産業等の育成

行動内容

- リサイクル関連産業の育成 **全部局**
 - ・グリーン購入・再生資材の使用
- 環境保全型農業、地域還元型農業の推進 **経済部**
 - ・堆肥化センターの運営
 - ・環境保全型農業、地域還元型農業の推進
 - ・農薬使用量削減の検討
- 野生動植物と共存する林業 **経済部**
 - ・森林の適正管理に対する支援

(2) 自然環境との調和

野生動植物との共生

現状と課題

野生動植物の保護は、種の多様性の保全にとって重要なことです。そして、野生動植物と人間の共生できる環境が、市民の生活を営む上で潤いをもたらす役割を果たしています。

反面、近年ではイノシシ、シカ、サル等の生息数の増加や分布域の拡大に伴い、農林業への被害が中山間地域を中心に年々深刻化しています。

このため、適正な個体数の管理や有害鳥獣を集落に寄せ付けにくくするための周辺環境の整備など、野生鳥獣による被害の防止軽減対策も急務となっています。

また、このことは、森林の整備や農地の管理が十分でないため、野生動物とのすみ分けができず、自然環境の調和が図れていないという課題でもあります。

施策名 種の多様性の保全と野生鳥獣による被害防止対策の充実

行動内容

- 地域生物相の把握 環境部
- 農地・水保全管理支払交付金による取組 経済部
- 耕作放棄地対策 経済部
- 周辺環境の整備 経済部
- 里山等の保全活動の促進 経済部
- 有害鳥獣被害の防止 経済部

数値目標

項 目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
耕作放棄地面積	390ha	419ha	93.1%	392ha	366ha

第3節 美しい水と緑の自然を継承する

大項目	中項目	小項目	施策名	記載頁	
3 美しい水と緑の自然を継承する	(1) 水環境の保全	水資源の確保	水資源の確保	56	
			水資源の利用	57	
			雨水の有効利用	57	
		水質の保全	水道水の水質保全	58	
			地下水の水質保全	58	
			公共用水域(河川)の水質保全	59	
		生活排水対策	下水道施設の整備	60	
			緑地の保全と創出		
		(2) 緑環境の保全	緑地の保全と創出	森林の保全と創出	61
				森林の保全	62
	平地林の保全			62	
	農地の保全と創出			63	
	水辺緑地の保全と創出			63	
	緑化の推進		緑の基本計画の推進	64	
			公園の緑化	64	
			公共施設の緑化	64	
			道路の緑化	65	
			宅地の緑化	65	
			工場、事業所の緑化	65	

重点施策一覧

施策名	主な内容	記載頁
水資源の利用	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 給水区域の拡張（水道部） ➤ 節水の推進（水道部） 	57
公共水域（河川）の水質保全	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公共用水域の定期的な検査の実施（環境部） ➤ 公共用水域の維持管理（都市建設部） 	59
下水道施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 栃木県生活排水処理構想に基づく整備計画の推進（環境部、経済部） ➤ 水洗化の普及促進（環境部） ➤ 下水道施設の整備（環境部） 	60
緑の基本計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公園緑地の整備（都市建設部） ➤ 住民を主体とした維持管理体制の確立（都市建設部） ➤ 花と緑のまちづくり基本計画の策定（都市建設部） 	64

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値(H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)	
上水道給水人口	90,000人	78,055人	86.7%	86,035人	86,240人	
簡易水道等給水人口	12,664人	9,568人	75.6%	13,310人	13,310人	
理化学調査	12河川21箇所 33項目	12河川21箇所 15項目	—	12河川21箇所 15項目	12河川21箇所 15項目	
水生生物調査	12河川 26箇所	12河川 26箇所	—	12河川 26箇所	12河川 26箇所	
公共下水道処理区域内	普及人口	62,156人	60,276人	97.0%	58,579人	57,029人
	普及率	57.1%	58.8%	103.0%	58.9%	59.2%
	水洗化人口	52,632人	50,643人	96.2%	50,613人	50,414人
	水洗化率	84.7%	84.0%	99.2%	86.4%	88.4%
農業集落排水事業	普及人口	5,120人	3,986人	77.9%	3,894人	3,774人
	普及率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	水洗化人口	3,159人	2,821人	89.3%	2,991人	3,050人
	水洗化率	61.7%	70.8%	114.7%	76.8%	80.8%
浄化槽設置	個人設置数	3,589基	3,186基	88.8%	4,590基	5,640基
	公共設置数*	720基	144基	20.0%	—	—

※ 公共設置型浄化槽整備推進事業は、平成22（2010）年度末をもちまして設置事業を終了しました。維持管理事業については、継続しています。

(1) 水環境の保全

水資源の確保

現状と課題

水道普及率は、平成21（2009）年度末現在、全国で97.5%、栃木県で95.7%に対し、本市では87.4%と低い状況にあります。

現在の水源が、全て地下水であることから安定した水源の確保と施設の整備に努める必要があります。

施策名 水資源の確保

行動内容

- 水源の確保 **水道部**
 - ・地下水の安定した取水の推進と新たな水源の検討
- 森林機能の維持向上 **経済部**
 - ・水土保持林における水源涵養機能^{かんよう}の高度発揮
 - ・保安林指定の拡大の推進
 - ・杉・桧等の間伐の促進
- ダム事業の調整 **総務部**
 - ・関係機関、関係地域との調整
 - ・安定した水資源の確保
- 農業用水の安定確保 **経済部**
 - ・土地改良事業の推進と効率的な水利用
 - ・土地改良区及び水利組合等の用排水路の適正な維持管理の啓発
 - ・堰^{せき}、ため池などの適正な維持管理の啓発
 - ・農業用施設の公共性を考慮した整備と維持管理の啓発

施策名 水資源の利用

行動内容

- 給水区域の拡張
 - ・上水事業の拡張 **水道部**
 - ・簡易水道事業の拡張 **水道部**・**経済部**
- 節水の推進 **水道部**
 - ・漏水個所の早期発見と迅速な対応
 - ・老朽管の計画的な更新による漏水防止
- 施設の整備、更新 **水道部**
 - ・災害時に拠点となる第1浄水場の整備
 - ・耐震診断や耐用年数を考慮した適切な施設の更新

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
上水道給水人口	90,000人	78,055人	86.7%	86,035人	86,240人
簡易水道等給水人口	12,664人	9,568人	75.6%	13,310人	13,310人

施策名 雨水の有効利用

行動内容

- 雨水の地下水涵養 **環境部**
 - ・宅地内雨水浸透枳・雨水貯留槽設置補助
 - ・雨水の地下還元の必要性の啓発
 - ・雨水の有効利用の促進

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
雨水浸透枳設置箇所数	23箇所	16箇所	69.6%	28箇所	38箇所
雨水貯留槽設置箇所数	—	14箇所	—	86箇所	146箇所

大項目3 美しい水と緑の自然を継承する

(1) 水環境の保全

水質の保全

現状と課題

本市は、水源域を数多くもつ環境特性を有しており、その水質は概ね良好な状況にあります。

今後とも水質の保全は、私たちの生活や自然環境を守る上でも重要なことです。

施策名 水道水の水質保全

行動内容

- 水道水の水質管理 **水道部**
 - ・化学物質やクリプトスポリジウムなどの定期的な検査の実施
- 浄水場設備の整備 **水道部**
 - ・施設の適正管理と計画的な浄水場の整備

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
クリプトスポリジウム及び指標菌の検査	31 箇所/月	33 箇所/月	106.5%	34 箇所/月	34 箇所/月
供給水質の検査	19 箇所/年	18 箇所/年	94.7%	45 箇所/年	52 箇所/年

施策名 地下水の水質保全

行動内容

- 地下水の水質検査箇所及び調査項目の充実 **環境部**
 - ・定期的な検査の実施
- 地下水汚染地域の継続監視 **環境部**
- 一般廃棄物最終処分場周辺地下水の検査 **環境部**

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
市内地下水調査	40 箇所	37 箇所	—	40 箇所	40 箇所
	15 項目	14 項目		15 項目	15 項目
汚染地区調査	13 箇所	13 箇所	—	13 箇所	13 箇所
	4 項目	4 項目		4 項目	4 項目

施策名 公共用水域（河川）の水質保全

行動内容

- 公共用水域の定期的な検査の実施 **環境部**
 - ・ 理化学調査の実施
 - ・ 水生生物調査の実施
- 公共用水域の維持管理
 - ・ 河川機能を維持するため、管理者等と連携した改修、維持管理の推進
都市建設部・**経済部**
 - ・ 水利組合や地域で行う草刈などの簡易的な維持管理の推進
都市建設部・**経済部**
 - ・ 河川愛護会等の清掃活動による環境美化 **都市建設部**

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値(H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
理化学 調査	12 河川 21 箇所 33 項目	12 河川 21 箇所 15 項目	—	12 河川 21 箇所 15 項目	12 河川 21 箇所 15 項目
水生生物 調査	12 河川 26 箇所	12 河川 26 箇所	—	12 河川 26 箇所	12 河川 26 箇所



荒井川の上流部

大項目 3 美しい水と緑の自然を継承する

(1) 水環境の保全

生活排水対策

現状と課題

快適な生活環境の実現と生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るために、地域の実情に応じた生活排水対策を進める必要があります。

施策名 下水道施設の整備

行動内容

- 栃木県生活排水処理構想に基づく整備計画の推進
 - ・ 公共下水道の整備 **環境部**
 - ・ 特定環境保全公共下水道の整備 **環境部**
 - ・ 地域に応じた下水道施設整備 **環境部**・**経済部**
 - ・ 個人が設置する浄化槽設置整備の促進 **環境部**
 - ・ 公共設置型浄化槽整備推進事業の推進 **環境部**
- 水洗化の普及促進 **環境部**
 - ・ 未水洗化世帯に対する戸別訪問による啓発活動の実施
- 下水道施設の整備 **環境部**
 - ・ 下水道処理施設の更新計画の作成と計画的な施設管理の実施

数値目標

項 目		前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
公共下水道処理区 域内	普及人口	62,156 人	60,276 人	97.0%	58,579 人	57,029 人
	普及率	57.1%	58.8%	103.0%	58.9%	59.2%
	水洗化人口	52,632 人	50,643 人	96.2%	50,613 人	50,414 人
	水洗化率	84.7%	84.0%	99.2%	86.4%	88.4%
農業集落 排水事業	普及人口	5,120 人	3,986 人	77.9%	3,894 人	3,774 人
	普及率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	水洗化人口	3,159 人	2,821 人	89.3%	2,991 人	3,050 人
	水洗化率	61.7%	70.8%	114.7%	76.8%	80.8%
浄化槽設 置	個人設置数	3,589 基	3,186 基	88.8%	4,590 基	5,640 基
	公共設置数※	720 基	144 基	20.0%	—	—

※ 公共設置型浄化槽整備推進事業は、平成 22 (2010) 年度末をもちまして設置事業を終了しました。維持管理事業については、継続しています。

(2) 緑環境の保全

緑地の保全と創出

現状と課題

森林は、水源涵養や二酸化炭素の吸収など、人々の生活に有益な機能を持ち、憩いの場でもあります。

また、貴重な動植物の生息、生育空間ともなります。こうした機能をもつ森林や緑地を保全・創出するための対策が必要です。

施策名 森林の保全と創出

行動内容

- 鹿沼市森林整備計画の充実と推進 経済部
- (水源涵養) 保安林の指定拡大の推進 経済部
 - ・保安林指定や手入れの不十分な森林等の整備による水源涵養林の拡大の推進
 - ・水源の森整備計画の策定
- 環境に配慮した林道及び作業道路の整備 経済部
 - ・水源の森の整備
- 環境に配慮した林道及び作業道路の創出 経済部
 - ・環境に配慮した林道及び作業道の整備
- 間伐対策の推進 経済部
 - ・間伐の補助実施による森林整備の促進
 - ・間伐等の施業不十分な森林の現状把握
- 林地開発への適正指導 経済部

数値目標

項 目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
保安林面積	17,000ha	15,700ha	92.4%	17,000ha	18,870ha
林道整備延長 [※]	—	—	—	1,660m	6,060m
作業道路整備延長	7,100m	2,700m	38.0%	38,350m	69,600m
間伐実施面積	250ha	126.8ha	50.7%	250ha/年	250ha/年

※ 林道整備延長の目標値は、計画期間中の整備延長を記載します。平成22年度末の林道整備総延長は、57,443mです。

施策名 森林の保全

行動内容

- 緑化・森林ボランティアの育成 **経済部**

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
ボランティア参加人数	80人	125人	156.3%	100人	100人

施策名 平地林の保全

行動内容

- 森林と人との共生林の整備 **経済部**
- ・生物多様性と樹種の多様性の保全に留意した整備
 - ・野鳥の森の整備・管理

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
野鳥の森の整備・管理	12.56ha	6.53ha	52.0%	4.74ha	—

施策名 農地の保全と創出

行動内容

- 農業振興地域整備計画の推進 **経済部**
 - ・優良農地の確保
 - ・貸農園、体験農園等による農地の有効活用
 - ・自然環境、生態系に配慮した土地基盤の整備
- 適地適作の推進 **経済部**
 - ・地区別推奨品目の研究
- 耕作放棄地対策（農地リニューアル）事業 **経済部**
 - ・解消組織の育成、支援
 - ・繁殖雌牛の移動放牧
 - ・耕作放棄地に宅地造成
 - ・耕作放棄農家に対するコスト負担のあり方等の検討
- 耕作放棄地解消後の農地の有効利用 **経済部**
 - ・農地流動化の推進
 - ・農作業受委託の推進

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
耕作放棄地対策（農地 リニューアル）事業	36ha	2.7ha	7.5%	36ha	70.5ha

施策名 水辺緑地の保全と創出

行動内容

- 生息環境を維持する河川づくり **都市建設部**
 - ・自然素材を生かした多自然型工法への取り組み
- 水利権者や河川愛護会による保全活動の推進 **都市建設部**

大項目3 美しい水と緑の自然を継承する

(2) 緑環境の保全

緑化の推進

現状と課題

都市化とともに緑は減少しつつあります。身近な緑として私たちの生活空間に緑を多く取り入れることは、潤いを創出し、動物や植物との共生の場ともなり、また、二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の低減など温暖化対策にもなります。これらについては、緑のまちづくりの一環として、多くの方が参加することが必要です。

施策名 緑の基本計画の推進

行動内容

- 公園緑地の整備 **都市建設部**
- 住民を主体とした維持管理体制の確立 **都市建設部**
- 花と緑のまちづくり基本計画の策定 **都市建設部**

施策名 公園の緑化

行動内容

- 公園緑化の指針づくり **都市建設部**
 - ・建設の場所、面積、用途に適した緑化の検討
- 公園緑地の整備 **都市建設部**
- 公園緑地の維持管理 **都市建設部**
 - ・市民参加の維持管理
 - ・雑草駆除における薬剤使用の削減
 - ・樹木病虫害防除事業の実施

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
都市公園面積	110ha	109.62ha	99.7%	111ha	112ha
その他公園面積	61ha	47.42ha	77.7%	48ha	48ha

施策名 公共施設の緑化

行動内容

- 公共施設の緑化運動の展開 **全部局**
- 学校施設の花いっぱい運動の展開 **教育委員会事務局**

施策名 道路の緑化

行動内容

- 街路樹整備の推進 **都市建設部**
 - ・街路樹の配置整備
- 街路樹等の維持管理 **都市建設部**
 - ・街路樹の剪定、樹木病虫害防除事業の実施
 - ・市民主体の道路愛護運動の促進

施策名 宅地の緑化

行動内容

- 家庭緑化用苗木配布会の開催 **経済部**

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
苗木配布会	年2回	年2回	100.0%	年2回	年2回

施策名 工場・事業所の緑化

行動内容

- 新規立地企業等への適切な緑地配置及び面積確保の指導 **経済部**

第4節 環境への負荷を減らす

大項目	中項目	小項目	施策名	記載頁
4 環境への負荷を減らす	(1) 生活環境の保全	環境管理システムづくり	環境管理システムづくり	68
		大気の保全	大気汚染防止対策	69
			交通対策	69
			アスベスト対策	69
		土壌の保全	土壌汚染防止対策	70
		騒音・振動への対応	騒音・振動防止対策	71
		悪臭への対応	悪臭対策	72
		水質汚濁の防止	水質汚濁・地下水汚濁の防止	73
		不法投棄の防止	不法投棄防止対策	74
			放置自転車対策	74
	放射能汚染対策	放射能のモニタリング	75	
		放射能の除染等	75	
	(2) 地球温暖化対策	温室効果ガス排出量の抑制	地球温暖化対策地域推進計画の推進	76
		省エネルギーの推進	省エネルギーの推進	77
		クリーンエネルギーの導入促進	クリーンエネルギーの利用	78
			ごみ焼却熱の利用	79

重点施策一覧

施策名	主な内容	記載頁
環境管理システムづくり	➤ 事業者の環境配慮推進(経済部・環境部)	68
大気汚染防止対策	➤ 環境基準の達成・維持(環境部) ➤ 野焼き指導対策(環境部) ➤ 光化学スモッグ対策(環境部) ➤ 有害大気汚染物質対策(環境部)	69
交通対策	➤ リーバスネットの整備(市民部) ➤ 公用車のクリーンエネルギー車の導入(全部局)	69
不法投棄防止対策	➤ きれいなまちづくり推進条例の推進(環境部) ➤ 環境パトロールの充実強化(環境部) ➤ クリーン鹿沼の実施(環境部)	74
放射能のモニタリング	➤ 農作物等の放射線モニタリング(関係部局) ➤ 放射性物質を含む廃棄物の適正処理(関係部局) ➤ 公共施設等の空間放射線測定(関係部局) ➤ 市民要望に対応した放射線測定・対応(関係部局) ➤ 市民への適正な情報提供(関係部局)	75
放射能の除染等	➤ 除染等の実施(関係部局) ➤ 風評被害への対応(関係部局)	75
地球温暖化対策地域推進計画の推進	➤ 地球温暖化対策地域推進計画に基づく環境配慮行動の実践(全部局) ➤ 年度ごとの温室効果ガス排出量の公表(環境部)	76
省エネルギーの推進	➤ 市民・事業者への省エネルギーの推進(環境部) ➤ 市の省エネルギーの推進(財務部)	77
クリーンエネルギーの利用	➤ 公共施設での率先導入(全部局) ➤ 市民・事業者への新エネルギー普及啓発の推進と支援(経済部・環境部)	78

数値目標

項目	前回目標値(H23)	現状値(H22)	達成率	目標値(H28)	目標値(H33)
事業所 ISO14001 認証取得	56 社	43 社	76.8%	50 社	55 社
不法投棄箇所数	84 箇所	49 箇所	171.4%	25 箇所	15 箇所
クリーン鹿沼実施箇所数	20 箇所/年	31 箇所/年	64.5%	20 箇所/年	20 箇所/年
鹿沼市全域からの温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)	—	(H21) 754,069t-CO ₂	—	665,000t-CO ₂	611,000t-CO ₂
公共施設からの温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)	—	(H21) 31,349t-CO ₂	—	27,600t-CO ₂	25,400t-CO ₂
太陽光発電などによる公園灯の設置	20 基	23 基 (755W)	115.0%	37 基	37 基
太陽光発電など(公共施設)	3 箇所	1 箇所 (50kw)	33.3%	3 箇所	5 箇所
家庭の太陽光発電導入数	(H21) 387 基	574 基	148.3%	2,000 基	3,500 基

大項目 4 環境への負荷を減らす

(1) 生活環境の保全

環境管理システムづくり

現状と課題

現在の生活様式や事業活動を見直し、環境への負荷を軽減することにより、将来に向けて持続可能な社会の構築が求められています。

施策名 環境管理システムづくり

行動内容

- 事業者の環境配慮推進 **経済部**・**環境部**
- ・ ISO14001 認証取得支援
 - ・ エコアクション 21 導入促進
 - ・ 行政と市民との環境保全協定の推進

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
事業所 ISO14001 認証取得	56 社	43 社	76.8%	50 社	55 社
エコアクション 21 取得	—	1 社	—	8 社	15 社
環境保全協定数 (公害防止協定を含む)	184 社	183 社	99.5%	184 社	184 社

大項目 4 環境への負荷を減らす

(1) 生活環境の保全

大気の保全

現状と課題

環境基本法に基づく環境基準の達成を目指すとともに、新たに指定された有害大気汚染物質についても対応することが求められています。また、光化学スモッグなど広域的な大気汚染についてもその状況を把握し、対策を進めることが必要です。

自動車の排気ガス対策として、低公害車の導入や公共交通機関の充実、幹線道路の整備などが求められています。

施策名 大気汚染防止対策

行動内容

- 環境基準の達成・維持 **環境部**
- ばい煙対策 **環境部**
 - ・ 県との連携による事業所への指導の徹底
- 野焼き指導対策 **環境部**
 - ・ 野焼き禁止の周知及び指導
 - ・ 環境パトロールの強化
(民間の活用・民間委託の拡大、資機材の充実と人的基盤の整備)
- 光化学スモッグ対策 **環境部**
 - ・ 光化学スモッグの状況の把握と注意報の公共施設への連絡、看板設置による市民への注意の呼びかけ
- 有害大気汚染物質対策 **環境部**

施策名 交通対策

行動内容

- 生活バス路線「リーバスネット」の整備 **市民部**
 - ・ 地域特性に応じた効率的な公共交通手段の構築
- 公用車におけるクリーンエネルギー自動車の導入 **全部局**
 - ・ 公用車のクリーンエネルギー自動車の計画的導入

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
リーバスの運行路線数	16 路線	14 路線	87.5%	13 路線	13 路線
リーバス乗車人数	360,000 人	319,852 人	88.8%	—	—
HV・EV 車等の台数	14 台	14 台	100.0%	18 台	22 台

施策名 アスベスト対策

行動内容

- アスベスト問題への取組の市民・事業者への周知 **都市建設部**・**環境部**
 - ・ 建築物の解体、廃棄の際の法令周知と遵守
 - ・ 市民に対する情報提供と啓発

大項目 4 環境への負荷を減らす

(1) 生活環境の保全

土壌の保全

現状と課題

農薬や化学物質等による土壌の汚染を未然に防ぐとともに、鹿沼土等の採取及び土砂等の埋立てによる土壌汚染の防止対策を行うことが求められています。

また、土壌汚染は地下水汚染にもつながり、広域的な汚染に発展することがあるため、継続した調査を行い、問題発生の予防と対策が求められます。

施策名 土壌汚染防止対策

行動内容

- 土採取事業規制条例及び土砂等の埋立てによる土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の適正な運用 **環境部**
 - ・パンフレット等による啓発
 - ・環境パトロールの強化(再掲)
 - ・県との連携による事業所指導の徹底
- 農薬の適正使用の指導 **経済部**
- 土壌汚染対策法対象事業所の把握 **環境部**
- 定期的な土壌汚染調査の実施 **環境部**
 - ・土壌に係るダイオキシン類等の測定

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
ダイオキシン調査地点数	3箇所	3箇所	—	3箇所	3箇所

大項目 4 環境への負荷を減らす

(1) 生活環境の保全

騒音・振動への対応

現状と課題

住工混在、生活様式の多様化により、様々な騒音・振動が発生しています。特に自動車による騒音・振動は、道路と住居の接近により問題となっています。

これらは、発生源ごとに対策を必要としますが、私たちのマナーによって緩和していくことも求められます。

施策名 騒音・振動防止対策

行動内容

- 公共施設での騒音・振動対策 **全部局**
 - ・公共施設の適正使用
 - ・老朽化に伴う騒音・振動施設の設備更新
- 騒音に係る環境基準の達成 **環境部**
 - ・特定事業所、特定建設作業への指導の徹底
 - ・道路騒音対策
 - ・生活環境騒音対策

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
道路騒音調査地点数	4箇所	4箇所	—	4箇所	4箇所
環境騒音調査地点数	4箇所	4箇所	—	4箇所	4箇所

大項目 4 環境への負荷を減らす

(1) 生活環境の保全

悪臭への対応

現状と課題

本市では、住居地域と農業地・工場地との接近により畜産・工業関連の臭気に対する苦情が多くなっています。これらについて発生源ごとへの対策が求められます。

施策名 悪臭対策

行動内容

- 公共施設における臭気対策
 - ・ 環境クリーンセンターのごみ処理・し尿処理施設の継続的な臭気対策 **環境部**
 - ・ 下水処理施設の臭気対策 **環境部**
 - ・ 堆肥化センターの臭気対策 **経済部**
- 特定事業所の指導の徹底 **環境部**
- 規制対象外の臭気対策 **経済部**・**環境部**
 - ・ 家畜排泄物の適正管理指導

大項目 4 環境への負荷を減らす

(1) 生活環境の保全

水質汚濁の防止

現状と課題

公共用水域の水質は、大腸菌群数を除き概ね環境基準を達成しています。

しかし、事故や不適正管理による公共水域や地下水の汚染を未然に防ぐため、工場や事業所などへの監視、指導体制を強化していく必要があります。

また、発生した汚染の拡大を防ぐため関係機関と連携した迅速な対応が必要です。

施策名 水質汚濁・地下水汚染の防止

行動内容

- 工場・事業所への指導 **環境部**
 - ・排水検査の徹底
 - ・県との連携によるパトロールの徹底
- 異常水質への対応 **環境部**
 - ・関係機関との連携による異常水質の拡大防止
 - ・関係機関との連携による地下水汚染の防止
- 公共施設からの放流水質の適正管理 **環境部**

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
特定事業場排水調査	70 事業所	28 事業所	40.0%	70 事業所	70 事業所
黒川終末処理場放流水質の監視	5 項目/回 週 3 回	5 項目/回 週 3 回	—	5 項目/回 週 3 回	5 項目/回 週 3 回
環境クリーンセンター放流水質の監視	7 項目/月	7 項目/月	—	7 項目/月	7 項目/月
鹿沼市一般廃棄物最終処分場放流水質の監視	7 項目/月	7 項目/月	—	7 項目/月	7 項目/月

大項目 4 環境への負荷を減らす

(1) 生活環境の保全

不法投棄の防止

現状と課題

本市の不法投棄箇所数は、クリーン鹿沼などの実施により平成 23（2011）年の目標値 84 箇所に対し、49 箇所まで削減することができました。

しかし、不法投棄はなくなることはなく、生活環境が脅かされたり、自然環境の破壊にも繋がります。

また、不法投棄をそのままにしておくと、さらなる不法投棄を招いてしまいます。

不法投棄の防止を啓発するとともに、栗野地域における不法投棄の状況や高速道路の周辺の状況を把握し、市民との協働による監視の強化、不法投棄箇所の解消を進める必要があります。

施策名 不法投棄防止対策

行動内容

- きれいなまちづくり推進条例の推進 **環境部**
 - ・不法投棄者への指導強化
 - ・空き地の適正管理指導
- 環境パトロールの充実強化 **環境部**
 - ・廃棄物・埋立土砂等監視員によるパトロールの充実強化(再掲)
 - ・きれいなまちづくり推進員や地域住民の監視活動の実施
- クリーン鹿沼の実施 **環境部**
 - ・看板の設置による不法投棄防止の啓発
 - ・地域住民の参加を得た撤去作業の実施
- 小規模な不法投棄物の撤去（ミニクリーン鹿沼の実施） **環境部**
 - ・地域住民の参加を得た撤去作業の実施
- 処理困難物の受け入れ **環境部**
 - ・環境クリーンセンターでの受入れの実施

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
不法投棄箇所数	84 箇所	49 箇所	171.4%	25 箇所	15 箇所
クリーン鹿沼実施箇所数	20 箇所/年	31 箇所/年	64.5%	20 箇所	20 箇所

施策名 放置自転車対策

行動内容

- 放置自転車対策の実施 **市民部**
 - ・J R鹿沼駅前駐輪場の運営
 - ・交通障害となる放置自転車の撤去の実施

(1) 生活環境の保全

放射能汚染対策

現状と課題

平成 23（2011）年 3 月の福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質拡散により、本市でも放射能による汚染が無視できない状況にあります。

本市は、平成 23（2011）年 12 月に国の汚染状況重点調査地域に指定され、今後は除染実施計画に基づき、放射性物質の除染が必要となります。

こうした状況を踏まえ、本市では「鹿沼市放射能汚染対策本部」を設置し、環境中や農産物等の放射性物質の測定や低減化対策、情報提供等について協議し、適切な対応を進めていきます。

施策名 放射能のモニタリング

行動内容

- 農作物等の放射線モニタリング **関係部局**
- 放射性物質を含む廃棄物の適正処理 **関係部局**
- 公共施設等の空間放射線測定 **関係部局**
- 市民要望に対応した放射線測定・対応 **関係部局**
- 市民への適正な情報提供 **関係部局**

施策名 放射能の除染等

行動内容

- 除染等の実施 **関係部局**
- 風評被害への対応 **関係部局**

(2) 地球温暖化対策

温室効果ガス排出量の抑制

現状と課題

第1期地球温暖化防止実行計画が終了すること、さらには平成17(2005)年2月の京都議定書の発効を受け、第2期計画を策定しましたが、第2期計画では、地域新エネルギービジョンの実行計画の意味を含めて、家庭用太陽光発電の導入目標も定めてあり、市職員の率先した省エネルギー行動の取り組みとともに、市民・事業者の積極的な省エネ行動の取り組み、削減目標4.4パーセントに対し、31.3パーセントの削減を達成しました。

平成24(2012)年3月に鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、第2期計画が事業所としての市役所の削減に限られたものから、市全体の削減の取組へと拡大し、市民・事業者・市が一体となって温室効果ガスの削減を推進していきます。

施策名 地球温暖化対策地域推進計画の推進

行動内容

- 地球温暖化対策地域推進計画に基づく環境配慮行動の実践 全部局
- 年度ごとの温室効果ガス排出量の公表 環境部
- 家庭用太陽光発電導入の支援 環境部

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
鹿沼市全域からの温室効果ガス排出量	—	(H21) 754,069t-CO ₂	—	665,000t-CO ₂	611,000t-CO ₂
公共施設からの温室効果ガス排出量	—	(H21) 31,349t-CO ₂	—	27,600t-CO ₂	25,400t-CO ₂
家庭の太陽光発電導入数	(H21) 387基	574基	148.3%	2,000基	3,500基

(2) 地球温暖化対策

省エネルギーの推進

現状と課題

地球温暖化対策を推進するためには、エネルギーの効率的な利用等の省エネルギーの推進が重要になってきます。

施策名 省エネルギーの推進

行動内容

- 市民・事業者への省エネルギーの推進 **環境部**
 - ・夏季・冬季の省エネルギーの推進
 - ・省エネルギー診断の導入促進
 - ・省エネルギー機器導入支援
 - ・エコライフモニターによる省エネルギーの実施
- 市の省エネルギーの推進
 - ・機器使用時の省エネルギー活動の励行 **全部局**
 - ・施設整備計画に基づく省エネルギー機器の導入 **全部局**
 - ・生活バス路線「リーバスネット」の整備（再掲） **市民部**
- 商店街街路灯のLED化支援 **経済部**
 - ・商店街街路灯のLED化の支援
- 防犯灯へのLED化導入 **市民部**
 - ・新規防犯灯へLED防犯灯を導入する。

(2) 地球温暖化対策

クリーンエネルギーの導入促進

現状と課題

平成 17 (2005) 年 2 月に本市では地域新エネルギービジョンを策定し、新エネルギー導入促進の基本方針を定め、平成 18 (2006) 年 2 月には、リサイクルセンターに 50 キロワットの太陽光発電設備を設置しました。

また、平成 21 (2009) 年 8 月以降から新エネルギー設備導入の補助金の申請が増えるなど、市民のクリーンエネルギーへの関心が高まっており、ビジョンの目標を達成するため、市民・事業者の新エネルギー導入の促進が求められています。

施策名 クリーンエネルギーの利用

行動内容

- 公共施設での率先導入 全部局
 - ・クリーンエネルギー導入の検討
- 公用車におけるクリーンエネルギー自動車の導入 (再掲) 全部局
- 市民・事業者へのクリーンエネルギー普及啓発の推進と支援
 - ・クリーンエネルギーの啓発 環境部
 - ・クリーンエネルギー設備導入への支援 経済部・環境部
- 小水力・バイオマスの利活用と導入の検討 全部局

数値目標

項 目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
太陽光発電などによる公園灯の設置	20 基	23 基 (755W)	115.0%	37 基	37 基
太陽光発電など(公共施設)	3 箇所	1 箇所 (50kW)	33.3%	3 箇所	5 箇所
HV・EV 車等の台数 (財務部)	14 台	14 台	100.0%	18 台	22 台
家庭の太陽光発電導入数	(H21) 387 基	574 基	148.3%	2,000 基	3,500 基

施策名 ごみ焼却熱の利用

行動内容

- ごみ焼却熱の利用 **環境部**
 - ・ 環境クリーンセンター内での給湯及び暖房への利用
- ごみ焼却熱の新たな利用方法の検討 **環境部**
 - ・ 燃焼発電システムの導入

参考数値

項 目	年 度
環境クリーンセンター余熱利用	平成 22 (2010) 年度 2,125,295 kcal/h

第5節 循環型社会への転換を目指す

大項目	中項目	小項目	施策名	記載頁
5 循環型社会への転換を目指す	(1) 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進	ごみの排出抑制	ごみの減量の推進	82
		資源の再利用・リサイクルの推進	資源の再利用・リサイクルの推進	83
			建設機材・廃材のリサイクル	83
			各種廃棄物のリサイクル	84
			資源の再利用の促進	84
			ごみステーションの適正配置	85
		ごみの適正処理	ごみの適正処理	86

重点施策一覧

施策名	主な内容	記載頁
ごみ減量の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 家庭ごみの減量化(環境部) ➤ ごみ減量のための教育・啓発活動(環境部) ➤ 事業系ごみの減量化(環境部) ➤ 簡易包装の促進(環境部) ➤ 生ごみの堆肥化促進(環境部) 	82
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 5種14分別と3Rの推進(環境部) ➤ リサイクル推進協力店の活用(環境部) ➤ 市民への周知(環境部) 	83
ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民への啓発(環境部) ➤ 事業者の責任あるごみの適正処理の推進(環境部) ➤ ステーションにおける資源物抜き取りの防止(環境部) ➤ 収集体制の検討(環境部) ➤ ごみ処理施設等の適正な整備及び維持管理(環境部) ➤ 市外一般廃棄物の市内処分(環境部) 	86

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
ごみの総排出量(集団回収分を含む)	40,142t	32,680t	122.8%	30,729t	29,091t
燃やすごみ総排出量	23,378t	24,166t	96.7%	22,958t	21,750t
1人1日当たり排出量(集団回収分を含む)	1,045g	874g	119.6%	841g	822g
コンポスト容器設置数	8,800基	8,031基	91.3%	8,375基	8,675基
生ごみ処理機設置数	1,090基	845基	77.5%	1,005基	1,155基
資源化量	9,900t	6,557t	99.3%	6,196t	5,988t
集団回収量	3,300t	2,209t	66.9%	1,970t	1,823t
リサイクル率	25.0%	20.3%	81.2%	20.2%	20.6%

(1) 3R (リデュース・リユース・リサイクル) の推進

ごみの排出抑制

現状と課題

平成 12 (2000) 年度に 4 種 9 分別、平成 14 (2002) 年度からは白色トレイその他のプラスチック製容器包装及び紙製容器を分ける 5 種 13 分別収集と分別収集品目の拡大に努め、ごみの減量化を推進してきました。しかし、ごみの総排出量は微増の傾向でした。

そこで、家庭の燃やすごみの減量化と資源物の分別等の有効な方策として、平成 18 (2006) 年 10 月から鹿沼市指定袋による家庭の燃やすごみの有料化を導入し、平成 20 (2008) 年 10 月からは衣類・雑古紙を資源物に加えて 5 種 14 分別収集を行っています。このため、1 人当たりのごみ排出量は減少傾向にあり、それに伴いごみの総排出量も減少しています。

今後とも、生ごみ処理機の普及や簡易包装の促進等、様々な施策の充実により市民が継続したごみの排出抑制を図ることが必要です。

施策名 ごみ減量の推進

行動内容

- 家庭ごみの減量化 環境部
 - ・ 5 種 14 分別の徹底
 - ・ 統計によるごみ排出量の推移の監視
 - ・ 資源ごみの再利用・再生利用の推進
- ごみ減量のための教育・啓発活動 環境部
 - ・ 施設見学会・出前講座・イベントの開催
- 事業系ごみの減量化
 - ・ 多量排出事業者に対する減量計画の指導 環境部
 - ・ 堆肥化センターの有効利用の推進 経済部
 - ・ 資源ごみ分別の推進 環境部
- 簡易包装の促進 環境部
 - ・ リサイクル推進協力店での PR
 - ・ マイバック運動の推進
- 生ごみの堆肥化促進 環境部
 - ・ 生ごみ処理機の設置補助と周知
 - ・ コンポスト容器の設置補助と周知
 - ・ 補助制度の充実化

数値目標

項 目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
ごみの総排出量 (集団回収分を含む)	40,142t	32,680t	122.8%	30,729t	29,091t
燃やすごみ総排出量	23,378t	24,166t	96.7%	22,958t	21,750t
コンポスト容器設置数	8,800 基	8,031 基	91.3%	8,375 基	8,675 基
生ごみ処理機設置数	1,090 基	845 基	77.5%	1,005 基	1,155 基

大項目 5 循環型社会への転換を目指す

(1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

資源の再利用・リサイクルの推進

現状と課題

資源の有効利用による循環型社会の形成を図るため、その社会システムの中に、資源の再利用の意識の浸透が必要です。

また、リサイクル推進のための法律も整備されており、法に従った活動の実践と市民へのピーアールが必要です。

施策名 リサイクルの推進

行動内容

- 5種14分別と3Rの推進 **環境部**
 - ・「5種14分別収集」の市民への周知徹底
 - ・資源集団回収量の増加
- リサイクル推進協力店の活用 **環境部**
 - ・協力店の市民への周知
 - ・協力店の募集
- デポジット等の様々なリサイクル手法の調査・研究 **環境部**
- 市民への周知 **市民部**・**環境部**
 - ・消費生活に関する情報の提供
 - ・消費生活展の開催（リサイクル運動の啓発）

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
資源化量	9,900t	6,557t	99.3%	6,196t	5,988t
集団回収量	3,300t	2,209t	66.9%	1,970t	1,823t
リサイクル率	25.0%	20.3%	81.2%	20.2%	20.6%

施策名 建設資材・廃材のリサイクル

行動内容

- 建設リサイクル法に基づく再生材の利用 **全部局**
 - ・市発注工事における再生材の利用促進
 - ・民間工事に対する再生材利用の啓発
- 建設リサイクル法に基づく建設資材の再資源化 **財務部**
 - ・市発注工事における建設廃材の再資源化の推進
 - ・民間工事における建設廃材の再資源化の啓発

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
路盤材における再生骨材の使用	100%	100%	100.0%	100%	100%
再生アスファルト合材の使用	100%	100%	100.0%	100%	100%

施策名 各種廃棄物のリサイクル

行動内容

- 下水汚泥の資源化による再利用 **環境部**
- 焼却灰の資源化による再利用 **環境部**
- 家畜排せつ物等有機質系ごみの堆肥化と利用の促進 **経済部**
 - ・堆肥化センターの活用促進
- 農業資材のリサイクル **経済部**
 - ・不法投棄防止の啓発
 - ・再利用システムの周知
- 各種リサイクル関連法の徹底 **環境部**

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
下水汚泥の資源化工場への総搬入量	2,700t	3,325t	123.1%	3,400t	3,550t
堆肥化センターにおける搬入処理量	20,600t	15,338t	74.5%	19,161t	20,635t
農業生産資材(農業ビニール等)リサイクル率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

施策名 資源の再利用の促進

行動内容

- リサイクルショップ・ぶらめらんやフリーマーケットの活動支援 **環境部**
- 環境クリーンセンターに搬入される粗大ごみの再使用 **環境部**
- リサイクル工房の活用と運営体制の検討 **環境部**

数値目標

項目	前回目標値 (H23)	現状値 (H22)	達成率	目標値 (H28)	目標値 (H33)
NPO 法人ぶらめらん登録人数	2,000人	1,802人	90.1%	2,100人	2,400人

大項目 5 循環型社会への転換を目指す

(1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

ごみの適正処理

現状と課題

ごみ処理施設は、平成 6（1994）年度の供用開始から 17（2005）年が経過し、老朽化が進んでいることから、24 時間運転による効率化と長寿命化を図る基幹的設備改良工事を計画します。

また、一般廃棄物最終処分場は、燃やすごみ及び破碎残渣の削減による最終処分量の減量化に努め、引き続き長寿命化を図ります。

ごみ処理体制を確立し、民間活用の拡大も含め、効率的、安定的なごみの処理を図ります。

施策名 ごみステーションの適正配置

行動内容

- ごみステーションの適正配置の推進 **環境部**
 - ・一般廃棄物処理要綱の周知
 - ・収集に支障を生じるごみステーションの移設等の指導
 - ・補助制度によるごみステーション統合の支援
- ごみステーションの美化促進 **環境部**
 - ・きれいなまちづくり推進員及び管理者と連携した指導

参考数値

ごみステーション設置の基準：住宅密集地域 約 25 世帯
住宅散在地域 約 10 世帯

施策名 ごみの適正処理

行動内容

- 市民への啓発 **環境部**
 - ・5種14分別の市民への周知徹底
 - ・ごみの出し方強調月間の推進
- 環境パトロールの充実強化 **環境部**
 - ・野焼き等の不適正処理に対する指導・啓発
- 事業者の責任あるごみの適正処理の推進 **環境部**
 - ・分別収集についての事業者への周知徹底
 - ・一般廃棄物処理業者への指導・監督
- ステーションにおける資源物抜き取りの防止 **環境部**
 - ・資源ごみ集団回収の推進
 - ・抜き取り防止策の検討
- 収集体制の検討
 - ・民間委託を含めた効率的な収集の検討 **環境部**
 - ・ごみ出しが困難な高齢者への対応 **保健福祉部・環境部**
- ごみ処理施設等の適正な整備及び維持管理 **環境部**
 - ・ごみ焼却施設の長寿命化のための基幹的設備改良工事と定期的な回収・修繕の実施
 - ・排出ガスの定期的な測定・監視によるダイオキシン類排出削減
 - ・し尿処理施設の汚水処理施設共同整備事業の実施
 - ・最終処分場の長寿命化と適正な維持管理
- 市外一般廃棄物の市内処分 **環境部**
 - ・事前協議の実施

施策名 高齢化の進展へのあり方の検討

行動内容

- 一人暮らしの要介護者等宅のごみの収集 **保健福祉部・環境部**

第5章 地域別環境配慮行動計画

第1節 地域別環境配慮行動計画の考え方

1 背景

環境には国境はなく、一地域の環境負荷は地球大に広がっていく一方で、どの地域も地球生態系の一部であるため、地球環境が悪化すればその影響はなんらかの形で地域の環境にも変化を及ぼします。

また、地域の環境が無数につながり、相互に依存、影響しあって地球環境が構成されていることを考えると、地域段階における取組は地球環境問題への対応の基礎となります。

このように、地域の環境と地球環境とは密接な関係があり、「地球規模で考え、地域で行動する」、又は、「地域で考え、地球規模で行動する」という言葉に表されるように、両方を一連の問題としてとらえ、取り組んでいくことが重要となっています。

2 地域特性

地域は様々な特性をもっています。地形的な基盤（海沿い・平野・山地など）や社会的な基盤（工業地域・農村地域など）などがそれぞれ異なり、多様性をもっています。

鹿沼市内でも同様のことがいえます。環境保全活動を展開していく上では、地域によって異なるこうした自然的・社会的基盤と構成主体（住民など）が密接に関係しあって行われることになります。

したがって、目指すべき地域づくりの方向性や取組の内容、進め方、地域によって多種多様となるはずです。

3 地域内の連携の推進

(1) 地域環境力を高める必要性

環境保全活動を推進する上で、個人より、近隣住民や自治会と協力したほうが活動は効果的です。さらに、行政や学校、企業などとも連携していくことにより、より効果的な環境保全活動が展開できます。

このように地域全体でより良い環境を創造しようと取り組む意識や能力のことを「地域環境力」といいます。この地域環境力を高めることにより、地域全体としての環境保全の取組を効果的に進めることができます。

(2) 地域環境力を高めるためには

ア 社会の高度化・複雑化が進む中、地域内の住民や団体等の専門性も高まり、これを十分に活用していくことが必要となります。

イ 地域における環境に関する情報を持ち、又は環境活動に取り組むものは、その情報や活動内容を積極的に発信し、共有していくことが重要となります。このことにより、地域のネットワークが広がり、地域資源の活用の可能性が広がります。

ウ より良い地域づくりに取り組むという目的を持ち、環境問題以外の様々な社会や経済の問題を踏まえ、様々な意見や目的を融合したより良い方向性を目指す必要があります。

第2節 地域別環境配慮行動計画

1 策定の経過

平成 16（2004）年、きれいなまちづくり推進員の組織化を契機に地域の環境保全活動の連携が図られ、地域環境ネットワークの構築が進められてきています。

このネットワークのもとに各地域で、主体的に目標設定、進行管理が行われ、地域環境力が高められていきます。

2 計画の進め方

きれいなまちづくり推進員の支部単位に、地域環境ネットワークにおける多様な主体と連携して、毎年、地域別環境配慮行動計画の進行管理を行います。

第1節で述べたように、地域の特性に応じた地域内連携の推進によって、「地域環境力」を高めていくことが、「地域別環境配慮行動計画」の考え方です。

さらに、計画の策定に当たっては、自治会や地域の環境美化団体等に呼びかけてきました。したがって、それぞれの地域の行動目標は、その地域に共有された目標であることになり、単一の主体が実施し、進行管理するものではありません。

地域における多様な主体が、その地域の行動目標を共有し、連携して進行管理を行っていきます。

3 個別計画

計画書の構成は、全 17 地区ごとに 4 ページで記載します。

まず、概況として面積・人口等、次に、環境特性として基礎調査におけるデータを基に自然環境、生活環境及び環境活動団体等を載せ、右側にそれらの活動状況が分かるように図化し、当地域が市内のどこに位置するかを表します。

3 ページ目には、アンケートを基に市全体と当地域の関心度の比較が視的に分かるように図で表し、その下にそのアンケート結果を参考に話し合っていた重点環境課題を載せ、それを基に次のページに行動指針を決定いただくと共に、進行管理ができるように現状値と 5 年、10 年後の目標値を記載します。

中央地区

1 中央地区の概況

◆面積	514ha [面積比 1.0%]
◆人口	7,017人[人口比 6.9%] (平成23(2011)年10月1日現在推計人口)
◆土地利用	全て都市計画区域 市街化区域 [203ha] 市街化調整区域 [311ha]

市街地の西部を構成し、小藪川が地域を潤している。
東武日光線新鹿沼駅、国道121号や主要地方道鹿沼・日光線が交通の根幹をなしている。

2 中央地区の環境特性

(1) 基礎調査における環境特性

総合的状況（環境的要因での概況）

生活環境からは、小河川の水質や交通に起因する大気汚染、騒音等の問題が伺える。

里地自然環境から平地自然環境に属し、人工改変度は多い地域であり、小規模化または分断化された自然がわずかに残っている。

◆自然環境

植物・・・イワヒバ、キジノオシダ、ヒメスミレ、ユカワザサなどが確認されている。

動物・・・西鹿沼町、日吉町から花岡町の富士山公園にかけては緑豊かであり、希少昆虫の発見などもあり、多様である。

◆生活環境

河川の水質等・・・地域の河川は小藪川で、BOD・大腸菌群数で環境基準未達成がある。

水生生物調査による水質評価は、「きれいな水」から「少しきたない水」である。

(2) 環境活動の状況（平成23(2011)年10月26日現在）

リサイクル推進協力店	16店舗
きれいねっと団体	なし
資源回収団体数	21団体
きれいなまちづくり推進員数	24人

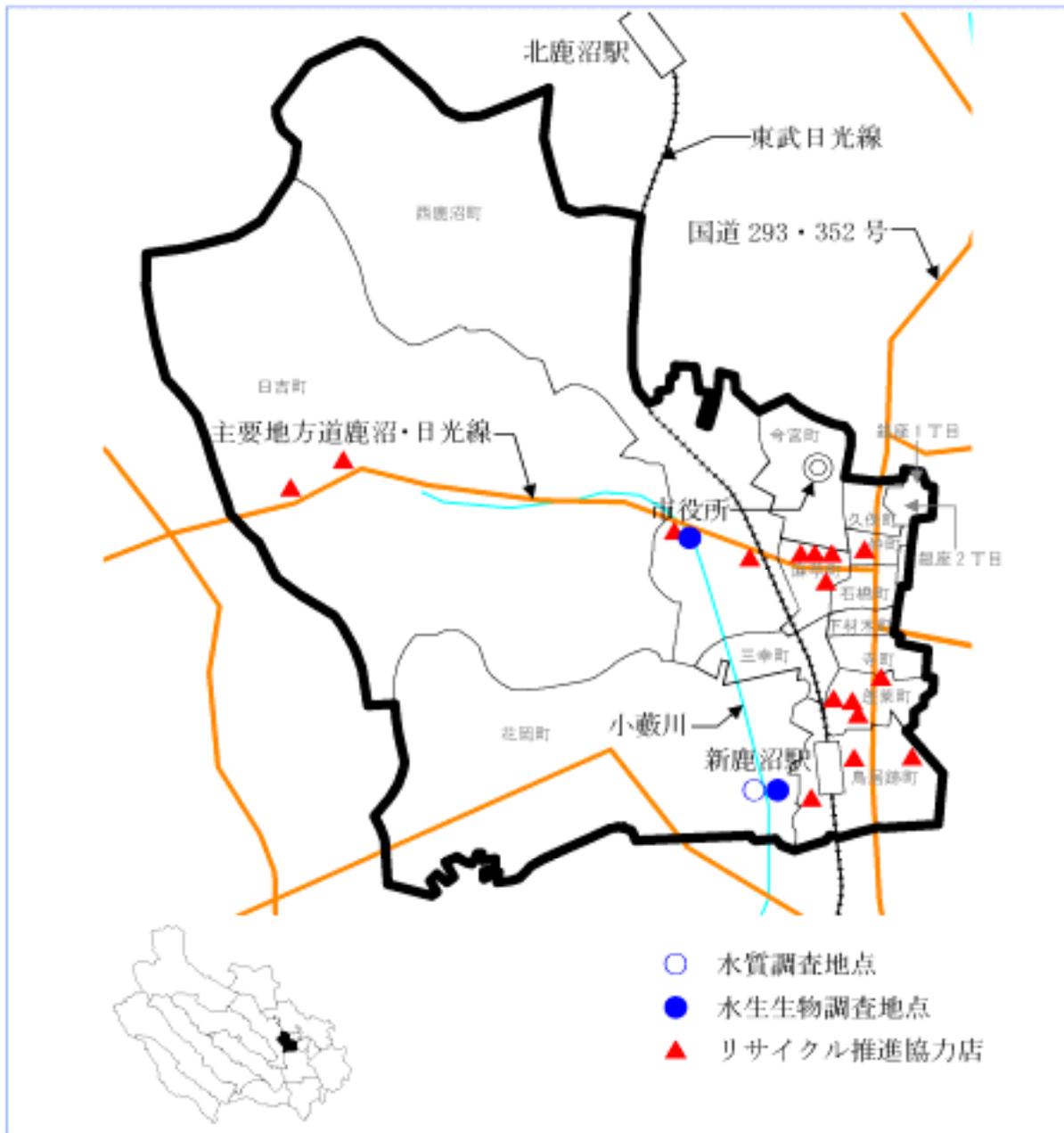
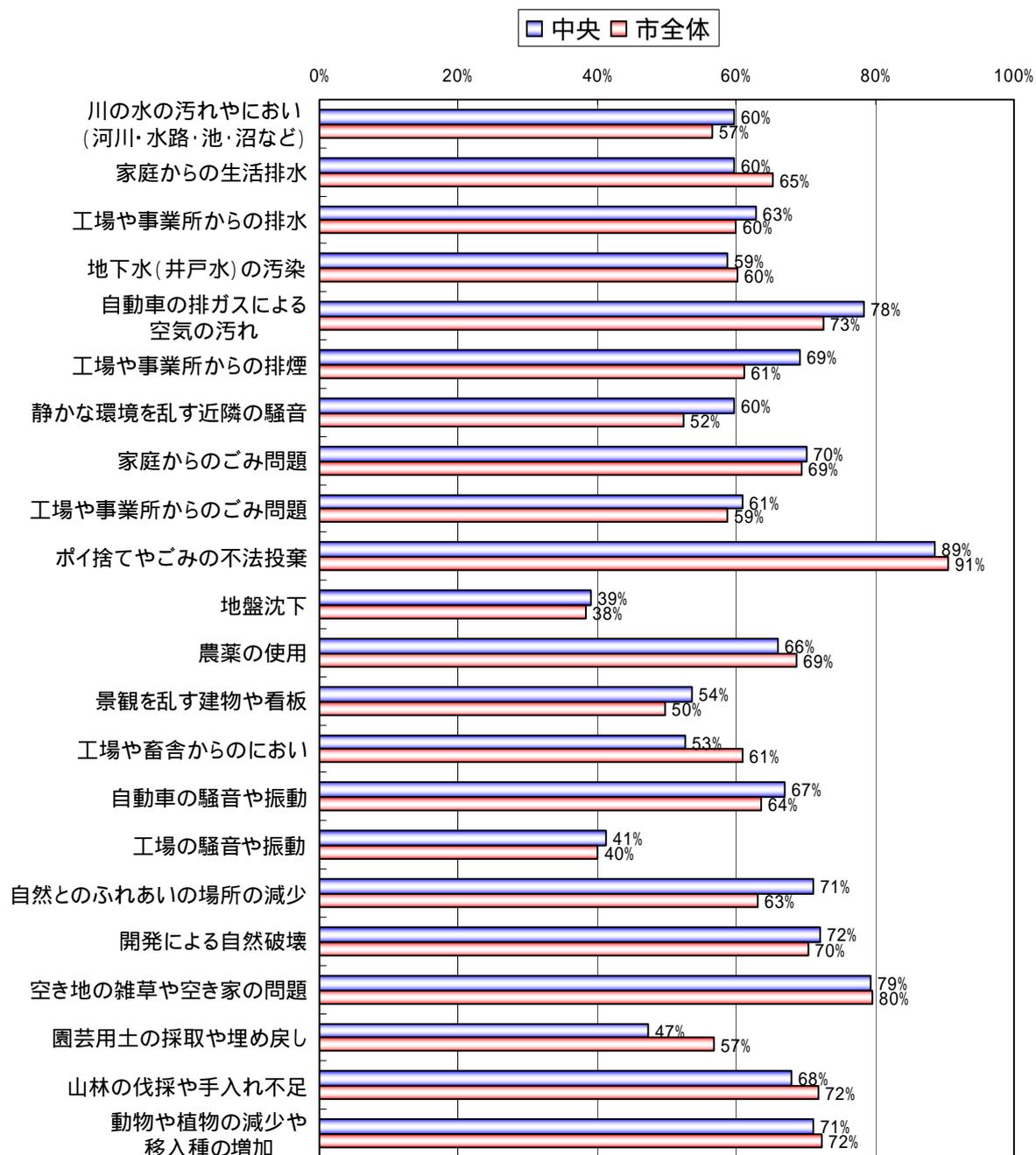


図 環境活動の状況

3 環境課題に関する関心度



4 中央地区の重点環境課題

- ◆ 不法投棄・ポイ捨ての防止
- ◆ 空き地・空き家の適正管理
- ◆ ごみ処理・リサイクルを推進
- ◆ 小藪川などの河川清掃
- ◆ きれいなまちづくりへの参加

5 中央地区地域別行動指針と進行管理

取り組み内容(行動指針)	H22 (2010) 年度 現状値	H28 (2016) 年度 目標値	H33 (2021) 年度 目標値
◆不法投棄・ポイ捨ての防止 ・地域の巡回、不法投棄物の早期撤去	実施	実施	実施
◆空き地・空き家の適正管理 ・土地所有者、利用者との協力による空き地、 空き家の見回り（市への連絡）	-	実施	実施
◆ごみ処理・リサイクルの推進 ・定期的なごみステーションの監視（分別指 導・持込み監視） ・資源の有効活用（集団回収の促進）	実施 23 団体	実施 21 団体	実施 21 団体
◆小藪川などの河川清掃 ・小藪川や水路の清掃、周辺環境の整備	年 1 回	年 1 回	年 1 回
◆きれいなまちづくりへの参加 ・きれいなまちづくりの地域での啓発 ・道路や各自治会の拠点施設等の清掃の実施 ・花いっぱい運動の推進	実施 実施 実施	実施 実施 実施	実施 実施 実施

参考

◎市街地活性化地区行動計画

- ・富士山公園遊び場計画（景観形成）
- ・東武新鹿沼駅から周遊コースの設定（景観形成、自然環境情報提供）
- ・名所旧跡や商店の紹介マップの作成（景観形成、自然環境情報提供）
- ・古峰原宮通りの歩道にフラワーボックスの設置（花いっぱい運動）
- ・にぎわいの創出できるイベントの開催



フラワーロード（新鹿沼駅周辺）

東部地区

1 東部地区の概況

- ◆面積 262ha [面積比 0.5%]
- ◆人口 9,828人[人口比 9.6%] (平成23(2011)年10月1日現在推計人口)
- ◆土地利用 全て都市計画区域
市街化区域 [262ha]

市街地の東部を構成し、黒川、西武子川が地域を潤している。

JR鹿沼駅、国道121号、国道293号や主要地方道宇都宮・鹿沼線が交通の根幹をなしている。

2 東部地区の環境特性

(1) 基礎調査における環境特性

総合的状況（環境的要因での概況）

生活環境からは、小河川の水質や交通に起因する大気汚染、騒音等の問題が伺える。

里地自然環境から平地自然環境に属し、人工改変度は多い地域であり、小規模化または分断化されている自然がわずかに残っている。

◆自然環境

植物・・・ハイユスガグサなどが確認されている。

動物・・・市街地であるが、黒川が流れているため、その両岸を中心に昆虫や小型爬虫類、哺乳類が多様である。

◆生活環境

河川の水質等・・・地域の河川は黒川で大腸菌群数を除く環境基準は、概ね達成している。

水生生物調査による水質評価は、黒川で「きれいな水」である。

(2) 環境活動の状況（平成23(2011)年10月26日現在）

リサイクル推進協力店	16 店舗
きれいねっと団体	2 団体
資源回収団体数	18 団体
きれいなまちづくり推進員数	26 人

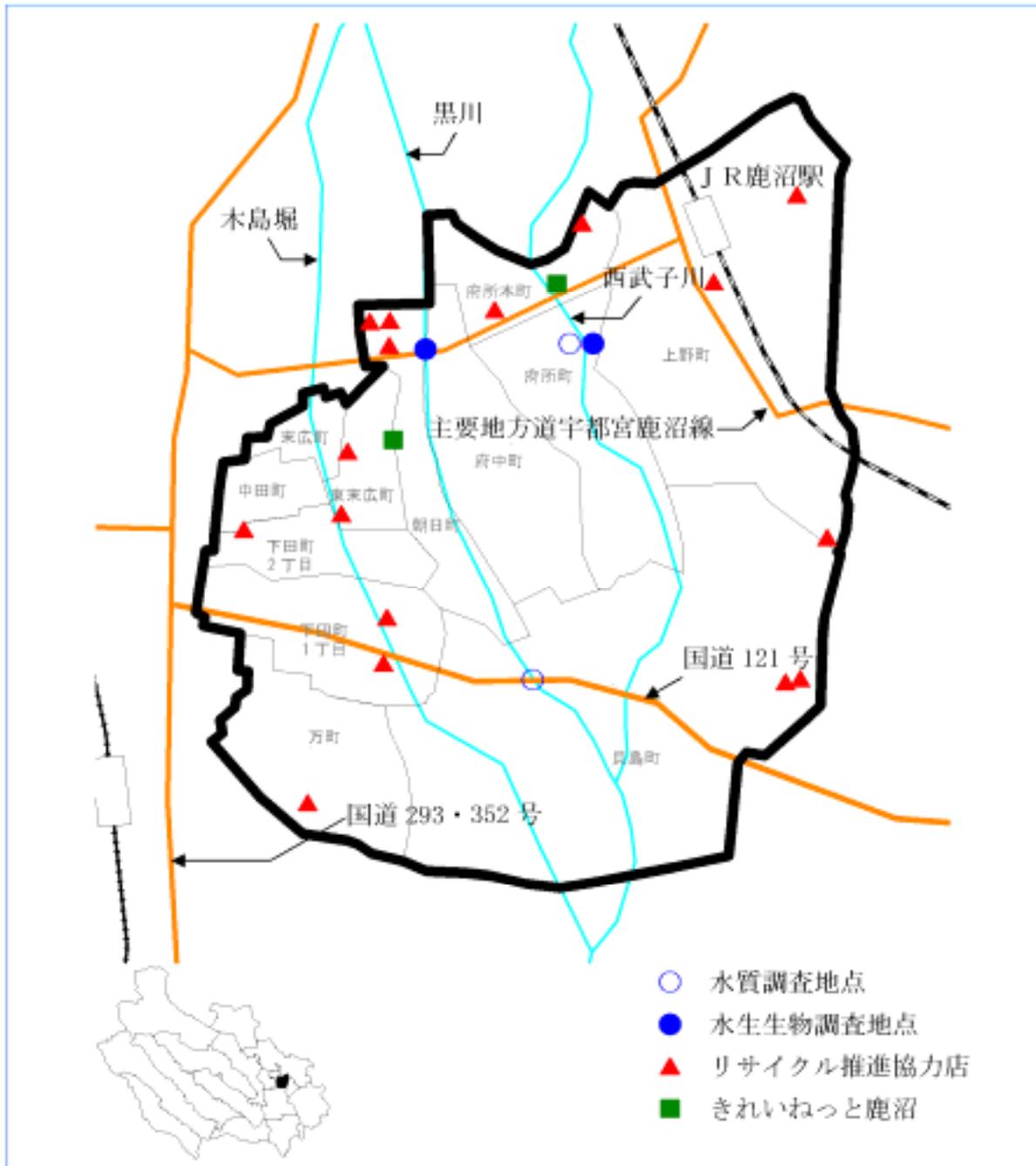
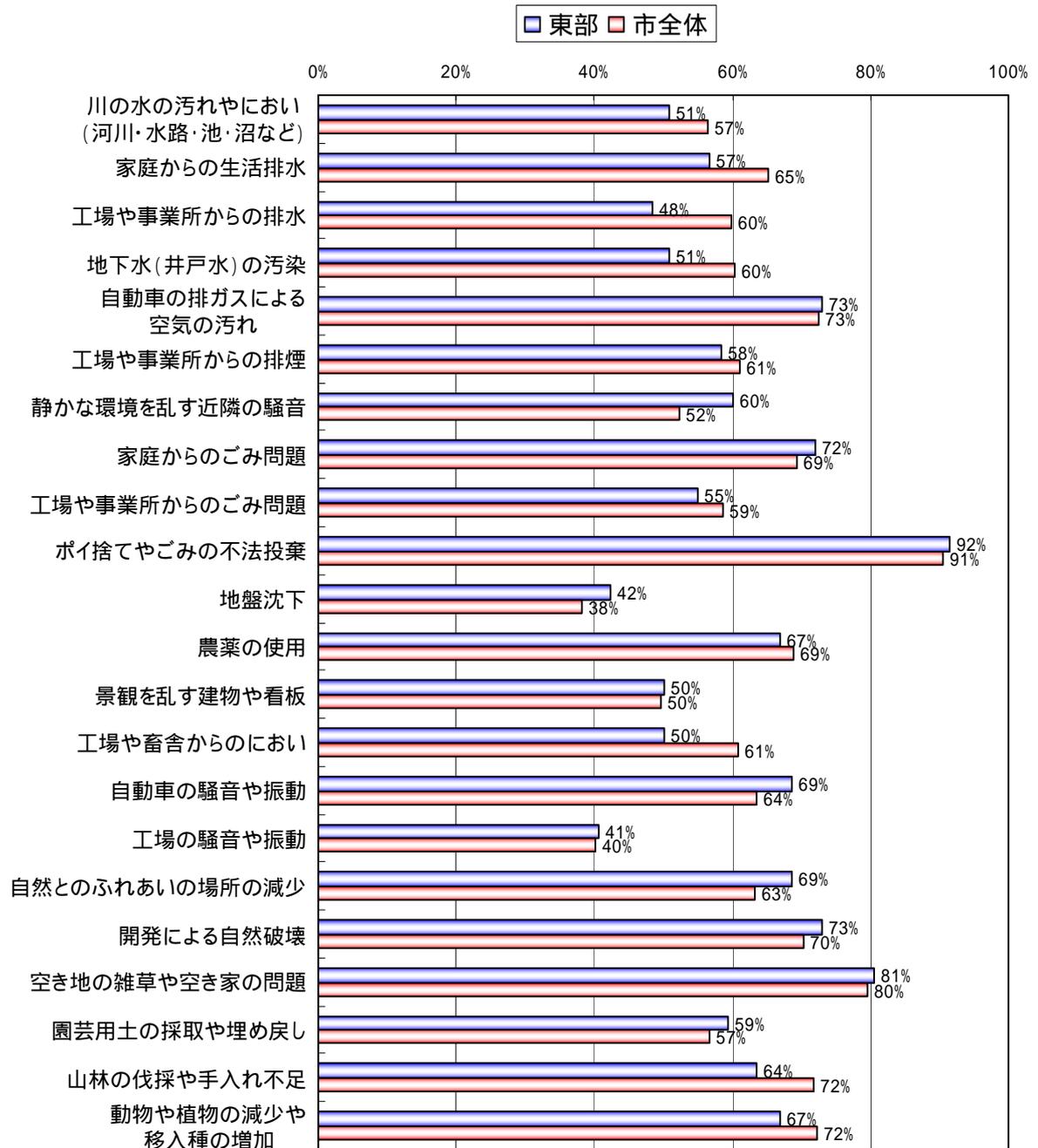


図 環境活動の状況

3 環境課題に関する関心度



4 東部地区の重点環境課題

- ◆ 不法投棄・ポイ捨ての防止
- ◆ 適切な土地利用
- ◆ 大気汚染の防止
- ◆ ごみ処理・リサイクルの推進
- ◆ 西武子川の水質汚濁の防止
- ◆ きれいなまちづくりへの参加
- ◆ 騒音・振動の防止
- ◆ 野生動植物の保護

5 東部地区地域別行動指針と進行管理

取り組み内容(行動指針)	H22(2010) 年度 現状値	H28(2016) 年度 目標値	H33(2021) 年度 目標値
◆不法投棄・ポイ捨ての防止 ・きれいねっと等の団体育成	2 団体	2 団体	2 団体
◆適切な土地利用 ・空き地や空き家の管理要請	実施	実施	実施
◆大気汚染の防止 ・自動車の排気ガスについて関連団体との連携による周知活動	実施	実施	実施
◆ごみ処理、リサイクルの推進 ・集団回収活動の促進	17 団体	17 団体	17 団体
◆西武子川の水質汚濁の防止 ・河川の清掃活動	年 2 回	年 2 回	年 2 回
◆きれいなまちづくりへの参加 ・ごみステーションの巡回 ・地域の清掃活動の実施 ・花いっぱい運動の推進	実施 年 2 回 実施	実施 年 2 回 実施	実施 年 2 回 実施
◆騒音、振動の防止 ・自動車の騒音・振動について関連団体との連携による周知	実施	実施	実施
◆野生動植物の保護 ・自然保護・生育環境保全の周知	実施	実施	実施

参考

◎市街地活性化地区行動計画

- ・黒川夢のさくら堤プラン(景観の美化)
- ・東部地区歴史散策(おもしろ)マップの作成(景観情報等提供)
- ・いきいきフラワーロードの推進(景観の美化)



フラワーロード (府中橋周辺)

北部地区

1 北部地区の概況

◆面積	189ha [面積比 0.4%]
◆人口	7,022人 [人口比 6.9%] (平成23(2011)年10月1日現在推計人口)
◆土地利用	全て都市計画区域 市街化区域 [168ha] 市街化調整区域 [21ha]

市街地の北部を構成し、黒川と木島堀が地域を潤している。
東武日光線北鹿沼駅、国道121号や県道板荷・玉田線が交通の根幹をなしている。

2 北部地区の環境特性

(1) 基礎調査における環境特性

総合的状況（環境的要因での概況）

生活環境からは、小河川の水質や交通に起因する大気汚染、騒音等の問題が伺える。

里地自然環境から平地自然環境に属し、人工改変度は多い地域であり、小規模化または分断化されている自然がわずかに残っている。

◆自然環境

植物・・・サクラタデ、シロバナツユクサなどが確認されている。

動物・・・千手山公園など緑が残されているので、昆虫類は多様である。

イタチや外来種のハクビシンなどの記録がある。

◆生活環境

河川の水質等・・・地域の河川は黒川で大腸菌群数を除く環境基準は、概ね達成している。

水生生物による水質評価は、「きれいな水」である。

(2) 環境活動の状況（平成23(2011)年10月26日現在）

リサイクル推進協力店	6店舗
きれいねっと団体	3団体
資源回収団体数	17団体
きれいなまちづくり推進員数	18人

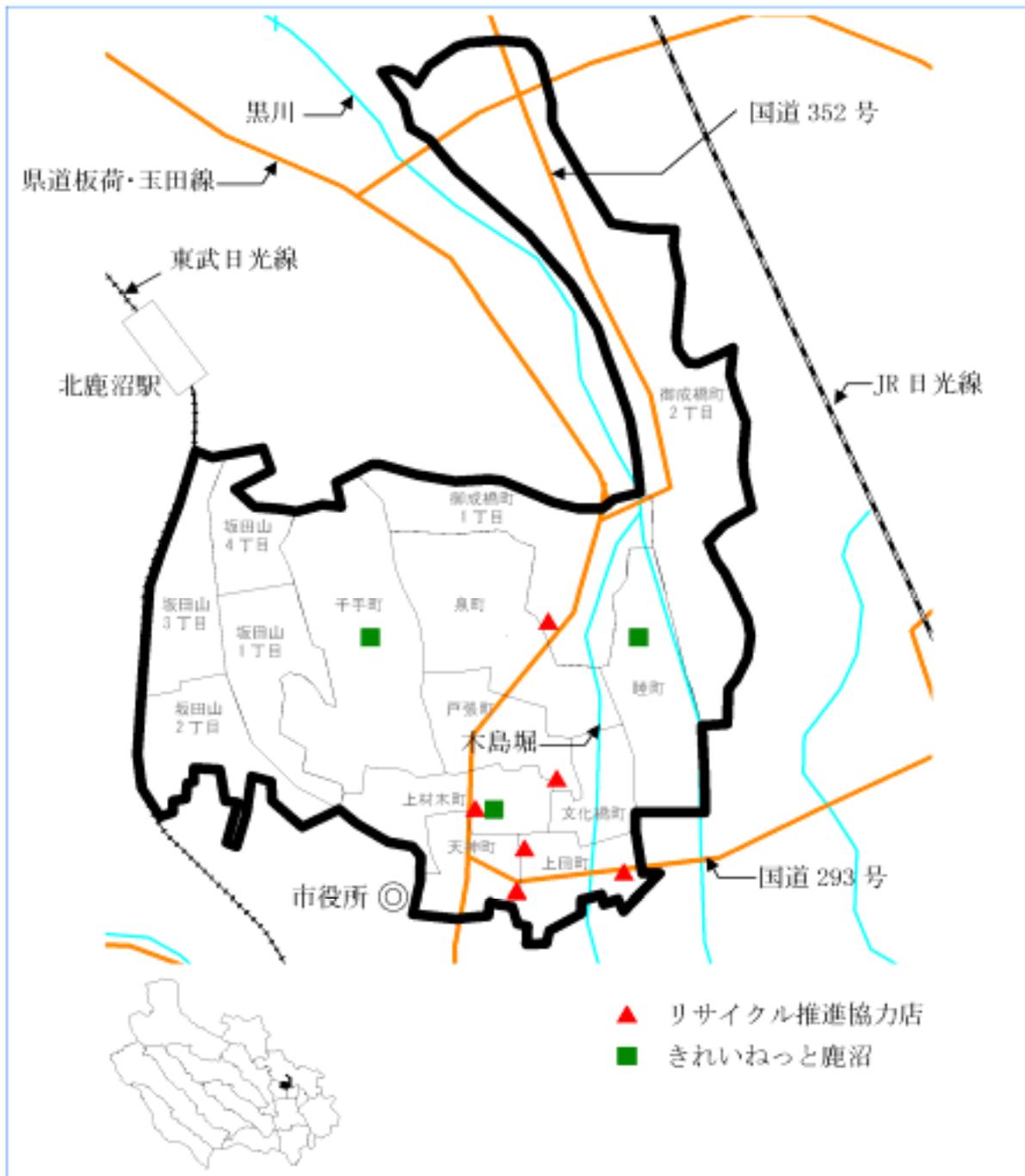
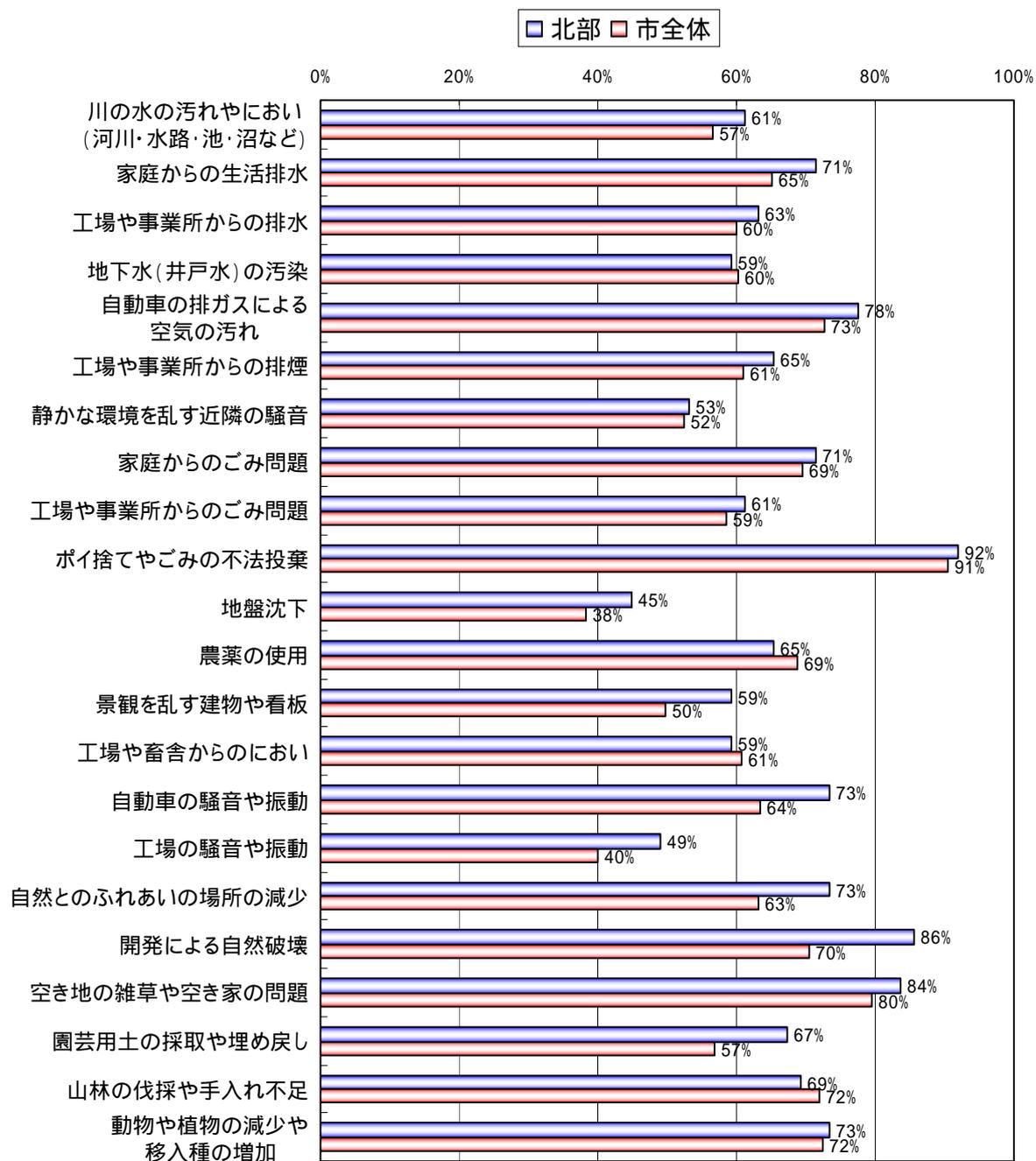


図 環境活動の状況

3 環境課題に関する関心度



4 北部地区の重点環境課題

- ◆ 不法投棄・ポイ捨ての防止
- ◆ 空き地・空き家の適正な管理
- ◆ ごみ処理・リサイクルの推進
- ◆ きれいなまちづくりへの参加

5 北部地区地域別行動指針と進行管理

取り組み内容(行動指針)	H22 (2010) 年度 現状値	H28 (2016) 年度 目標値	H33 (2021) 年度 目標値
◆不法投棄・ポイ捨ての防止 ・地域の啓発活動の推進	随時	随時	随時
◆空き地・空き家の適正な管理 ・土地所有者、利用者との協力による空き地、空き家の見回り（草刈り・除草の行政連絡）	随時	随時	随時
◆ごみ処理・リサイクルの推進 ・ごみ分別の徹底 ・放置自転車対策 ・資源の有効活用（集団回収の促進）	随時 随時 20 団体	随時 随時 20 団体	随時 随時 20 団体
◆きれいなまちづくりへの参加 ・きれいなまちづくりの地域での啓発 ・地域の清掃活動の実施 ・花いっぱい運動の推進	随時 年 3 回 実施	随時 年 3 回 実施	随時 年 3 回 実施

参考

◎市街地活性化地区行動計画

- ・黒川さくら堤計画(景観)
- ・名所・旧跡をめぐるウォーキングマップの作成(きれいなまちづくりへの参加)
- ・防犯・防火・防災の研修会



御成橋町にここ会の花壇

菊沢地区

1 菊沢地区の概況

◆面積	2,924ha [面積比 6.0%]
◆人口	14,426人 [人口比 14.2%] (平成23(2011)年10月1日現在推計人口)
◆土地利用	全て都市計画区域 市街化区域 [235ha] 市街化調整区域 [2,689ha]

市の北東部に位置し、日光市、宇都宮市に接する。
黒川、行川、武子川が地域を潤し、国道121号、国道293号や県道板荷・玉田線、県道鹿沼環状線が交通の根幹をなしている。

2 菊沢地区の環境特性

(1) 基礎調査における環境特性

総合的状況（環境的要因での概況）
自然環境・生活環境とも現況は概ね良好である。 里地自然環境から平地自然環境に属し、人工改変度は多い地域であるが、人工改変度が比較的少ない。 小規模化または分断化された自然を含んでいる。
◆自然環境
植物・・・サクラバハシノキ、キジノオシダなどが確認されている。 動物・・・緑地や自然度の高い河川が残されているため、昆虫の多様性は高い、イタチなどの中型哺乳類や両生類、爬虫類も多様にみられる。
◆生活環境
河川の水質等・・・地域の河川は黒川、行川、武子川で大腸菌群数を除く環境基準は、概ね達成されている。 水生生物調査による水質評価は、「きれいな水」である。 県指定天然記念物・・・喜久沢神社ツクバネガシ

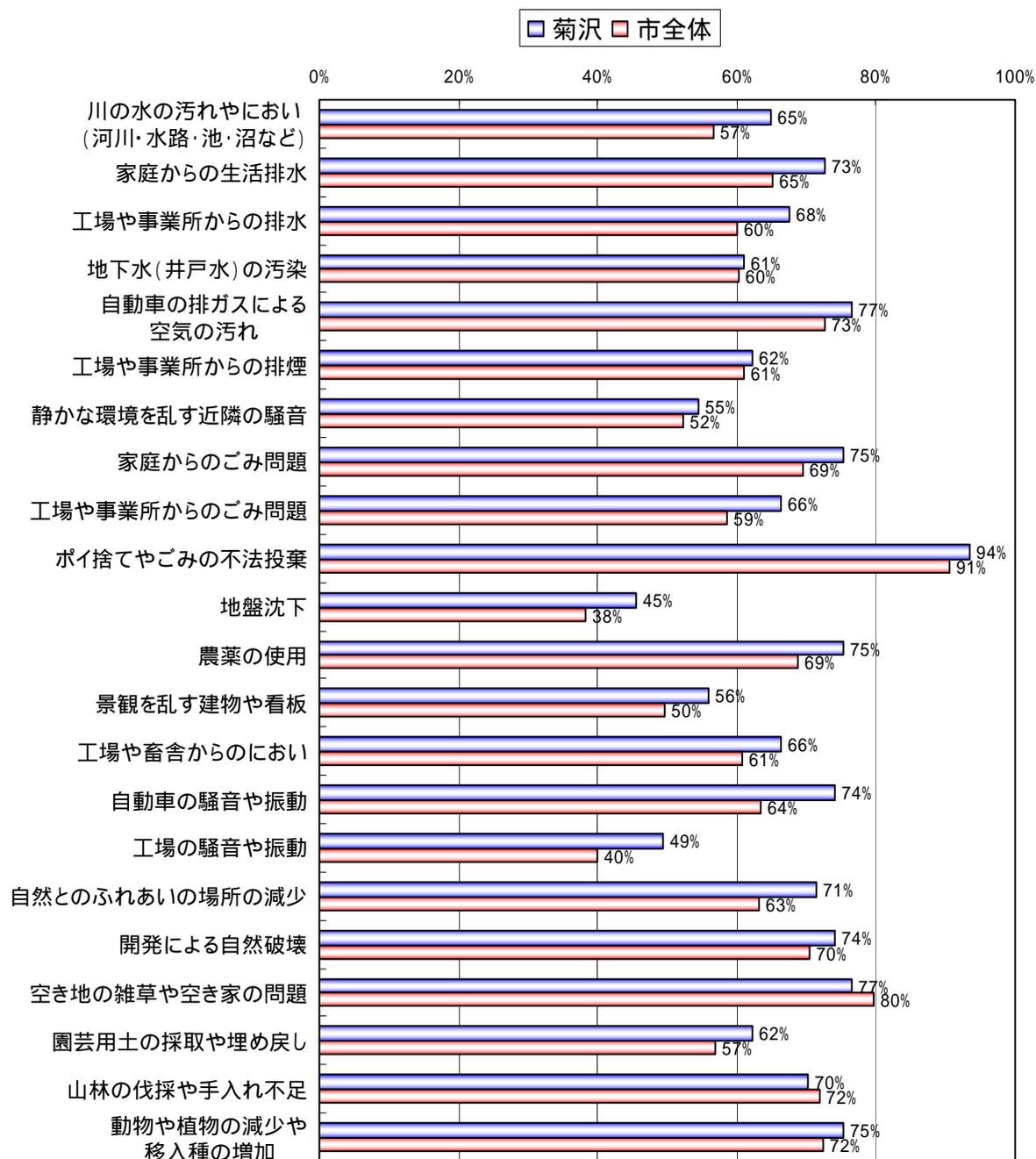
(2) 環境活動の状況（平成23(2011)年10月26日現在）

リサイクル推進協力店	5店舗
きれいねっと団体	6団体
資源回収団体数	15団体
きれいなまちづくり推進員数	30人



図 環境活動の状況

3 環境課題に関する関心度



4 菊沢地区の重点環境課題

- ◆ 不法投棄・ポイ捨ての防止
- ◆ 空き地・空き家の適正な管理
- ◆ 黒川、武子川の水質汚濁の防止
- ◆ ごみ処理・リサイクルの推進
- ◆ きれいなまちづくりへの参加
- ◆ 適切な土地利用

5 菊沢地区地域別行動指針と進行管理

取り組み内容(行動指針)	H22(2010) 年度 現状値	H28(2016) 年度 目標値	H33(2021) 年度 目標値
◆不法投棄・ポイ捨ての防止 ・クリーン鹿沼の実施	年2回	年2回	年2回
◆空き地・空き家の適正な管理 ・土地所有者、利用者との協力による空き地、空き家の見回り(草刈り・除草の行政連絡)	実施	実施	実施
◆黒川・武子川の水質汚濁の防止 ・河川の清掃活動	年2回	年2回	年2回
◆ごみ処理・リサイクルの推進 ・ごみ分別の徹底 ・放置自転車対策 ・資源の有効活用(集団回収)	実施 実施 年12回	実施 実施 年12回	実施 実施 年12回
◆きれいなまちづくりへの参加 ・きれいなまちづくりの地域での啓発 ・地域の清掃活動の実施 ・花いっぱい運動の推進	実施 年2回 実施	実施 年2回 実施	実施 年2回 実施
◆適切な土地利用 ・耕作放棄地の活用 (どろん子ふれあい農園事業の支援)	実施	実施	実施

参考

◎地域活性化地区別行動計画

- ・どろん子ふれあい農園事業(農地活用)



千渡白寿会の花壇



クリーン鹿沼の様子

東大芦地区

1 東大芦地区の概況

◆面積	2,659ha [面積比 5.4%]
◆人口	3,292人 [人口比 3.2%] (平成23(2011)年10月1日現在推計人口)
◆土地利用	一部都市計画区域 市街化区域 [5ha] 市街化調整区域 [947ha]

市の中央部に位置し、大芦川が地域を潤し、主要地方道鹿沼・日光線や県道石裂・上日向線が交通の根幹をなしている。

2 東大芦地区の環境特性

(1) 基礎調査における環境特性

総合的状況（環境的要因での概況）

自然環境・生活環境とも現状は概ね良好。山地自然環境から里地自然環境に属し、人工改変度は比較的少ない自然に恵まれた地域である。

◆自然環境

植物・・・ザゼンソウ、クロヒナスゲなどが確認されている。

動物・・・大芦川を中心に昆虫の多様性が高く、絶滅危惧種も多い。

ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシなど大型哺乳類が確認されている。その他、小型・中型の野生動物が生息していると考えられる。

◆生活環境

河川の水質等・・・地域の河川は大芦川で、BOD・大腸菌群数で環境基準未達成がある

水生生物調査による水質評価は、「きれいな水」である。

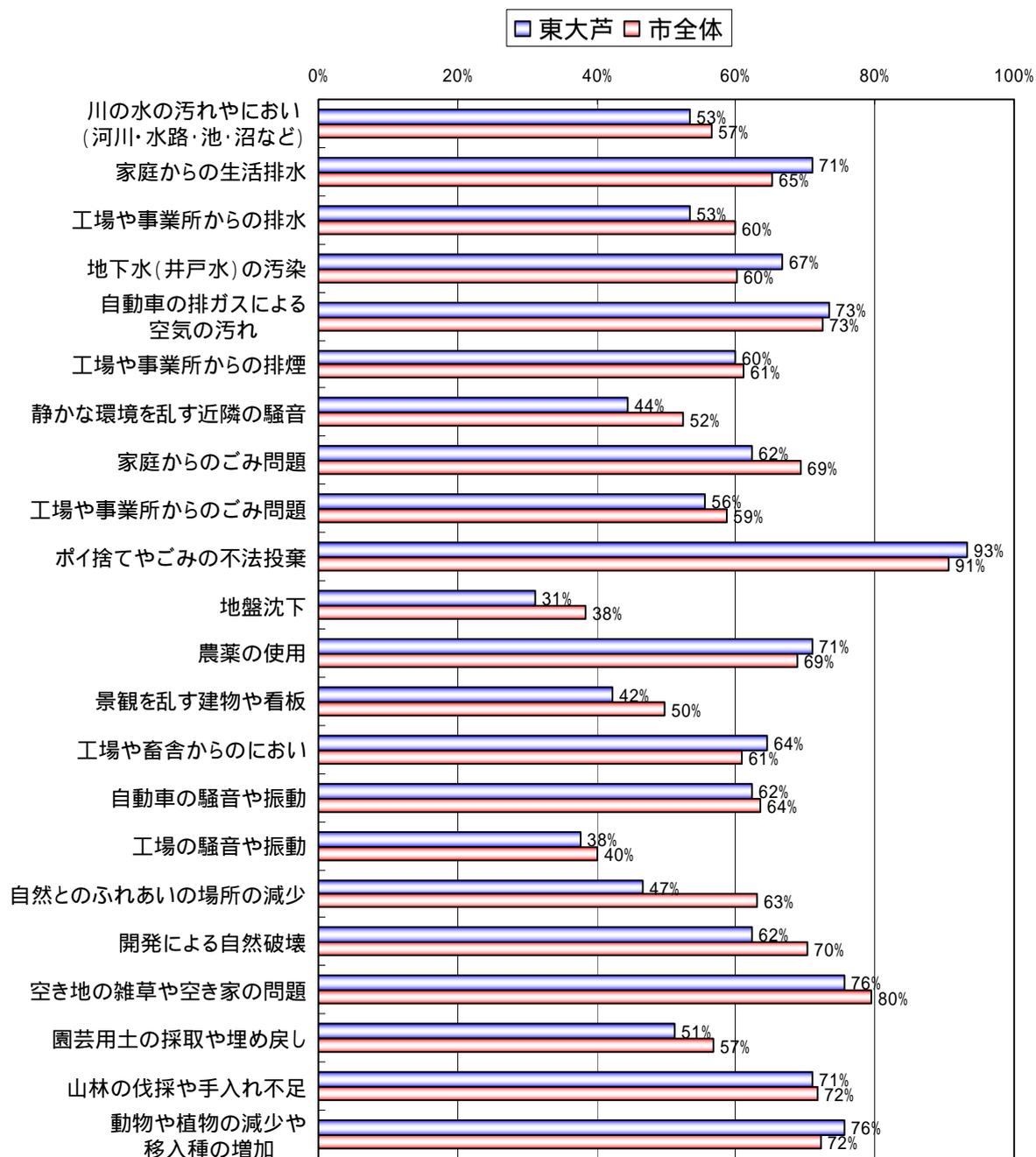
(2) 環境活動の状況（平成23(2011)年10月26日現在）

リサイクル推進協力店	なし
きれいねっと団体	1団体
資源回収団体数	8団体
きれいなまちづくり推進員数	9人



図 環境活動の状況

3 環境課題に関する関心度



4 東大芦地区の重点環境課題

- ◆不法投棄・ポイ捨ての防止
- ◆空き地・空き家の適正管理
- ◆有害鳥獣対策
- ◆ごみ処理・リサイクルの推進
- ◆水質汚濁の防止
- ◆きれいなまちづくりへの参加

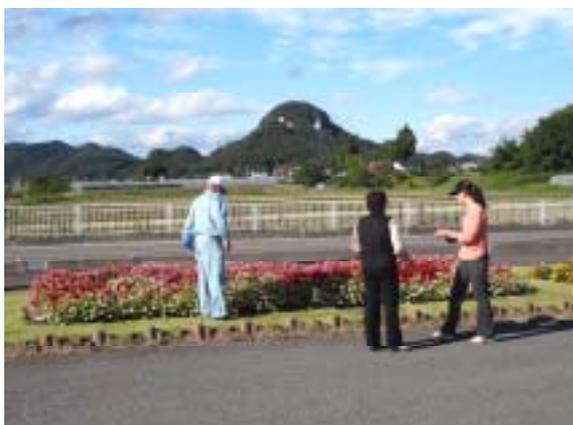
5 東大芦地区地域別行動指針と進行管理

取り組み内容(行動指針)	H22 (2010) 年度 現状値	H28 (2016) 年度 目標値	H33 (2021) 年度 目標値
◆不法投棄・ポイ捨ての防止 ・地区内の巡回・現状把握	年2回	年2回	年2回
◆空き地・空き家の適正管理 ・土地所有者、利用者との協力による空き地、空き家の見回り（市への連絡）	-	年1回	年1回
◆有害鳥獣対策 ・行政との連携による被害の防止と安全対策（随時行政への通報）	実施	実施	実施
◆ごみ処理・リサイクルの推進 ・集団回収の促進	9団体	8団体	8団体
◆水質汚濁の防止 ・河川の清掃活動（河川パトロール）	年1回	年1回	年1回
◆きれいなまちづくりへの参加 ・環境美化の日への参加 ・地区内一斉草刈りの実施 ・花いっぱい運動の推進	年2回 年1回 実施	年2回 年1回 実施	年2回 年1回 実施

参考

◎地域活性化地区別行動計画

- ・ビオトープや各種体験・収穫祭事業の取り組み（自然体験、環境学習、自然環境情報提供）



上日向長生会の花壇



河川の清掃活動（河川パトロール）

北押原地区

1 北押原地区の概況

◆面積	1,628ha [面積比 3.3%]
◆人口	11,439人 [人口比 11.2%] (平成23(2011)年10月1日現在推計人口)
◆土地利用	全て都市計画区域 市街化区域 [223ha] 市街化調整区域 [1,405ha]

市街地の南部に位置し、黒川、小藪川、瀬戸川が地域を潤している。
東武鉄道縦山駅、国道293号、主要地方道鹿沼・足尾線、県道鹿沼環状線が交通の根幹をなしている。

2 北押原地区の環境特性

(1) 基礎調査における環境特性

総合的状況（環境的要因での概況）
自然環境は概ね良好であり、生活環境は中小河川の汚濁が伺える。 里地自然環境から平地自然環境に属し、人工改変は比較的多いが、人工改変が比較的少ない河川や小規模な森林を含んでいる。
◆自然環境
植物・・・ハルニレ、クロムジなどが確認されている。 動物・・・黒川兩岸の自然度が高く、多様な昆虫類、両生類、爬虫類、哺乳類が生息している。 日光奈良部、上殿地区の兩岸は、特に自然度が高い。
◆生活環境
河川の水質等・・・地域の河川は黒川、小藪川で pH・BOD・大腸菌群数で環境基準未達成がある。 水生生物調査による水質評価は、「きれいな水」である。

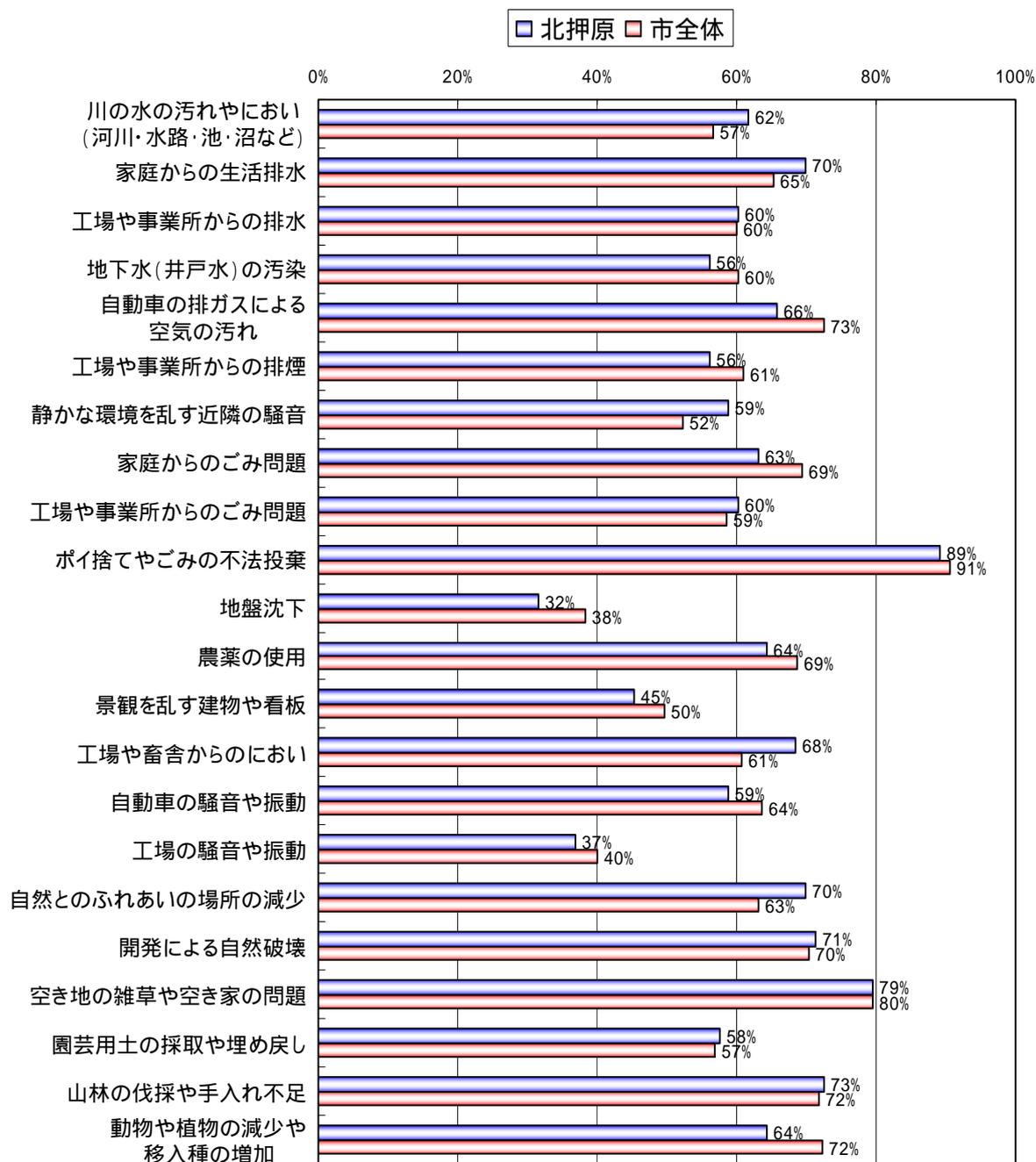
(2) 環境活動の状況（平成23(2011)年10月26日現在）

リサイクル推進協力店	10店舗
きれいねっと団体	3団体
資源回収団体数	14団体
きれいなまちづくり推進員数	23人



図 環境活動の状況

3 環境課題に関する関心度



4 北押原地区の重点環境課題

- ◆不法投棄・ポイ捨ての防止
- ◆空き地・空き家の適正な管理
- ◆河川環境の保全
- ◆ごみ処理・リサイクルの推進
- ◆きれいなまちづくりへの参加

5 北押原地区地域別行動指針と進行管理

取り組み内容(行動指針)	H22 (2010) 年度 現状値	H28 (2016) 年度 目標値	H33 (2021) 年度 目標値
◆不法投棄・ポイ捨ての防止 ・不法投棄物の撤去、啓発看板の設置 ・ペットの適正管理（糞の適正処理）	実施 実施	実施 実施	実施 実施
◆空き地・空き家の適正な管理 ・土地所有者、利用者との協力による空き地、空き家の見回り（市への連絡）	-	実施	実施
◆河川環境の保全 ・黒川、小藪川、瀬戸川等の清掃の実施	年1回	年1回	年1回
◆ごみ処理・リサイクルの推進 ・ごみ分別の徹底（ごみステーションパトロール） ・資源の有効活用（集団回収の促進） ・マイバックの普及・啓発（リサイクル協力店や地域住民）	実施 16団体 実施	実施 14団体 実施	実施 14団体 実施
◆きれいなまちづくりへの参加 ・きれいなまちづくりの地域での啓発 ・道路や各自治会の拠点施設等の清掃の実施 ・花いっぱい運動の推進	年3回 実施 実施	年3回 実施 実施	年3回 実施 実施

参考

◎地域活性化地区別行動計画

史跡案内板設置(景観情報等提供・景観保全)

史跡マップ活用事業（景観の美化）



きれいねっと鹿沼団体によるクリーン鹿沼

板荷地区

1 板荷地区の概況

- ◆面積 2,853ha [面積比 5.8%]
- ◆人口 1,978人[人口比 1.9%] (平成23(2011)年10月1日現在推計人口)
- ◆土地利用 すべて都市計画区域外

市の北部に位置し、日光市に接する。
黒川が地域を潤し、東武日光線板荷駅、県道板荷・玉田線、主要地方道宇都宮・今市線、県道小来川・文挾・石那田線が交通の根幹をなしている。

2 板荷地区の環境特性

(1) 基礎調査における環境特性

総合的状況（環境的要因での概況）

自然環境・生活環境は概ね良好である。

山地自然環境から里地自然環境に属し、人工改変度は比較的少ない自然に恵まれた地域である。

◆自然環境

植物・・・オオヤマカタバミ、クロヒナスゲ、キンセイランなどが確認されている。

動物・・・小型、中型からニホンザル、ニホンジカ、イノシシのような大型哺乳類が確認されている。

昆虫類も多様であり、多くの絶滅危惧種が生息している。

◆生活環境

河川の水質・・・地域の河川は黒川で大腸菌群数を除く環境基準は、概ね達成されている。

水生生物による評価は、「きれいな水」である。

(2) 環境活動の状況（平成23(2011)年10月26日現在）

リサイクル推進協力店	1店舗
きれいねっと団体	1団体
資源回収団体数	2団体
きれいなまちづくり推進員数	9人

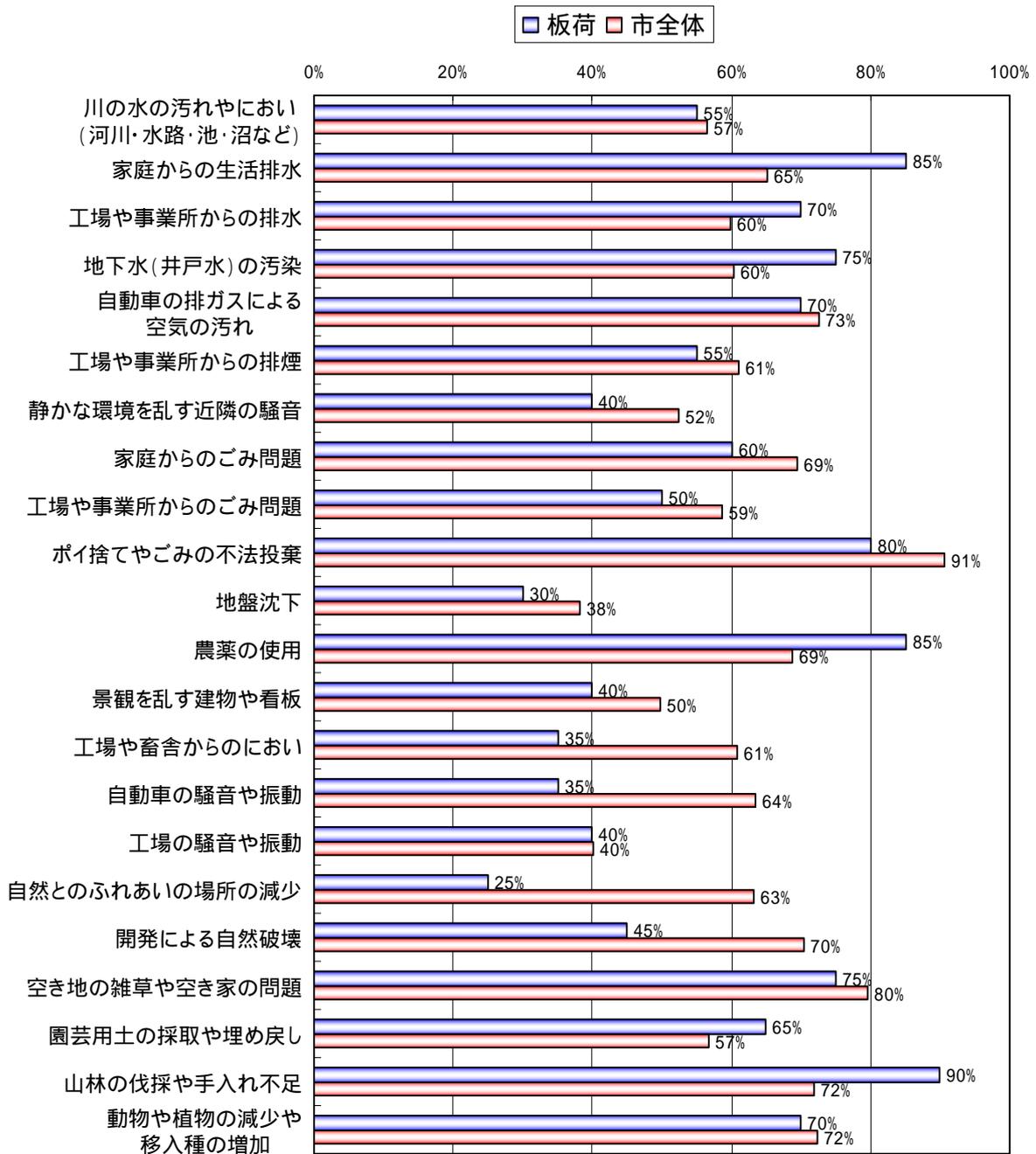


図 環境活動の状況



板荷地区の元気な森づくり事業の取組

3 環境課題に関する関心度



4 板荷地区の重点環境課題

- ◆ 不法投棄・ポイ捨ての防止
- ◆ 水質汚濁の防止
- ◆ 有害鳥獣対策
- ◆ きれいなまちづくりへの参加
- ◆ 森林の保全

5 板荷地区地域別行動指針と進行管理

取り組み内容(行動指針)	H22 (2010) 年度 現状値	H28 (2016) 年度 目標値	H33 (2021) 年度 目標値
◆不法投棄、ポイ捨ての防止 ・地域の啓発活動の推進 ・クリーン鹿沼の実施 ・防犯パトロールの実施	年1回 年1回 月1回	年1回 年1回 月1回	年1回 年1回 月1回
◆水質汚濁の防止 ・排水対策(生活、事業系排水の環境負荷の低減) ・河川の清掃活動(黒川、久保田掘、大鹿島堀、吉良堀、長畑川)	年1回 年1回	年1回 年1回 (5箇所)	年1回 年1回 (5箇所)
◆きれいなまちづくりへの参加 ・きれいなまちづくりの地域での啓発 ・地域の清掃活動の実施 ・花いっぱい運動の推進 ・空き地の雑草管理の啓発	年1回 年3回 7団体 —	年2回 年3回 7団体 年1回	年2回 年3回 9団体 年1回
◆有害鳥獣対策 ・行政との連携による被害の防止と安全対策	年1回	年1回	年1回
◆森林の保全 ・土地所有者の協力 ・森林ボランティア活動の推進 ・広葉樹への転換促進 ・間伐の促進と森林の適正管理	年1回 3団体 1箇所 11箇所	年1回 3団体 1箇所 11箇所	年1回 3団体 2箇所 13箇所

参考

◎むらづくり推進協議会活動計画等

- ・炭焼き(自然体験、森林保全)
- ・農村の景観作り(景観づくり、耕作放棄地対策)
- ・ふれあい農園(農地活用)
- ・がっこ山(自然体験、森林の保全)
- ・交流の促進とPR(自然景観等情報提供)

◎合併浄化槽の設置促進(補助金の活用)

◎元気な森づくり推進事業(有害鳥獣対策)の継続推進



河川清掃活動



道路清掃活動

西大芦地区

1 西大芦地区の概況

- ◆面積 7,903ha[面積比 16.1%]
- ◆人口 988人[人口比 1.0%] (平成23(2011)年10月1日現在推計人口)
- ◆土地利用 全て都市計画区域外

市の北西部に位置し、日光市に接する。
大芦川地域を潤し、主要地方道鹿沼・日光線、主要地方道草久・足尾線が交通の根幹をなしている。

2 西大芦地区の環境特性

(1) 基礎調査における環境特性

総合的状況（環境的要因での概況）

自然環境・生活環境は概ね良好である。

山地自然環境から里地自然環境に属し、人工改変度の少ない自然に恵まれた地域である。

◆自然環境

植物・・・イワヒバ、サギスゲ、モウセンゴケなどが確認されている。

動物・・・大芦川水系を中心として珠玉の自然が残され、クマタカの繁殖など貴重な動植物の宝庫である。

◆生活環境

河川の水質等・・・地域の河川は大芦川で、大腸菌群数を除く環境基準は、概ね達成されている。

水生生物による水質評価は、「きれいな水」である。

県立公園・・・古峰ヶ原高原を含む西部地域は、前日光県立公園に指定されている。

市指定天然記念物・・・小川山の六本杉

(2) 環境活動の状況（平成23(2011)年10月26日現在）

リサイクル推進協力店	なし
きれいねっと団体	なし
資源回収団体	7団体
きれいなまちづくり推進員数	7人

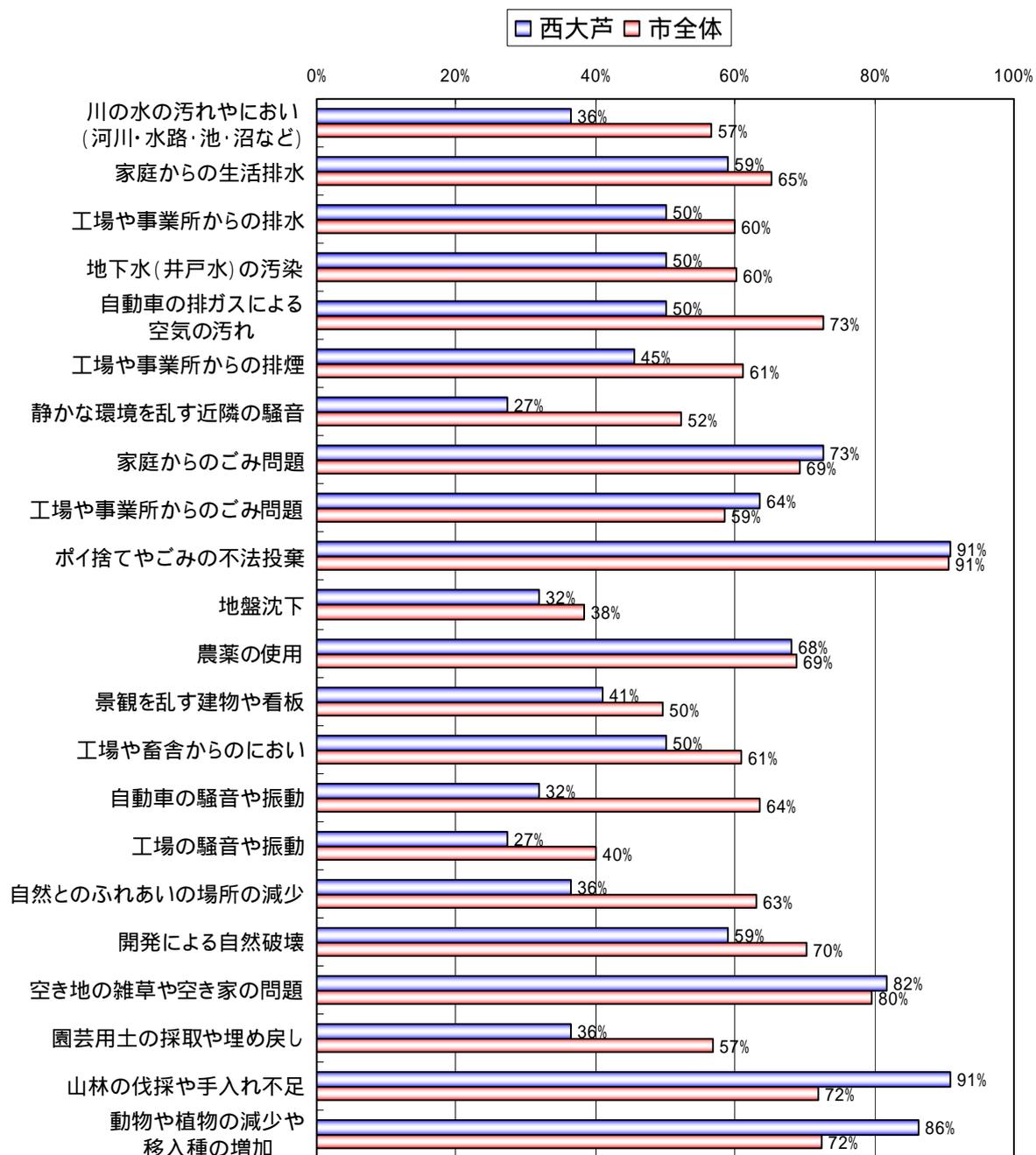


図 環境活動の状況



道路脇の景観美化（草刈り作業）

3 環境課題に関する関心度



4 西大芦地区の重点環境課題

- ◆不法投棄・ポイ捨ての防止
- ◆森林の保全
- ◆有害鳥獣対策
- ◆空き家の適正な管理
- ◆ごみ処理・リサイクルの推進
- ◆きれいなまちづくりへの参加
- ◆水質の保全

5 西大芦地区地域別行動指針と進行管理

取り組み内容(行動指針)	H22(2010) 年度 現状値	H28(2016) 年度 目標値	H33(2021) 年度 目標値
◆不法投棄、ポイ捨ての防止 ・地域の巡回	年2回	年2回	年2回
◆森林の保全 ・地域の巡回による不法投棄の防止	年2回	年2回	年2回
◆有害鳥獣対策 ・行政との連携による被害の防止と安全対策	実施	実施	実施
◆空き家の適正な管理 ・土地所有者、利用者との協力による空き家の見回り(市への連絡)	-	実施	実施
◆ごみ処理、リサイクルの推進 ・ごみ分別の徹底 ・集団回収の促進(説明会開催)	実施 年1回	実施 年1回	実施 年1回
◆きれいなまちづくりへの参加 ・地域の清掃活動の実施 ・花いっぱい運動の推進 ・道路脇の景観美化(地域活性化地区別行動)	年2回 1団体 年3回	年2回 1団体 年3回	年2回 1団体 年3回
◆水質の保全 ・河川清掃	年1回	年1回	年1回

参考

- ◎地域活性化地区別行動計画
 - ・観光マップ作り(自然環境情報提供)
 - ・天気山登山道整備(景観の保全)



大芦川クリーン作戦の様子



天気山登山道案内看板

加蘇地区

1 加蘇地区の概況

- ◆面積 4,669ha [面積比 9.5%]
- ◆人口 2,188人 [人口比 2.1%] (平成23(2011)年10月1日現在推計人口)
- ◆土地利用 全て都市計画区域外

市の中央部に位置し、荒井川が地域を潤し、県道石裂・上日向線が交通の根幹をなしている。

2 加蘇地区の環境特性

(1) 基礎調査における環境特性

総合的状況（環境的要因での概況）

自然環境・生活環境は概ね良好である。

山地自然環境から里地自然環境に属し、人工改変度の少ない自然に恵まれた地域である。

◆自然環境

植物・・・キンモウワラビ・ザゼンソウ・セッコクなどが確認されている。

動物・・・ホンドリスなどの小型哺乳類からツキノワグマなど大型種まで確認され、広葉樹林も多く残されているため、昆虫の種類も多い。

◆生活環境

河川の水質等・・・地域の河川は荒井川で、BOD・大腸菌群数で環境基準未達成がある。

水生生物による水質評価は、「きれいな水」である。

県指定天然記念物・・・加蘇山の千本カツラ

市指定天然記念物・・・加蘇山神社のスギ

(2) 環境活動の状況（平成23(2011)年10月26日現在）

リサイクル推進協力店	1店舗
きれいねっと団体	なし
資源回収団体	6団体
きれいなまちづくり推進員数	6人

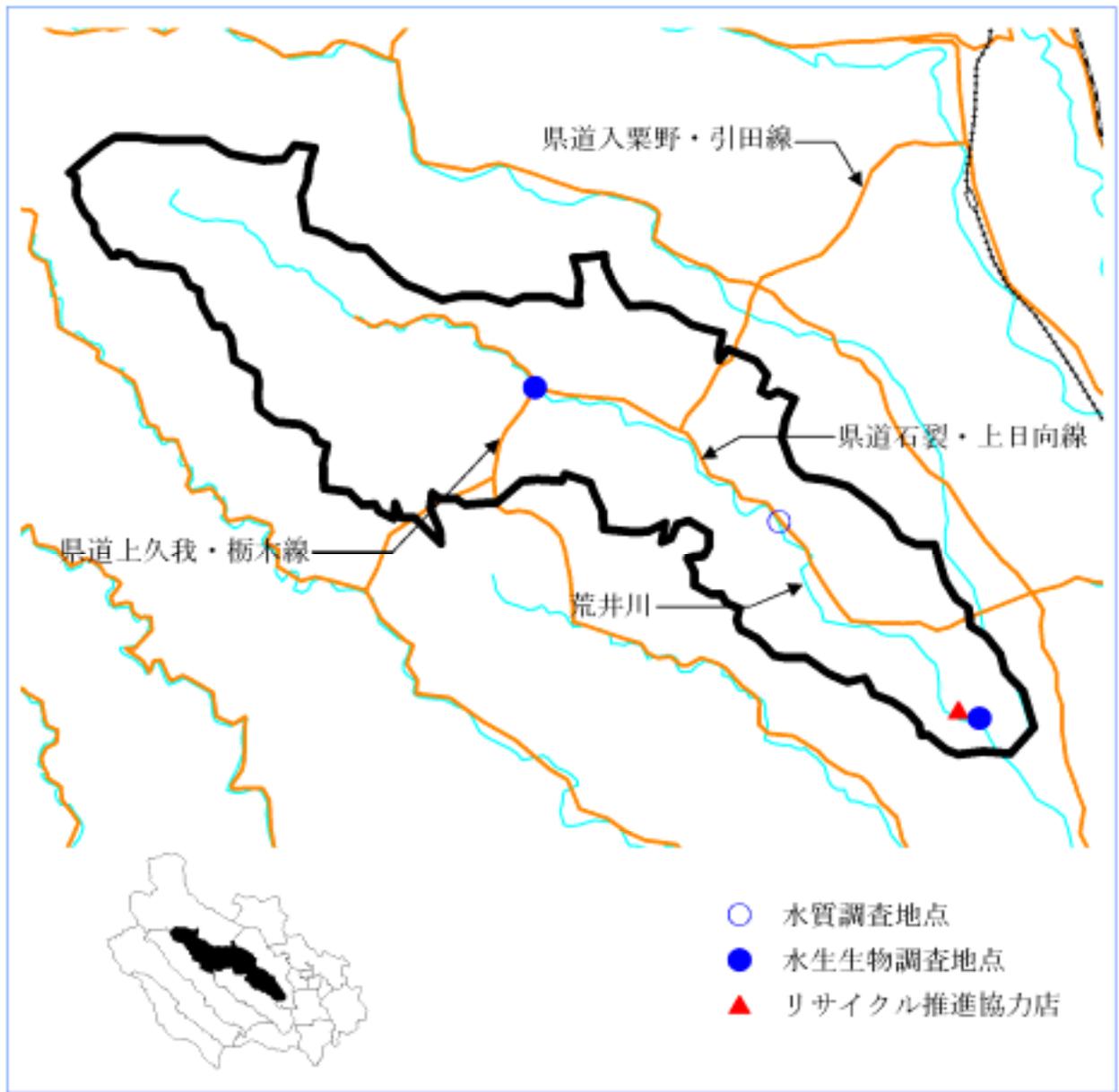
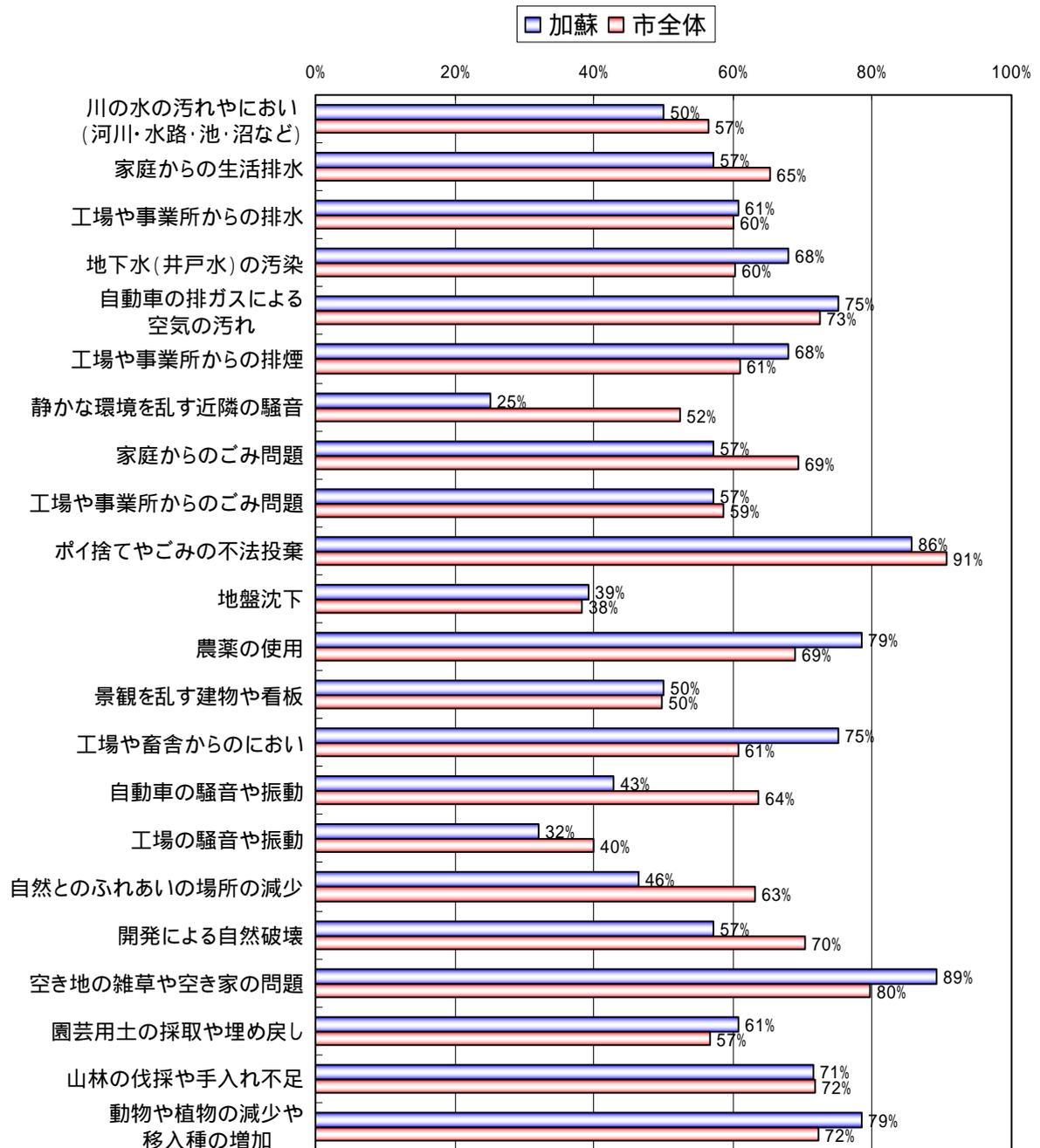


図 環境活動の状況

3 環境課題に関する関心度



4 加蘇地区の重点環境課題

- ◆不法投棄・ポイ捨ての防止
- ◆水質汚濁の防止
- ◆空き地・空き家の適正管理
- ◆ごみ処理・リサイクルの推進
- ◆きれいなまちづくりへの参加、加蘇フラワーパーク構想を推進

5 加蘇地区地域別行動指針と進行管理

取り組み内容(行動指針)	H22(2010) 年度 現状値	H28(2016) 年度 目標値	H33(2021) 年度 目標値
◆不法投棄・ポイ捨ての防止 ・地域の啓発活動の推進 ・加蘇地区クリーン診断の実施 ・不法投棄箇所の解消	実施 年0回 1か所	実施 年1回 1か所	実施 年1回 1か所
◆水質汚濁の防止 ・地域内の河川・水路の清掃活動	年2回	年2回	年2回
◆空き地・空き家の適正な管理 ・土地所有者、利用者との協力による空き地、空き家の見回り（市への連絡）	-	実施	実施
◆ごみ処理・リサイクルの推進 ・ごみ分別の徹底 ・資源の有効活用（集団回収の促進）	実施 6団体	実施 6団体	実施 6団体
◆きれいなまちづくりへの参加 ・きれいなまちづくりの地域での啓発 ・地域（道路・拠点施設）の清掃活動の実施 ・加蘇フラワーパーク構想の推進	実施 年3回 実施	実施 年3回 実施	実施 年3回 実施

参考

◎地域活性化地区別行動計画

- ・加蘇コミュニティまつりの開催（自然景観情報等提供）
- ・地域スポーツクラブの推進（健康づくり）
- ・加蘇フラワーパーク構想の推進（景観の形成と美化）



クリーン鹿沼の様子

北犬飼地区

1 北犬飼地区の概況

◆面積	2,612ha[面積比 5.3%]
◆人口	9,829人[人口比 9.7%] (平成23(2011)年10月1日現在推計人口)
◆土地利用	全て都市計画区域 市街化区域 [528ha] 市街化調整区域 [2,084ha]

市の東南部に位置し、宇都宮市・壬生町に接する。

武子川が地域を潤し、東北縦貫自動車道路鹿沼インターチェンジ、国道121号、さつきロード、主要地方道宇都宮・楡木線、県道羽生田・鶴田線が交通の根幹をなしている。

2 北犬飼地区の環境特性

(1) 基礎調査における環境特性

総合的状況（環境的要因での概況）

自然環境・生活環境は概ね良好。里地自然環境から平地自然環境に属し、人工改変度の多い地域であり、自然が小規模化されてわずかに残っている。

◆自然環境

植物・・・ナガミヒナゲシ、イヌカキネガラシ、マメダオシなどが確認されている。

動物・・・イタチやタヌキなどの小型・中型の哺乳類が見られる。

わずかに残されている平地林と茂呂山を中心としてオオムラサキなど貴重な昆虫が生息している。

◆生活環境

河川の水質等・・・地域の河川は武子川で、大腸菌群数を除く環境基準は、概ね達成されている。

水生生物による水質評価は、「きれいな水」である。

(2) 環境活動の状況（平成23(2011)年10月26日現在）

リサイクル推進協力店	5店舗
きれいねっと団体	5団体
資源回収団体	11団体
きれいなまちづくり推進員数	19人

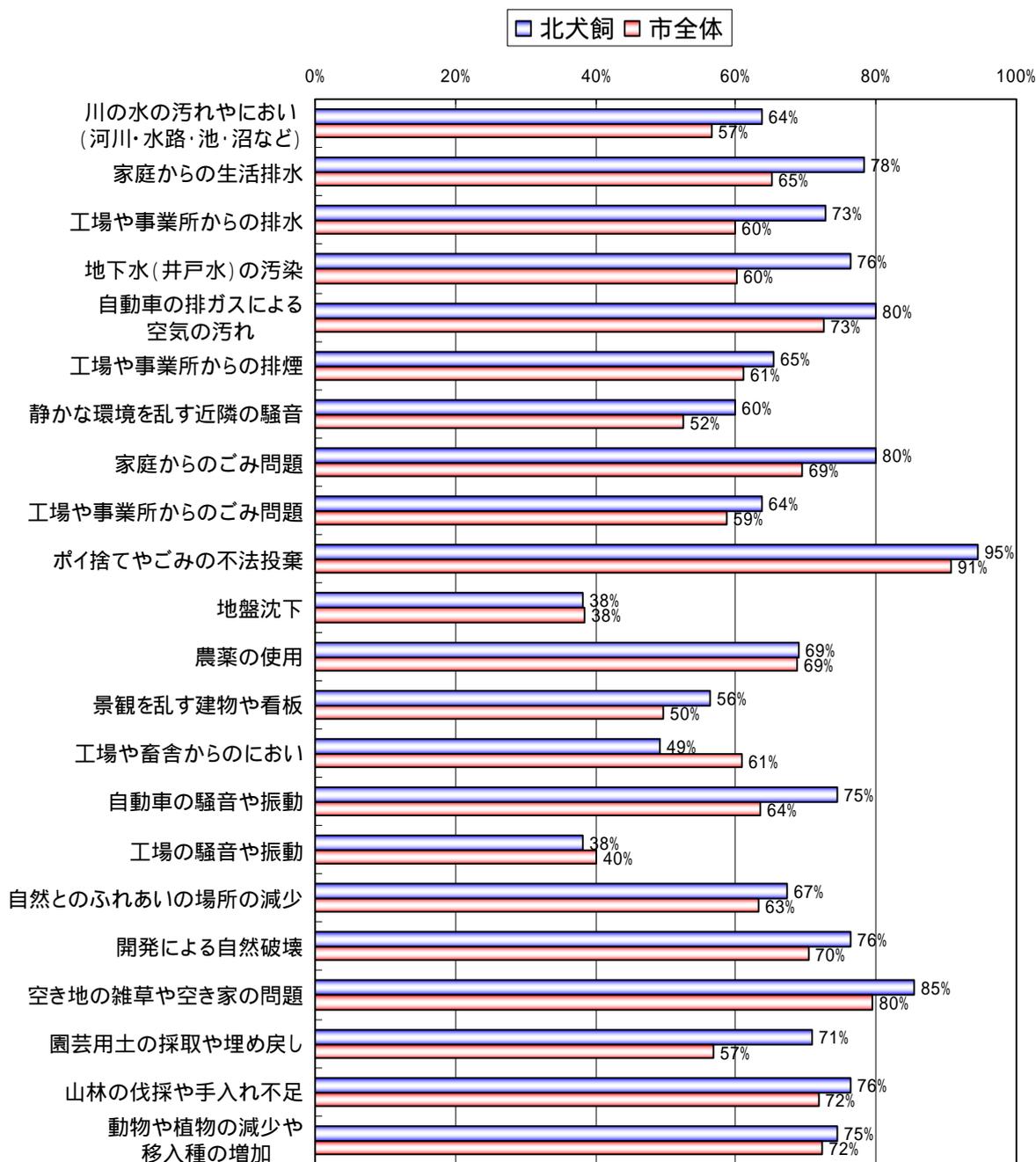


図 環境活動の状況



きれいねっと団体の清掃活動

3 環境課題に関する関心度



4 北犬飼地区の重点環境課題

- ◆ 不法投棄・ポイ捨ての防止
- ◆ 空き地・空き家の適正な管理
- ◆ 水質汚濁の防止
- ◆ 大気汚染の防止
- ◆ ごみ処理・リサイクルの推進
- ◆ きれいなまちづくりへの参加

5 北犬飼地区地域別行動指針と進行管理

取り組み内容(行動指針)	H22 (2010) 年度 現状値	H28 (2016) 年度 目標値	H33 (2021) 年度 目標値
◆不法投棄・ポイ捨ての防止 ・クリーン鹿沼の実施	年4回	年4回	年4回
◆空き地・空き家の適正な管理 ・啓発活動の実施	年0回	年1回	年1回
◆水質汚濁の防止 ・河川の清掃活動(堀ざらい)	年0回	年1回	年1回
◆大気汚染の防止 ・啓発活動の実施(ちらしの配布)	年0回	年1回	年1回
◆ごみ処理・リサイクルの推進 ・リサイクル推進協力店の拡充と集団回収の促進 リサイクル推進協力店数 集団回収団体数	6店舗 13団体	6店舗 11団体	6店舗 11団体
◆きれいなまちづくりへの参加 ・環境美化の日 ・きれいねっと活動 ・自治会の清掃活動 ・環境美化モデル団体活動	年2回 5団体 実施 実施	年2回 6団体 実施 実施	年2回 7団体 実施 実施

参考

◎地域活性化地区別行動計画

- ・北犬飼ふれあい祭(環境情報等提供)
- ・北犬飼ふれあいウォーキング(健康づくり)
- ・直売所構想(環境情報等提供)
- ・貸農園構想(耕作放棄地対策・健康づくり)



北犬飼老人クラブの除草作業の様子

東部台地区

1 東部台地区の概況

- ◆面積 309ha [面積比 0.6%]
- ◆人口 16,539人[人口比 16.2%] (平成23(2011)年10月1日現在推計人口)
- ◆土地利用 全て都市計画区域
市街化区域 [309ha]

市街地の東部に位置し、糠塚山と茂呂山に挟まれた地域で、主たる河川はない。国道121号、主要地方道宇都宮・鹿沼線、県道鹿沼環状線が交通の根幹をなしている。

2 東部台地区の環境特性

(1) 基礎調査における環境特性

総合的状況（環境的要因での概況）

生活環境からは、交通に起因する大気汚染や騒音等の問題が伺える。

平地自然環境に属しているが、人工改変度は多い地域であるが、自然環境がわずかに残されている。

◆自然環境

植物・・・該当する植物は少ない。

動物・・・イタチなど小型哺乳類が見られる。市街地としては、緑化に配慮がされているため、昆虫、鳥類の種類が多い。

◆生活環境

河川の水質・・・該当する河川はない。

(2) 環境活動の状況（平成23(2011)年10月26日現在）

リサイクル推進協力店	5店舗
きれいねっと団体	5団体
資源回収団体	12団体
きれいなまちづくり推進員数	35人

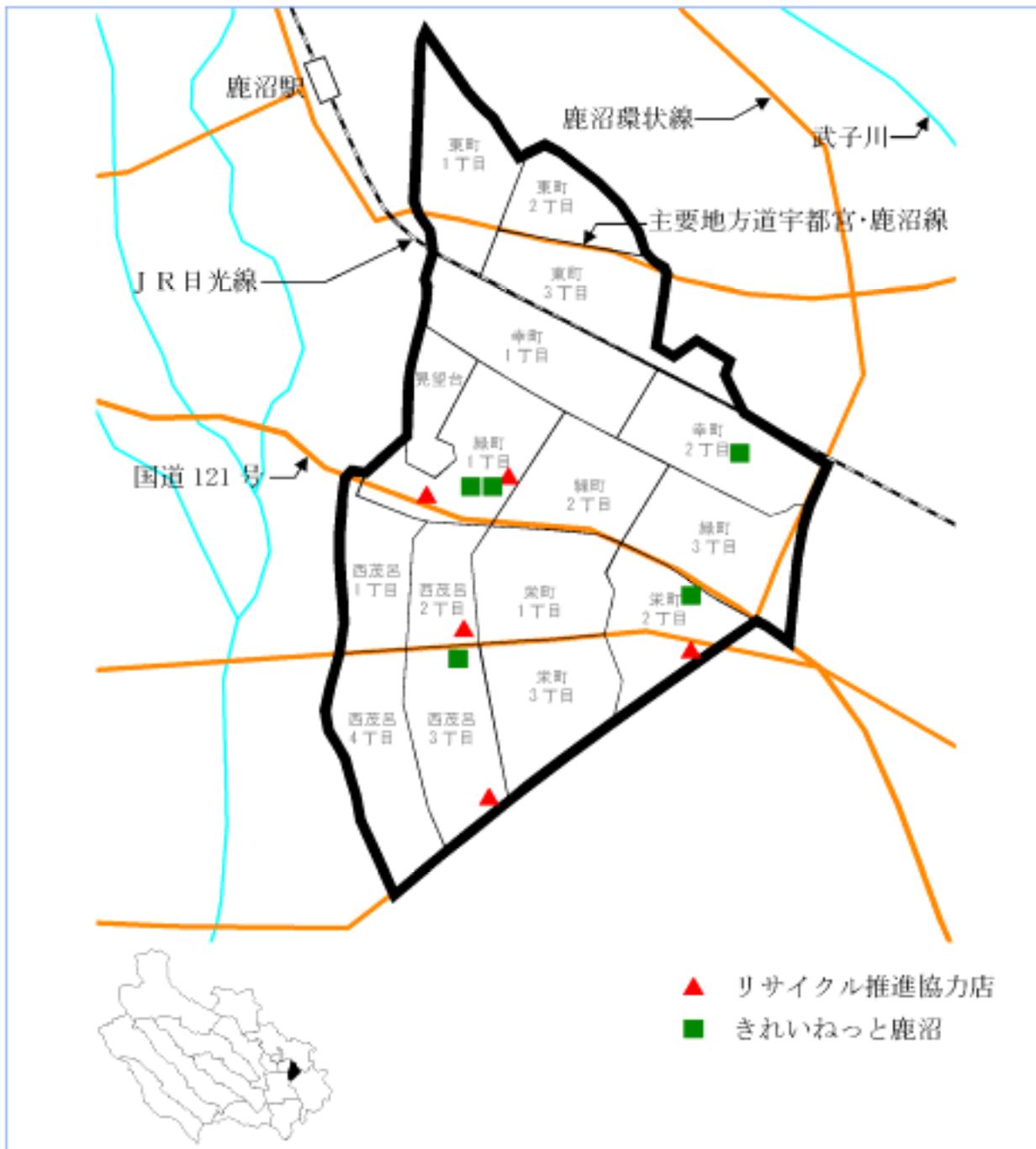
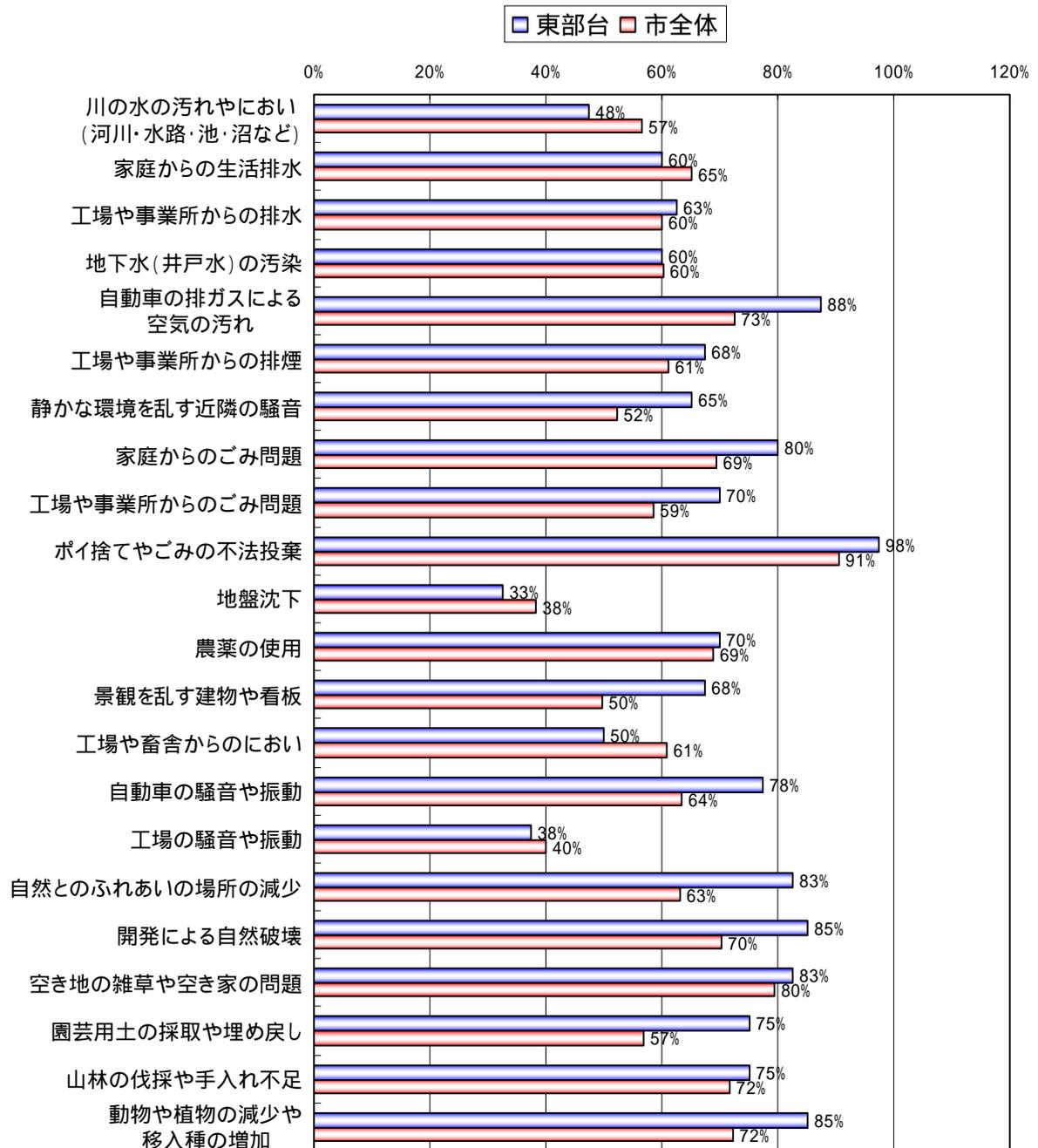


図 環境活動の状況

3 環境課題に関する関心度



4 東部台地区の重点環境課題

- ◆ 不法投棄・ポイ捨ての防止
- ◆ 空き地・空き家の適正な管理
- ◆ ごみ処理・リサイクルの推進
- ◆ きれいなまちづくりへの参加

5 東部台地区地域別行動指針と進行管理

取り組み内容(行動指針)	H22 (2010) 年度 現状値	H28 (2016) 年度 目標値	H33 (2021) 年度 目標値
◆不法投棄・ポイ捨ての防止 ・不法投棄・ポイ捨て防止の啓発活動 ・地域関係団体と協力した啓発活動の推進 (会報の内容充実・発行)	随時 年1回	随時 年1回	随時 年1回
◆空き地・空き家の適正な管理 ・土地所有者、利用者との協力による空き地、 空き家の管理指導 ・所有者不明地に対する行政の指導を支援	随時 随時	随時 随時	随時 随時
◆ごみ処理・リサイクルの推進 ・ごみ分別の徹底(啓発・指導) ・放置自転車対策(巡視・設置管理の要請) ・資源の有効活用(集団回収の促進) ・マイバック運動の推進(実践活動の充実) ・ごみ減量化への取組み(行政、商工団体と 連携して過剰包装抑制の呼びかけ)	随時 随時 11団体 随時 随時	随時 随時 11団体 随時 随時	随時 随時 11団体 随時 随時
◆きれいなまちづくりへの参加 ・きれいなまちづくりの地域での啓発 (会報の内容充実・発行) ・犬の散歩時のマナー指導 ・地域の清掃活動の実施と関係団体との連携 ・花いっぱい運動の推進 ・茂呂山の清掃 ・きのこの栽培	年1回 年0回 随時 実施 年1回 年1回	年1回 年1回 随時 実施 年1回 年1回	年1回 年1回 随時 実施 年1回 年1回

参考

◎地域活性化地区別行動計画等

- ・東部台ふれあい・さくら祭りの開催(景観の美化)
- ・マイバッグ推進運動の展開(ごみの減量化、地球温暖化防止)
- ・チャレンジ・ザ・まちかどガーデニングコンテスト(景観の形成と美化)
- ・ほほえみ・ふれあい農園の開設(農地活用)
- ・茂呂山の清掃(里山の整備)
- ・きのこの栽培体験事業(東部台コミュニティ推進協議会主催)



花壇コンクール審査の様子



きのこの栽培体験事業の様子

南摩地区

1 南摩地区の概況

- ◆面積 3,002ha [面積比 6.1%]
- ◆人口 3,382人 [人口比 3.3%] (平成23(2011)年10月1日現在推計人口)
- ◆土地利用 全て都市計画区域外

市の中央部に位置し、大芦川と南摩川が地域を潤し、主要地方道鹿沼・足尾線、県道上久我・都賀・栃木線が交通の根幹をなしている。

2 南摩地区の環境特性

(1) 基礎調査における環境特性

総合的状況（環境的要因での概況）

自然環境・生活環境は概ね良好である。

里地自然環境に属しているが、人工改変度は比較的少ない自然を含む地域である。

◆自然環境

植物・・・セツブンソウ、ジガバチソウ、ヒカゲツツジなどが確認されている。

動物・・・鹿沼市では、サンコウチョウが渡って来る唯一の自然である。

ハンミョウなども発見され、自然度が高く残されている。

◆生活環境

河川の水質等・・・地域の河川は大芦川、南摩川で大腸菌群数を除く環境基準は、概ね達成されている。

水生生物による水質評価は、「きれいな水」である。

県指定天然記念物・・・勝願寺の地蔵けやき

(2) 環境活動の状況（平成23(2011)年10月26日現在）

リサイクル推進協力店	なし
きれいねっと団体	なし
資源回収団体	8団体
きれいなまちづくり推進員数	8人

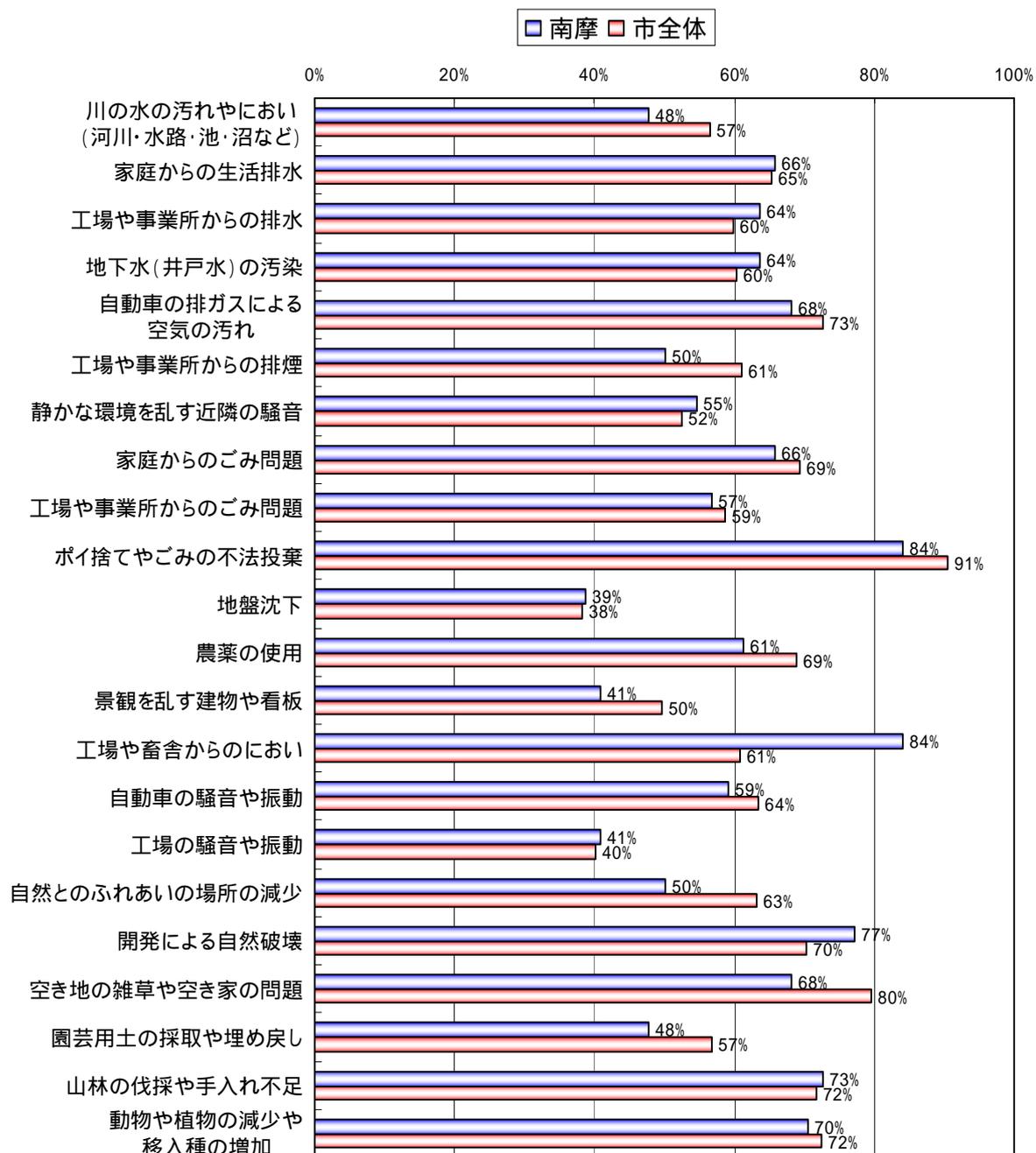


図 環境活動の状況



上南摩子ども会育成会

3 環境課題に関する関心度



4 南摩地区の重点環境課題

- ◆不法投棄・ポイ捨ての防止
- ◆悪臭の防止
- ◆環境教育の推進
- ◆森林の保全
- ◆ごみ処理・リサイクルの推進
- ◆きれいなまちづくりへの参加

5 南摩地区地域別行動指針と進行管理

取り組み内容(行動指針)	H22 (2010) 年度 現状値	H28 (2016) 年度 目標値	H33 (2021) 年度 目標値
◆不法投棄・ポイ捨ての防止 ・クリーン鹿沼の実施	-	年1回	年1回
◆悪臭の防止 ・事業者への協力要請 ・堆肥化センターの活用促進	実施 実施	実施 実施	実施 実施
◆環境教育の推進 ・子どもエコクラブ活動の推進	1団体	1団体	1団体
◆森林の保全 ・高木校庭、城山ハイキングコースの整備 への協力	実施	実施	実施
◆ごみ処理・リサイクルの推進 ・ごみ分別の徹底 ・資源の有効活用(集団回収の促進)	実施 9団体	実施 9団体	実施 9団体
◆きれいなまちづくりへの参加 ・環境美化の日への参加 ・不法投棄、ペットの糞対策等の看板の設置 ・きれいなまちづくりの地域での啓発 ・地域の清掃活動の実施 ・花いっぱい運動の推進	年2回 実施 実施 実施 実施	年2回 実施 実施 実施 実施	年2回 実施 実施 実施 実施

参考

◎地域活性化地区別行動計画

- ・ふれあい農園づくり(農地活用)
- ・高木校庭・城山ハイキングコースの整備(景観形成)



高木校庭の整備の様子

南押原地区

1 南押原地区の概況

◆面積	1,806ha[面積比 3.7%]
◆人口	4,579人[人口比 4.5%](平成23(2011)年10月1日現在推計人口)
◆土地利用	全て都市計画区域 市街化区域 [35ha] 市街化調整区域 [1,771ha]

市の南部に位置し、栃木市、壬生町に接する。

黒川、小薮川が地域を潤し、東武鉄道楡木駅、国道293号、国道352号、主要地方道宇都宮・楡木線、主要地方道宇都宮・亀和田・栃木線、県道深程・楡木線が交通の根幹をなしている。

2 南押原地区の環境特性

(1) 基礎調査における環境特性

総合的状況（環境的要因での概況）

自然環境は概ね良好であり、生活環境は中小河川の汚濁が伺える。

平地自然環境に属しているが、人工改変度の比較的少ない小規模な森林を含む地域である。

◆自然環境

植物・・・ヤナギモ、キンガヤツリ、カジノキなどが確認されている。

動物・・・フナなどの魚類が多く生息している。特に、黒川兩岸の自然度が高く、オオタカが繁殖し、ノスリなども多い。

◆生活環境

河川の水質等・・・地域の河川は黒川、小薮川で pH・BOD・大腸菌群数に環境基準未達成がある。

水生生物による水質評価は、黒川が「きれいな水」、小薮川が「少しきたない水」である。

県指定天然記念物・・・成就院のシダレアカシデ

市指定天然記念物・・・磯山神社のスギ

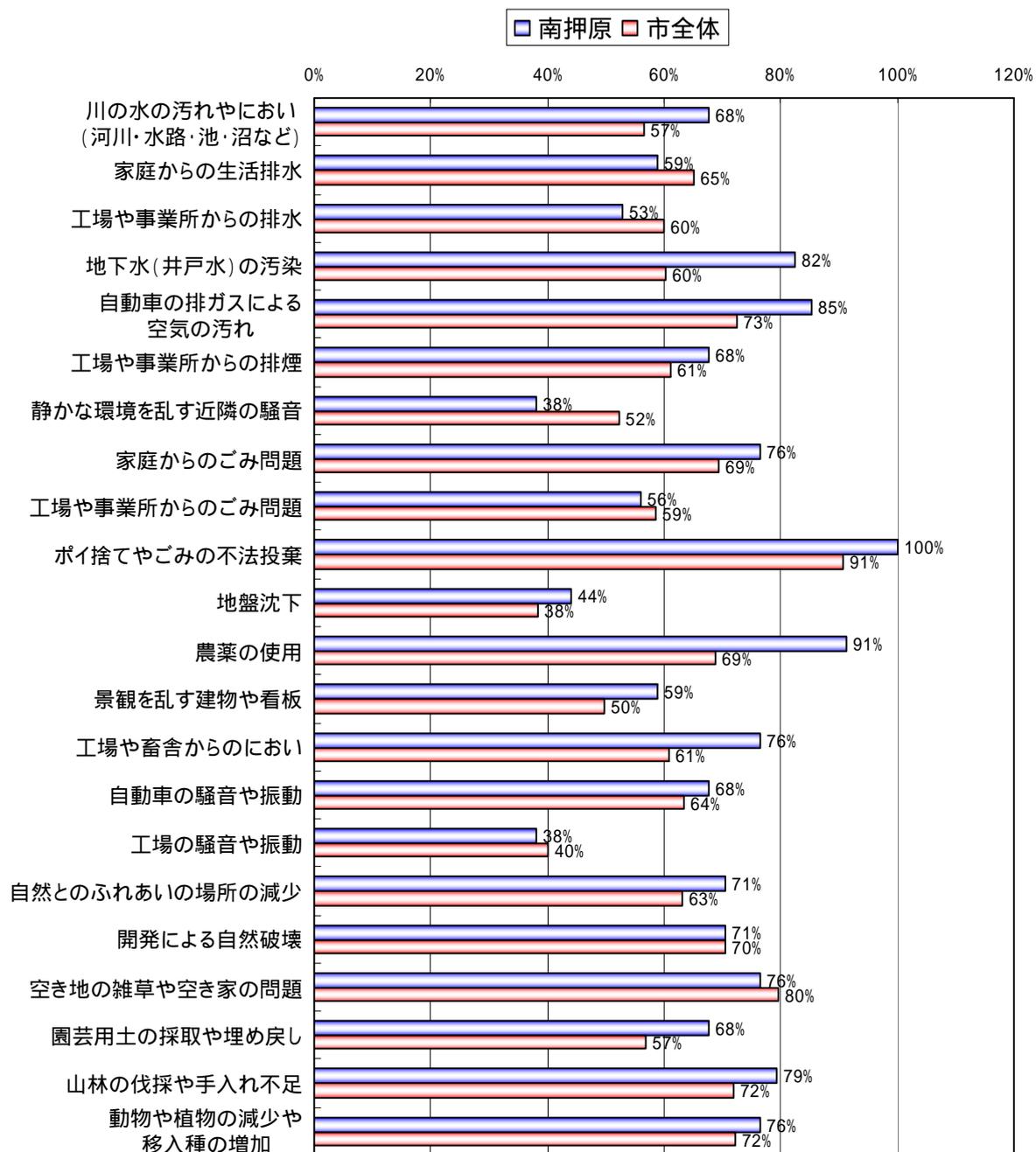
(2) 環境活動の状況（平成23(2011)年10月26日現在）

リサイクル推進協力店	なし
きれいねっと団体	1団体
資源回収団体	5団体
きれいなまちづくり推進員数	11人



図 環境活動の状況

3 環境課題に関する関心度



4 南押原地区の重点環境課題

- ◆ 不法投棄・ポイ捨ての防止
- ◆ 空き地・空き家の適正な管理
- ◆ ごみ処理・リサイクルの推進
- ◆ きれいなまちづくりへの参加
- ◆ 大気汚染の防止

5 南押原地区地域別行動指針と進行管理

取り組み内容(行動指針)	H22 (2010) 年度 現状値	H28 (2016) 年度 目標値	H33 (2021) 年度 目標値
◆不法投棄、ポイ捨ての防止 ・黒川河川清掃 (クリーン鹿沼の実施)	年 1 回	年 1 回	年 1 回
◆空き地、空き家の適正な管理 ・土地所有者、利用者との協力による空き地、空き家の管理 (市への連絡)	実施	実施	実施
◆ごみ処理、リサイクルの推進 ・ごみ分別の徹底 ・資源の有効活用 (集団回収の促進)	実施 4 団体	実施 7 団体	実施 7 団体
◆きれいなまちづくりへの参加 ・きれいなまちづくりの地域での啓発 ・地域の清掃活動の実施 ・花いっぱい運動の推進	実施 年 2 回 3 団体	実施 年 2 回 5 団体	実施 年 2 回 5 団体
◆大気汚濁の防止 ・野焼き禁止の啓発・行政との連携	実施	実施	実施

参考

◎地域活性化地区別行動計画等

元気な「おしはらっ子」が育つ (自然体験、環境教育)



南押原ふれあい農園

粟野地区

1 粟野地区の概況

- ◆面積 5,015ha [面積比 10.2%]
- ◆人口 3,414人 [人口比 3.4%] (平成23(2011)年10月1日現在推計人口)
- ◆土地利用 一部都市計画区域
用途地域 [50ha]
用途無指定区域 [口粟野(用途地域を除く)、柏木]

市の西部に位置し、粟野川、思川が地域を潤し、主要地方道鹿沼・足尾線、県道草久・粟野線が交通の根幹をなしている。

2 粟野地区の環境特性

(1) 基礎調査における環境特性

総合的状況(環境的要因での概況)

自然環境・生活環境は概ね良好。山地自然環境から里地自然環境に属し、人工改変度の少ない自然に恵まれた地域である。

◆自然環境

植物・・・クサノオウバノギク、アカンスゲ、トキソウなどが確認されている

動物・・・粟野川流域を中心として豊かな自然度を残している。ヤマネが発見されたり、希少な生物も多い。

◆生活環境

河川の水質・・・地域の河川は粟野川で大腸菌群数を除く環境基準は、概ね達成されている。

水生生物による水質評価は、「きれいな水」である。

県立公園・・・横根山を含む西部地域は、前日光県立公園に指定されている。

緑地環境保全地域・・・妙見寺境内林及び粟野城跡周辺

県指定天然記念物・・・粟野のカヤ

市指定天然記念物・・・叶台カヤの木

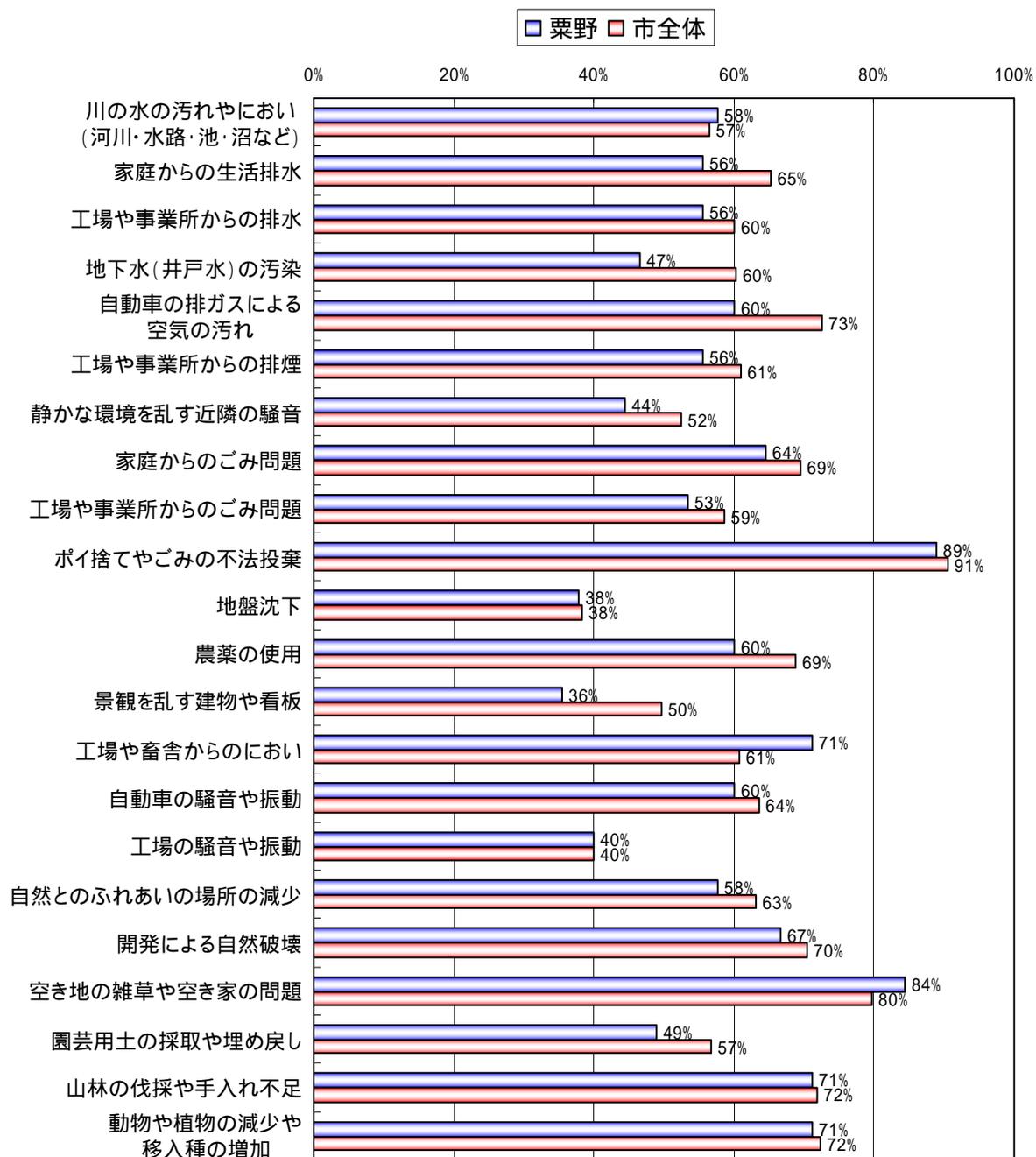
(2) 環境活動の状況(平成23(2011)年10月26日現在)

リサイクル推進協力店	2店舗
きれいねっと団体	2団体
資源回収団体	6団体
きれいなまちづくり推進員数	11人



図 環境活動の状況

3 環境課題に関する関心度



4 粟野地区の重点環境課題

- ◆不法投棄・ポイ捨ての防止
- ◆空き地・空き家の適正な管理
- ◆水質汚濁の防止
- ◆ごみ処理・リサイクルの推進
- ◆きれいなまちづくりへの参加

5 栗野地区地域別行動指針と進行管理

取り組み内容(行動指針)	H22(2010) 年度 現状値	H28(2016) 年度 目標値	H33(2021) 年度 目標値
◆不法投棄・ポイ捨ての防止 ・地域の啓発活動(不法投棄箇所の調査等) ・地域の行動活動(クリーン鹿沼の実施)	実施 年2回	実施 年2回	実施 年2回
◆空き地・空き家の適正な管理 ・土地所有者、利用者との協力による空き地、空き家の見回り(地区で連携し美化の日に除草実施)	年2回	年2回	年2回
◆水質汚濁の防止 ・排水対策(生活、事業系排水の環境負荷の低減)のPR	年1回	年1回	年1回
◆ごみ処理・リサイクルの推進 ・ごみ分別の徹底 ・資源の有効活用(集団回収の促進)	実施 6団体	実施 6団体	実施 6団体
◆きれいなまちづくりへの参加 ・きれいなまちづくりの地域での啓発 ・地域の清掃活動の実施(美化の日) ・花いっぱい運動の推進	実施 年2回 実施	実施 年2回 実施	実施 年2回 実施

参考

◎地域の活性化等の取組

- ・城山公園オー！そうじ
- ・ひがん花ウォーク
- ・街道景観事業
- ・道路河川清掃など



城山公園オー！そうじ



ひがん花ウォーク

粕尾地区

1 粕尾地区の概況

◆面積	6,994ha[面積比 14.3%]
◆人口	1,725人[人口比 1.7%](平成23(2011)年10月1日現在推計人口)
◆土地利用	一部都市計画区域 用途無指定区域 【下粕尾、中粕尾のうち森、布施谷】 都市計画区域外 【それ以外の区域】

市の西部に位置し、日光市、栃木市、群馬県みどり市に接する。
思川が地域を潤し、主要地方道鹿沼・足尾線が交通の根幹をなしている。

2 粕尾地区の環境特性

(1) 基礎調査における環境特性

総合的状況(環境的要因での概況)
自然環境・生活環境は概ね良好である。 山地自然環境から里地自然環境に属し、人工改変度の少ない自然に恵まれた地域である。
◆自然環境
植物・・・ヤエガワカンバ、サギスゲなどが確認されている。 動物・・・横根山から井戸湿原一帯は、昆虫から大型哺乳類まで種類も多い。特に、コルリ、キビタキなど夏鳥の宝庫である。
◆生活環境
河川の水質等・・・地域の河川は思川で大腸菌群数を除く環境基準は、概ね達成されている。 水生生物による水質評価は、「きれいな水」である。 県立公園・・・井戸湿原を含む西部地域は、前日光県立公園に指定されている。 市指定天然記念物・・・日光神社 豊年杉

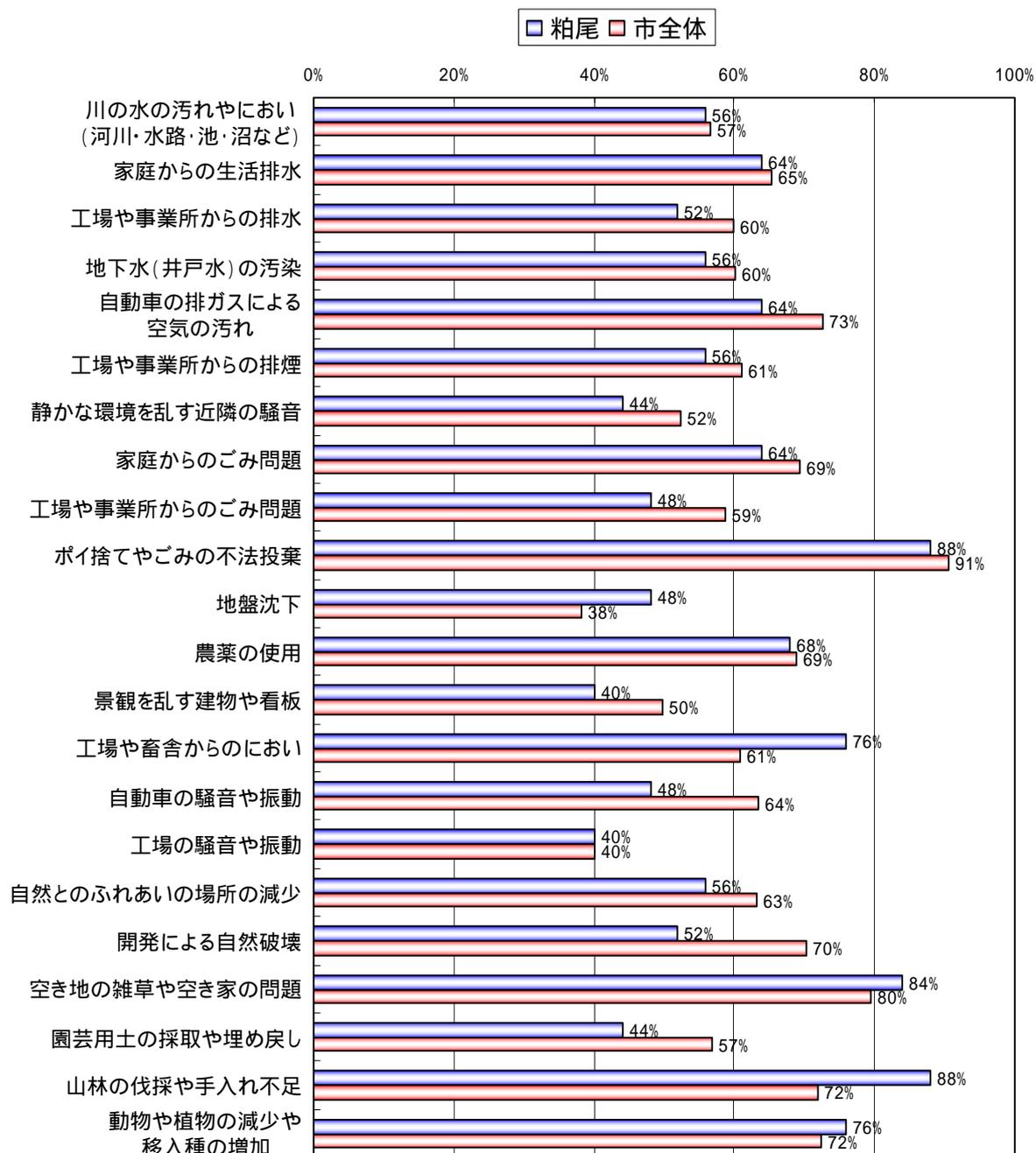
(2) 環境活動の状況(平成23(2011)年10月26日現在)

リサイクル推進協力店	なし
きれいねっと団体	なし
資源回収団体	4団体
きれいなまちづくり推進員数	5人



図 環境活動の状況

3 環境課題に関する関心度



4 粕尾地区の重点環境課題

- ◆ 不法投棄・ポイ捨ての防止
- ◆ 空き地・空き家の適正な管理
- ◆ 野生動植物との共生
- ◆ 思川などの水質汚濁の防止
- ◆ きれいなまちづくりへの参加

5 粕尾地区地域別行動指針と進行管理

取組み内容(行動指針)	H22 (2010) 年度 現状値	H28 (2016) 年度 目標値	H33 (2021) 年度 目標値
◆不法投棄・ポイ捨ての防止 ・地域の啓発活動の推進	実施	実施	実施
◆空き家の適正管理 ・土地所有者、利用者との協力による空き家の管理（市への連絡）	-	実施	実施
◆野生動物との共生 ・和田用水「ほたるの里」の保全活動 ・行政との連携による有害鳥獣の被害防止と安全対策	年1回 通年	年1回 通年	年1回 通年
◆思川などの水質汚濁の防止 ・河川等の清掃活動の実施	年1回	年1回	年1回
◆きれいなまちづくりへの参加 ・きれいなまちづくりの地域での啓発 ・地域の清掃活動の実施 ・花いっぱい運動の推進	実施 年2回 実施	実施 年2回 実施	実施 年2回 実施

参考

◎地域の活性化等の取組

- ・きれいな横根の郷づくり推進員協議会による不法投棄情報収集や啓発活動
- ・上粕尾自治会による上粕尾の主要地方道周辺を「あじさい街道」としてあじさいの植樹
- ・中粕尾水と緑の会、和田用水ホテルの里の会等による和田用水と周辺の環境整備



街道景観整備（上粕尾のアジサイ植樹）

永野地区

1 永野地区の概況

- ◆面積 3,774ha [面積比 7.7%]
- ◆人口 1,409人 [人口比 1.4%] (平成23(2011)年10月1日現在推計人口)
- ◆土地利用 全て都市計画区域外

市の南西部に位置し、栃木市、佐野市に接する。
永野川が地域を潤し、主要地方道栃木・粕尾線、県道上永野・下永野線が交通の根幹をなしている。

2 永野地区の環境特性

(1) 基礎調査における環境特性

総合的状況(環境的要因での概況)

自然環境・生活環境は概ね良好である。

山地自然環境から里地自然環境に属し、人工改変度の少ない自然に恵まれた地域である。

◆自然環境

植物・・・ギンバイソウ、サツキヒナノウスツボ、イワツクバネウツギなどが確認されている。

動物・・・地形的に渡り鳥のコースのためか、ヤツガラシ、アカショウビンなど希少鳥類が次々と確認されている。

◆生活環境

河川の水質・・・地域の河川は永野川で大腸菌群数を除く環境基準は、概ね達成されている。

水生生物による水質評価は、「きれいな水」である。

自然環境保全地域・・・与洲「ニホンザル生息地」

尾出山「ブナ天然林及びウラジロヒカゲツツジの自生地」

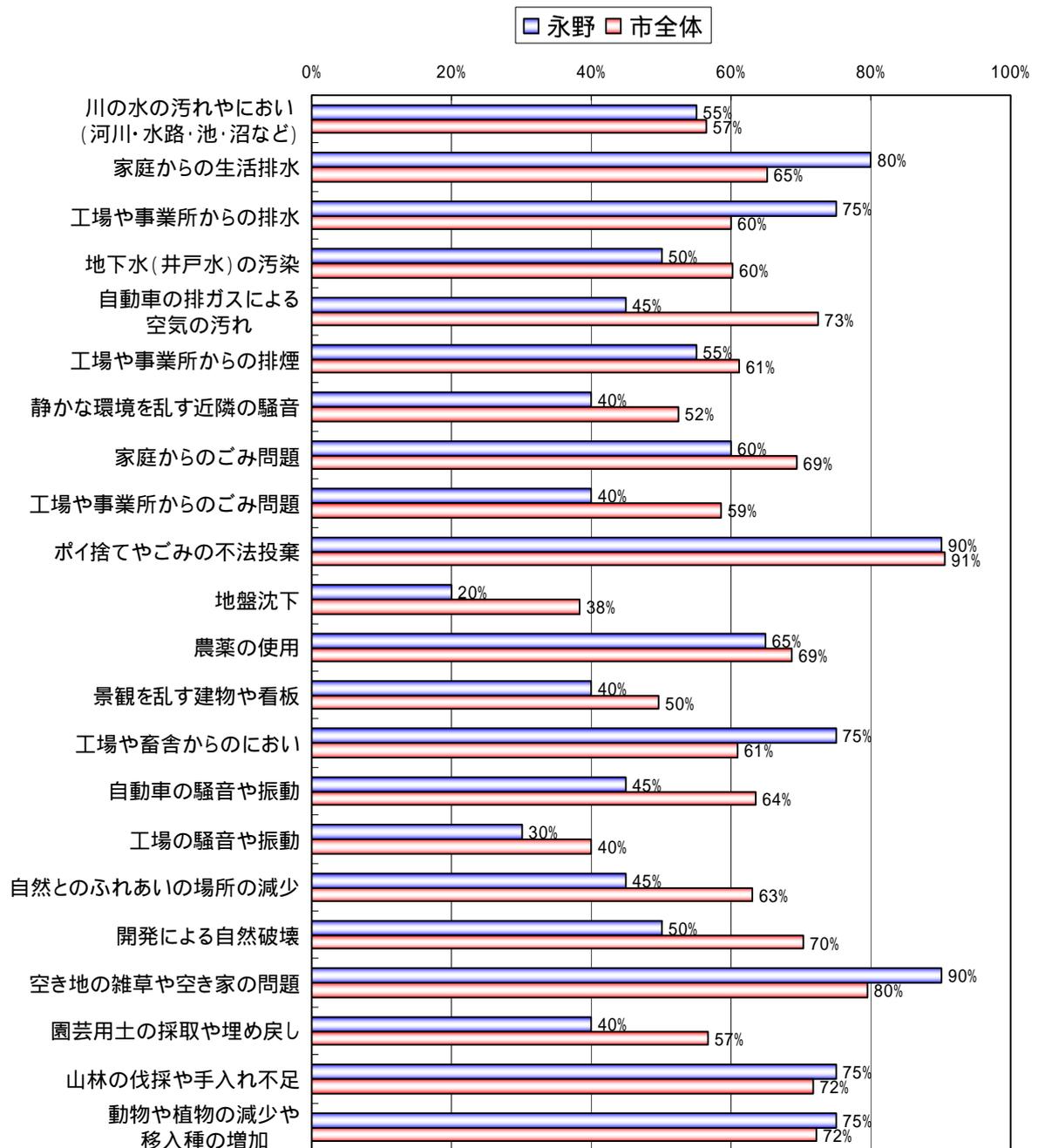
(2) 環境活動の状況(平成23(2011)年10月26日現在)

リサイクル推進協力店	なし
きれいねっと団体	なし
資源回収団体	3団体
きれいなまちづくり推進員数	4人



図 環境活動の状況

3 環境課題に関する関心度



4 永野地区の重点環境課題

- ◆ 不法投棄・ポイ捨ての防止
- ◆ 空き地・空き家の適正な管理
- ◆ 水質汚濁・悪臭の防止
- ◆ 有害鳥獣対策
- ◆ きれいなまちづくりへの参加

5 永野地区地域別行動指針と進行管理

取組み内容(行動指針)	H22 (2010) 年度 現状値	H28 (2016) 年度 目標値	H33 (2021) 年度 目標値
◆不法投棄・ポイ捨ての防止 ・クリーン鹿沼の実施	年1回	年1回	年1回
◆空き地・空き家の適正な管理 ・土地所有者、利用者との協力による空き地、空き家の見回り（草刈り・除草の行政連絡）	実施	実施	実施
◆水質汚濁・悪臭の防止 ・生活排水に対する啓発活動 ・事業者の協力の要請	実施 実施	実施 実施	実施 実施
◆有害鳥獣対策 ・行政との連携による被害の防止と安全対策	実施	実施	実施
◆きれいなまちづくりへの参加 ・環境美化の日の清掃活動 ・草刈り	年2回 年1回	年2回 年1回	年2回 年1回

参考

◎地域の環境活動の取組

- ・道路の一斉清掃
- ・河川管理用道路草刈り
- ・堀浚い
- ・街道景観事業



きれいなまちづくり推進員一斉清掃（永野地区）

清洲地区

1 清洲地区の概況

◆面積	1,949ha[面積比 4.0%]
◆人口	2,819人[人口比 2.8%] (平成23(2011)年10月1日現在推計人口)
◆土地利用	全て都市計画区域 用途地域 [宇都宮西中核工業団地 61.5ha] 用途無指定区域 [それ以外の区域]

市の南部に位置し、栃木市に接する。

思川が地域を潤し、主要地方道鹿沼・足尾線、主要地方道栃木・栗野線、県道深程・楡木線、県道上久我・都賀・栃木線が交通の根幹をなしている。

2 清洲地区の環境特性

(1) 基礎調査における環境特性

総合的状況（環境的要因での概況）

自然環境・生活環境は概ね良好である。

里地自然環境に属し、人工改変度は比較的多いが、人工改変度が比較的小さい河川や小規模な森林を含んでいる。

◆自然環境

植物・・・スズメノカタビラなどが確認されている。

動物・・・自然度の高さが保たれているため、多くの動物が見られる。特に、ハヤブサの生息が確認されている。

◆生活環境

河川の水質・・・地域の河川は思川で大腸菌群数を除く環境基準は、概ね達成されている。

水生生物による水質評価は、「きれいな水」である。

緑地環境保全地域・・・医王寺境内林

(2) 環境活動の状況（平成23(2011)年10月26日現在）

リサイクル推進協力店	1店舗
きれいねっと団体	なし
資源回収団体	5団体
きれいなまちづくり推進員数	7人

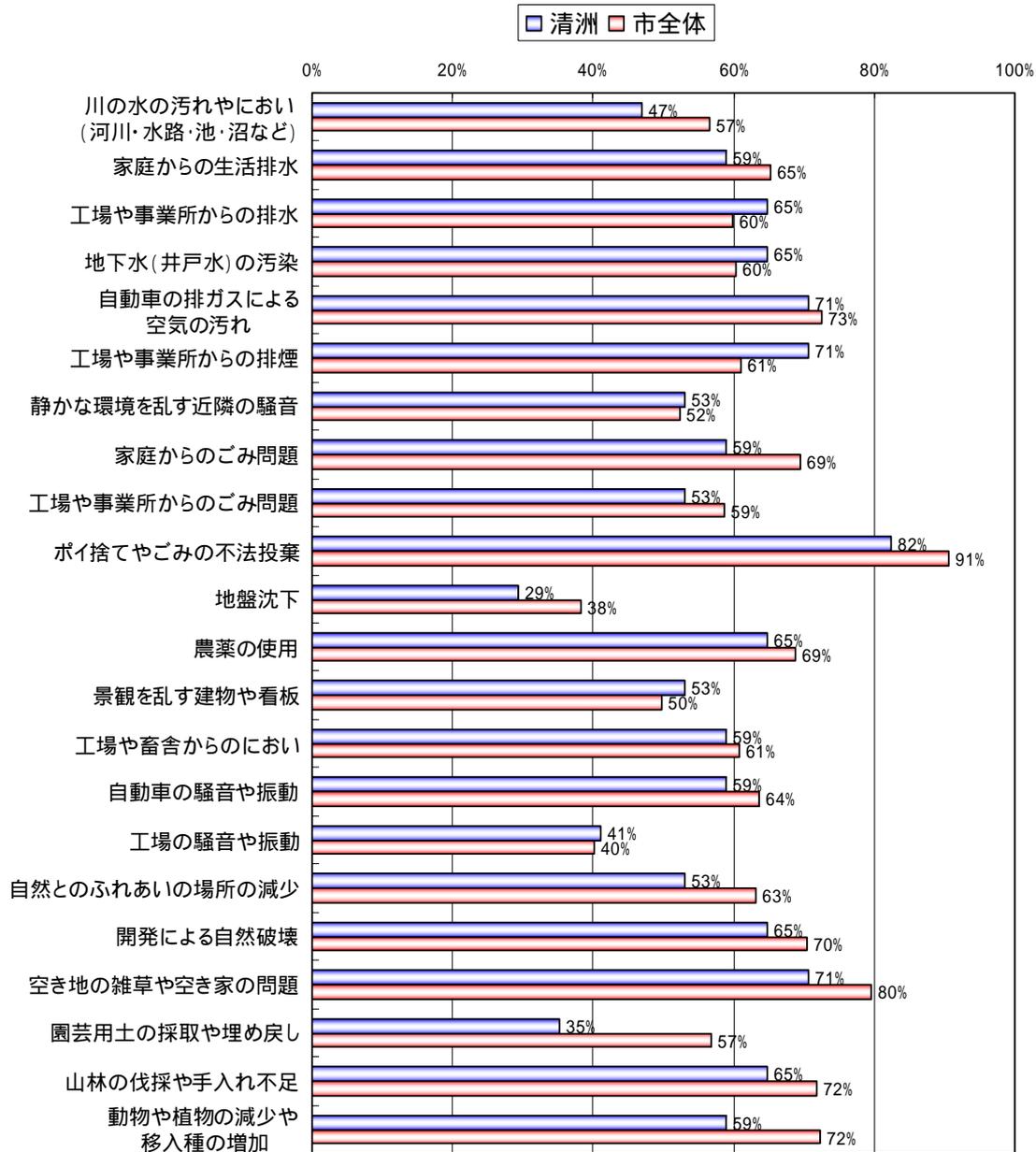


図 環境活動の状況



環境美化の日の清掃活動の様子

3 環境課題に関する関心度



4 清洲地区の重点環境課題

- ◆不法投棄・ポイ捨ての防止
- ◆空き地・空き家の適正な管理
- ◆水質汚濁及び悪臭の防止
- ◆有害鳥獣対策
- ◆ごみ処理・リサイクルの推進
- ◆きれいなまちづくりへの参加

5 清洲地区地域別行動指針と進行管理

取組み内容(行動指針)	H22 (2010) 年度 現状値	H28 (2016) 年度 目標値	H33 (2021) 年度 目標値
◆不法投棄・ポイ捨ての防止 ・地域の啓発活動の推進（投棄物の回収）	年1回	年1回	年1回
◆空き地・空き家の適正な管理 ・土地所有者、利用者との協力による空き地、空き家の見回り（草刈り・除草の行政連絡）	-	年1回	年1回
◆水質汚濁及び悪臭の防止 ・排水対策（生活、事業系排水の環境負荷の低減）のPR ・事業者への協力要請	年1回 年1回	年1回 年1回	年1回 年1回
◆有害鳥獣対策 ・行政との連携による被害の防止と安全対策	-	年1回	年1回
◆ごみ処理・リサイクルの推進 ・ごみ分別の徹底 ・資源の有効活用（集団回収の促進）	実施 5団体	実施 5団体	実施 5団体
◆きれいなまちづくりへの参加 ・きれいなまちづくりの地域での啓発 ・地域の清掃活動の実施	年1回 年2回	年1回 年2回	年1回 年2回

参考

- ◎地域の活性化等の取組
- ・ガッツウォーク（ハイキング）
 - ・コスモスまつり
 - ・道路の一斉清掃
 - ・河川の一斉清掃



ガッツウォーク



コスモス祭り

第6章 計画の進行管理

第1節 基本的な考え方

本市では、平成14(2002)年2月に環境対策部(現在の環境部)のごみ処理関連施設で環境マネジメントシステムであるISO14001の認証を取得し、その後環境対策部(現在の環境部)全体へ拡大を行いました。また、平成18(2006)年4月には本庁舎及び東館においても認証を取得し、その後は計画的に適用範囲の拡大を図り、平成20(2008)年度には市役所全体を適用範囲とし、公共施設等における環境負荷の低減に努めてまいりました。

このことにより、ISOのノウハウを市職員全員が認知したことから、平成21(2009)年4月にはISO14001の認証を返上し、ISOの基本的な原則を踏襲しつつ鹿沼市独自の考え方を加えた「鹿沼市行政経営システム」を構築し運用を行っております。

このシステムは、行政サービスの品質を保証しつつ効率的な行政運営を進めながら、鹿沼市版もったいない運動の基本理念を取り入れて環境に配慮した行動に積極的に取り組んでいくものであります。環境マネジメントシステムのPDCAサイクル[※]による進行管理と継続的な改善を基本として行っていきます。

※ PDCAサイクル：事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことで業務を継続的に改善します。

第2節 計画の進行管理体制

1 環境施策の推進管理組織

第4章でまとめた環境施策については、施策の推進・管理主体になる所管部局を明確にし、達成すべき目標値を掲げています。

しかし、本計画の目標値は中・長期的目標であり、実施計画による目標の設定(Plan)、実行(Do)、評価(Check)に基づく改善(Action)が必要になります。この改善(Action)については、庁議の適切な活用により機能が果たされるものであり、所管部局の主体的な取組が必要です。

本計画の進行管理体制については、次の二つの組織により施策の進行管理を図ります。

環境審議会

鹿沼市環境基本条例第26条により、環境基本計画に関すること及び市の環境の保全に関して基本事項を調査・審議するとされており、市民・市会議員・副市長・関係行政機関の職員・学識経験を有する方を市長が委嘱し、または任命します。

環境基本計画の外部チェック機能として働き、個別施策の評価と市長からの諮問に対して答申します。委員の任期は2年間です。

環境政策推進委員会

環境政策推進委員会は、環境部長が委員長となり、各部・局・室のうち幹事課長及び関係する課長等により構成します。

環境基本計画に掲げた環境施策を総合的かつ円滑に推進するための協議、調整を行い、環境政策推進システムの内部チェック及び施策の推進機能として働きます。

2 施策展開のサイクル

第4章に掲げた所管部局は、その重要性や進行状況に応じて、毎年度、第1回目の環境政策推進委員会あるいは環境審議会に、当該事業の進行計画を示します。

これは、ISO9001の業務企画書に相当するものであり、当該事業の考え方や実施スケジュール、必要とする資源あるいはアウトプットなどが明確にされます。

第2回目の会議は、通常、事業の執行中に開催されますが、ここではスケジュールに対する進捗状況や新たな執行上の課題などが議題になります。

年度末近くなった第3回目の会議は、事業の達成率などが明らかになり、当該事業の評価を行い、トップマネジメントにつなげます。

以上の環境政策推進委員会、環境審議会の毎年度のサイクルのほか、環境審議会では、2年に1度、改選時に「環境基本計画に関する環境施策について」諮問し、次の改選前に答申をいただいてトップマネジメントに結びつけ、事業の改善を行います。

3 地域別環境配慮行動計画の推進管理体制

地域社会では、地域の自然的・社会的基盤の中で個人・企業・行政機関など多様な主体で構成されています。それぞれの構成主体がそれぞれの立場に応じて、地域の環境にかかわりあっており、相互のコミュニケーションが協働による活動が重要です。

平成16(2004)年、きれいなまちづくり推進員の組織化を契機に地域の環境保全活動の連携を図られ、地域環境ネットワークの構築が進められてきています。

このネットワークのもとに各地域で、主体的に目標設定、進行管理が行われ、地域環境力が高められていきます。

地域環境ネットワーク

各地域のきれいなまちづくり推進員が主体となり、地域コミュニティ団体、環境美化団体を含め地域別環境行動配慮行動計画を策定するほか、進行管理と目標の見直しを行います。

4 市民への情報提供

第4章の環境施策、第6章の地域別環境配慮行動計画のいずれも、設定(Plan)、実行(Do)、評価(Check)はどうだったか、その計画はどう改善されたか(Action)などを多数の市民に知らせることにより、より一層の市民参加や市民・行政・民間団体や地域の協働が促進されます。

環境施策の個別事業の評価(Check)は、年度が終了するたびに整理し、これを進行管理報告書「かぬまの環境」としてまとめるとともに、環境情報データベースを整備し、市民が手軽に環境情報を手に入れられるよう広報かぬまや鹿沼市役所ホームページ、地域環境ネットワーク等、様々な手段で情報を提供します。

また、今後は、計画、実施、評価、改善の全ての段階において積極的な情報提供を行います。

5 市民からの情報提供

今日の環境問題の広がり大きさから、市だけでは環境の状況などを常時把握することが難しく、むしろ市民からの情報の提供が重要なものとなっています。このことから、市民からの環境情報の提供や環境政策などに関する意見を聴取し、施策に反映させることが重要です。市民意見を幅広く聴取するための仕組みづくりの検討を進めます。

第2次環境基本計画後の環境施策の動向

年 度	国・県の動き	鹿沼市の動き
平成19(2007)年度	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮契約法制定・施行（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律） 京都議定書第一約束期間（平成20(2008)年～平成24(2012)年）開始 	<ul style="list-style-type: none"> 地域環境ネットワーク実施マニュアル策定 第5期鹿沼市分別収集計画策定 循環型社会形成推進地域計画策定
平成20(2008)年度	<ul style="list-style-type: none"> エコツアーリズム推進法施行 G8北海道洞爺湖サミット 「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定 生物多様性基本法制定・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次公共下水道経営健全化推進計画策定 (10月から)ごみの5種13分別から14分別への拡大
平成21(2009)年度	<ul style="list-style-type: none"> ニューヨークの国連気候変動サミットにおいて、首相が温室効果ガス排出量を平成32(2020)年までに平成2(1990)年比で25%削減すると表明 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿沼市版もったいない運動の市民運動開始(鹿沼市環境活動推進会議の発足) 鹿沼市生活排水処理構想策定
平成22(2010)年度	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性条約第10回締結国会議(COP10) 栃木県環境基本計画策定 栃木県地球温暖化対策実行計画策定 「生物多様性とちぎ戦略」の策定 改正省エネ法施行 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿沼市生活排水処理構想策定 第2期鹿沼市地球温暖化防止実行計画期間延長
平成23(2011)年度	<ul style="list-style-type: none"> 改正廃棄物処理法施行 再生可能エネルギー特別措置法成立 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次鹿沼市環境基本計画策定 鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画策定 一般廃棄物処理基本計画(第5次)策定

第3次環境基本計画策定経過

平成22(2010)年度

時 期	名 称	内 容
H22. 7. 7	第1回環境政策推進委員会	・第3次鹿沼市環境基本計画及び（仮称）鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画の策定、基礎調査の実施について
H22. 8. 6	第1回環境審議会	・第3次鹿沼市環境基本計画及び（仮称）鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画の策定、基礎調査の実施について
H22. 8. 17	ワーキンググループ第1回会議	・第3次鹿沼市環境基本計画等の策定体制について ・第3次鹿沼市環境基本計画の策定について ・（仮称）鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画の策定について ・策定スケジュール及び基礎調査業務委託について
H22. 8. 25	第1回環境基本計画等策定委員会	・第3次鹿沼市環境基本計画等の策定体制について ・第3次鹿沼市環境基本計画の策定について ・（仮称）鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画の策定について ・策定スケジュール及び基礎調査業務委託について
H22. 10. 1	第2回環境政策推進委員会	・第3次鹿沼市環境基本計画及び（仮称）鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画の策定、基礎調査の実施における進行状況について
H22. 10. 12	第2回環境基本計画等策定委員会	・第3次鹿沼市環境基本計画の構成について ・市民・事業者アンケート（案）について
H23. 1. 12	ワーキンググループ第2回会議	・基礎調査の中間報告について ・環境基本計画の構成イメージについて
H23. 1. 21	第3回環境基本計画等策定委員会	・基礎調査について ・環境基本計画の構成イメージについて
H23. 1. 25	第3回環境政策推進委員会	・クリーンエネルギー・環境アンケートの結果について
H23. 2. 24	第3回環境審議会	・第3次鹿沼市環境基本計画及び（仮称）鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画の策定、基礎調査の実施について

平成 23(2011)年度

時 期	名 称	内 容
H23. 6. 22	第 1 回環境政策推進委員会	・鹿沼市地域クリーンエネルギー賦存量等調査及び実証調査 成果報告書について
H23. 7. 15	第 1 回環境審議会	・鹿沼市地域クリーンエネルギー賦存量等調査及び実証調査 成果報告書について
H23. 9. 1	第 2 回環境政策推進委員会	・第 3 次鹿沼市環境基本計画における重点施策及び数値目標 の設定について
H23. 9. 7	第 1 回環境基本計画等策定 委員会	・第 3 次鹿沼市環境基本計画・(仮称) 鹿沼市地球温暖化対策 地域推進計画策定スケジュールについて ・第 3 次鹿沼市環境基本計画骨子案について ・(仮称) 鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画骨子案について
H23. 9. 20	第 2 回環境審議会	・第 3 次鹿沼市環境基本計画の骨子案について ・鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画の骨子案について
H23. 10. 7	ワーキンググループ第 1 回 会議	・これまでの経過と今後の策定スケジュールについて ・第 3 次鹿沼市環境基本計画素案について ・鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画素案について
H23. 10. 11	第 3 回環境政策推進委員会	・第 3 次鹿沼市環境基本計画素案について ・鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画素案について
H23. 10. 14	第 2 回環境基本計画等策定 委員会	・第 3 次鹿沼市環境基本計画素案について ・鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画素案について
H23. 11. 15	ワーキンググループ第 2 回 会議	・第 3 次鹿沼市環境基本計画 (案) について ・鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画 (案) について
H23. 11. 25	第 4 回環境政策推進委員会	・第 3 次鹿沼市環境基本計画 (案) について ・鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画 (案) について
H23. 12. 13	第 3 回環境基本計画等策定 委員会	・第 3 次鹿沼市環境基本計画 (案) について ・鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画 (案) について
H23. 12. 22	第 3 回環境審議会	諮問事項 ・第 3 次鹿沼市環境基本計画 (案) について 審議事項 ・第 3 次鹿沼市環境基本計画 (案) について ・鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画 (案) について
H23. 12. 26 ～ H24. 1. 17	パブリック・コメント実施	・第 3 次鹿沼市環境基本計画 (案) について ・鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画 (案) について
H24. 1. 19	第 4 回環境基本計画等策定 委員会	・第 3 次鹿沼市環境基本計画 (案) について ・鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画 (案) について ・パブリック・コメントについて
H24. 1. 25	第 5 回環境政策推進委員会	・第 3 次鹿沼市環境基本計画 (案) について ・鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画 (案) について
H24. 2. 10	第 4 回環境審議会	審議事項 ・第 3 次鹿沼市環境基本計画 (案) について ・鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画 (案) について 答申 ・第 3 次鹿沼市環境基本計画 (案) について

環境審議会委員名簿

No.	職名	委員区分	所属	氏名
1	委員	(1)市民	公募委員	荒川 享子
2	委員	(1)市民	公募委員	板橋 和子
3	委員	(1)市民	公募委員	落合 一江
4	委員	(1)市民	公募委員 (H23.10.14～)	柰子 敏子
5	委員	(1)市民	公募委員 (H23.10.14～)	山市 敦子
6	委員	(2)市議会の議員	鹿沼市議会議員 (H23.10.14～)	横尾 武男
7	委員	(2)市議会の議員	鹿沼市議会議員 (H23.10.14～)	小松 英夫
8	委員	(2)市議会の議員	鹿沼市議会議員	船生 哲夫
9	委員	(3)市の副市長	鹿沼市副市長	福田 康行
10	委員	(4)関係行政機関の職員	鹿沼警察署長	赤坂 浩
11	委員	(4)関係行政機関の職員	栃木県西環境森林事務所 環境部長	渡辺 正夫
12	委員	(4)関係行政機関の職員	栃木県上都賀農業振興事務所 次長兼管理部長	関 卓司
13	委員	(4)関係行政機関の職員	栃木県鹿沼土木事務所 次長兼企画調査部長	岡田 孝一
14	委員	(5)学識経験を有する者	鹿沼市自治会連合会会長	石川 昌一
15	委員	(5)学識経験を有する者	きれいなまちづくり推進員 協議会会長	鈴木 章世

平成 24 (2012) 年 3 月 31 日現在

第3次鹿沼市環境基本計画等策定委員名簿

No.	職名	委員区分	所 属	氏 名	備 考
1	委員長	学識経験を有するもの	宇都宮大学教授	中 村 祐 司	
2	副委員長	各種団体の代表	鹿沼市きれいなまちづくり推進員協議会 会長	鈴 木 章 世	
3	委 員	各種団体の代表	鹿沼市自治会連合会 副会長	山 菅 昭 八 (齋 藤 英 雄)	H23. 6. 1～ (～H23. 5. 31)
4	委 員	各種団体の代表	小中学校校長会	後 藤 和 市	
5	委 員	各種団体の代表	特定非営利活動法人ふうめらん 理事長	松 島 良 子	
6	委 員	各種団体の代表	鹿沼市消費者団体連絡協議会 代表世話人	柏 崎 操	
7	委 員	各種団体の代表	鹿沼市環境活動推進会議 (中粕尾水と緑の会 会長)	若 林 正 夫	
8	委 員	各種団体の代表	鹿沼自然観察会 会長	渡 辺 知 義	
9	委 員	事業者の代表	鹿沼商工会議所 常議員	長 峰 信 明	
10	委 員	事業者の代表	鹿沼工業団地総合管理協会 (株式会社チューオー 元管理本部次長)	霜 鳥 一 夫	
11	委 員	事業者の代表	上都賀農業協同組合 代表理事専務	桐 生 勝 雄	
12	委 員	事業者の代表	鹿沼市森林組合総務課長	大 貫 重 男	
13	委 員	事業者の代表	東京電力株式会社宇都宮支社 副支社長	須 藤 浩	～H23. 3. 31
14	委 員	事業者の代表	北日本ガス株式会社 鹿沼事業所長兼営業部長	間 瀬 章	
15	委 員	市民	公募委員	板 橋 和 子	
16	委 員	市民	公募委員	小 暮 真由美	
17	委 員	市民	公募委員	小曾戸 チエ子	
18	委 員	関係行政機関の職員	栃木県県西環境森林事務所 部長補佐兼環境企画課長	神 長 信 浩 (小笠原 雅 彦)	H23. 4. 1～ (～H23. 3. 31)
19	委 員	関係行政機関の職員	栃木県上都賀農業振興事務所 主幹兼部長補佐兼管理課長	富 田 律	
20	委 員	関係行政機関の職員	鹿沼市環境部長	熊 倉 操	

平成24(2012)年3月31日現在

環境政策推進委員会委員名簿

No.	職名	氏名	役職名
1	委員長	熊倉 操	環境部長
2	副委員長	青木 一巳	環境部環境課長
3	委員	櫻井 進一	総務部総務課長
4	委員	水嶋 俊彦	財務部財務課長
5	委員	湯沢 幸一	財務部財産管理課長 (H23. 4. 1～)
6	委員	山根 徹	市民部市民活動支援課長 (H23. 4. 1～)
7	委員	佐藤 昭男	保健福祉部厚生課長 (H23. 4. 1～)
8	委員	齊藤 潔	経済部商工課長
9	委員	牧野 忠行	都市建設部都市計画課長 (H23. 4. 1～)
10	委員	佐藤 孝典	水道部水道業務課長
11	委員	小太刀 亨	教育委員会事務局教育総務課長
12	委員	矢野 良一	消防本部消防総務課長

平成 22 (2010) 年 4 月 1 日～平成 24 (2012) 年 3 月 31 日

第3次鹿沼市環境基本計画等策定ワーキンググループ名簿

No.	職名	氏名	役職名
1	チーフリーダー	青木 一巳	環境部環境課長
2	サブリーダー	金子 信之	環境部環境課長補佐兼総務係長
3	メンバー	中村 陽子	総務部総務課行政経営係主査
4	メンバー	川田 博紀	総務部企画課企画係主任主事 (H23. 4. 1～)
5	メンバー	木村 正人	財務部財政課財政係長
6	メンバー	高橋 学	財務部財産管理課管財係長 (H23. 9. 26～)
7	メンバー	仲田 順一	市民部市民活動支援課総務係長 (H23. 4. 1～)
8	メンバー	大谷 薫	保健福祉部厚生課長補佐兼総務係長 (H23. 4. 1～)
9	メンバー	鈴木 茂	経済部農政課長補佐兼農産振興係長
10	メンバー	金子 泰士	経済部林政課長補佐兼林政係長 (H23. 4. 1～)
11	メンバー	大貫 宏之	環境部環境課環境保全係長
12	メンバー	高野 勤	環境部清掃課事業係長
13	メンバー	田村 栄司	環境部下水道課管理係長 (H23. 4. 1～)
14	メンバー	中村 哲也	環境部下水道施設課長補佐兼施設維持係長
15	メンバー	高橋 文男	都市建設部都市計画課長補佐兼総務係長
16	メンバー	柴山 勉	水道部水道業務課総務係長 (H23. 4. 1～)
17	メンバー	高橋 慎治	農業委員会事務局次長兼農地振興係長
18	メンバー	金子 英利	教育委員会事務局 学校教育課長補佐兼指導係長 (H23. 4. 1～)

平成 22 (2010) 年 4 月 1 日～平成 24 (2012) 年 3 月 31 日

諮 問

環第686号
平成23年12月22日

鹿沼市環境審議会
会長 石川昌一様

鹿沼市長 佐藤 信

第3次鹿沼市環境基本計画案について（諮問）

鹿沼市環境基本条例第9条第3項の規定により、「第3次鹿沼市環境基本計画案」について貴審議会の意見を求めます。

答 申

平成24年 2月10日

鹿沼市長 佐藤 信 様

鹿沼市環境審議会
会長 石川昌一

第3次鹿沼市環境基本計画案について（答申）

平成23年12月22日付け環第686号で諮問のあった第3次鹿沼市環境基本計画(案)については、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

記

- 1 第3次鹿沼市環境基本計画案は妥当であると認める。
- 2 この計画を市民に周知し、市民と行政がともに協力し、真摯に実行するよう努められたい。

用語集

あ行

ISO

国際標準化機構:International Organization for Standardization の略称です。物やサービスの流通を促進するため、工業製品や単位等の国際的標準規格を作っていて、平成 21 (2009) 年現在では 162 か国が加盟しています。

ISO の規格に法的強制力はありませんが、最近では事実上の統一規格となっていて、特に欧州諸国では輸入品に対して ISO 規格を求めることが多くなっています。

ISO 14001

ISO が定めた地球環境の保全に関する環境マネジメントシステムの国際規格です。

アスベスト

蛇紋石または角閃石の非常に細い繊維状のものをいいます。耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性等に優れるため、工業用品から日用品まで広く使用されてきました。

多量に吸入すると、肺がんや悪性中皮腫等を引き起こすことが知られています。

硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄と酸素の化合物をいいます。このうち二酸化硫黄 (SO₂:亜硫酸ガス) は、大気汚染物質として早くから問題視されてきました。重油等の硫黄分を含む燃料が燃える際に発生します。刺激性が強く、呼吸機能に影響を及ぼします。

一般廃棄物

家庭から生じた廃棄物と、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のもの(事務所・商店等から生じた紙ごみ、飲食店から生じた生ごみなど)をいいます。

エコアクション 21

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度をいいます。

オゾン層

地上から約 10~50 km 上空の成層圏に存在し、太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収するオゾンの層をいいます。地球上の生物を保護する役割を果たしています。

温室効果ガス

地表面から放出される赤外線を吸収する微量物質のことをいいます。温室効果ガスは、本来、宇宙空間に逃げる太陽の熱を地表面に戻すことから、地球の気温が上昇する現象を温室効果といいます。

温室効果ガスには、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFHC)、六ふつ化硫黄 (SF₆) が代表的な物質として挙げられます。

か行

外来種

生物学の用語としては、人為に限らず何らかの理由で対象とする地域や個体群の中に外部から入り込んだ個体の種を指しますが、一般的には「移入種」と同義語で人為により自然分布域の外から持ち込まれた種をいいます。

環境会計

環境保全活動に要する費用とその活動により得られた効果を可能な限り貨幣単位や物量単位によって定量的に把握（測定）し、分析し、公表する仕組みのことをいいます。

環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められているものをいいます。

環境審議会

環境基本法第 44 条及び環境基本条例第 26 条の規定に基づき、設置され、市の環境保全に関する基本的事項を調査審議しています。

環境配慮行動

すべての主体が生きるため、またはより良い暮らしをするために普通に行う様々な行動及び産業活動における環境配慮の考えを織り込んだ行動並びに地域環境から地球環境までをも含めた環境の保全を目的とした活動を併せたものをいいます。

環境への負荷

人が環境に与える負担のことをいいます。単独では環境への悪影響を及ぼしませんが、集積することで悪影響を及ぼすものを含みます。

環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義されています。

環境マネジメントシステム（EMS）

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、個々の部門が計画（Plan）を立てて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Act）を行う仕組み（PDCA サイクル）のことをいいます。これらを繰り返し行い、目標の達成を目指します。

規制基準

排出基準、排水基準、燃料基準などの総称で、法律や条例に基づいて、事業者等が遵守しなければならない基準として設定されているものをいいます。

休猟区

一定の地域における狩猟鳥獣が減少した場合、県知事はその数を増加させる必要があると認めるときに指定するもので、狩猟による捕獲が原則禁止されます（または、一部鳥獣の捕獲が禁止されます）。

京都議定書

気候変動枠組条約に基づき、平成 9（1997）年 12 月 11 日に京都市の国立京都国際会館で開かれた地球温暖化防止京都会議で議決した議定書をいいます。平成 17（2005）年 2 月に発効されました。

京都議定書では、先進国に対し平成 20～24（2008～2012）年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を平成 2（1990）年比で、5.2 パーセント削減することを義務づけています（日本は 6 パーセント）。削減目標を達成するために、京都メカニズム（柔軟性措置）を導入しています。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境に考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することをいいます。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称のことをいいます。

県自然環境保全地域

高山性植物、亜高山性植物、優れた天然林などのうち、保全することが特に必要な地域として、県自然環境保全条例に基づき指定された地域をいいます。

公害

環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義しています。この7つの公害を通常「典型七公害」と呼んでいます。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、紫外線により光化学的反応を起こし、生成される酸化性物質群をいいます。中でも主要な物質がオゾンとパーオキシアセチルナイトレート（PAN:R-CO₃NO₂）であり、いずれも人及び植物に有害です。

公共下水道

下水道法による下水道の種別の一つで、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。」と定義されています。

公共用水域

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸、海岸その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路（下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。」と定義されています。処理場のない下水道は公共用水域となります。

さ行

最終処分場

最終処分とは、廃棄物を自然環境に還元することであり、これには陸上埋立処分、水面埋立処分及び海洋投入処分があります。

最終処分場とは、一般廃棄物及び産業廃棄物を最終処分するのに必要な場所、設備の総体をさします。

産業廃棄物の最終処分場には、廃棄物の性状に応じて安定型（廃プラスチック類等）、管理型（汚泥等）、遮断型（有害物質の溶出が埋立処分に係る判定基準を超える廃棄物）の3つのタイプがあります。

里地・里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域をいい、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念を表しています。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など 20 種類をさします。

産業廃棄物については、事業者自らの責任で、環境汚染が生じないように適正に処理すべきことが義務づけられています。

酸性雨

大気中に硫黄酸化物や窒素酸化物が取り込まれ、pH（水素イオン濃度）5.6 以下となった酸性の雨をいいます。

原因物質の排出源としては、工場や自動車からの排出ガスなどがあげられます。

COD（化学的酸素要求量）

化学的酸素要求量：Chemical oxygen demand の略称をいいます。海域や湖沼の汚濁の度合いを示す指標です。有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸素量（mg/L）で表したもので、数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

自然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健・休養及び教化に資することを目的として、自然公園法や県立自然公園条例に基づいて、土地の所有の如何にかかわらず区域を画して指定される公園のことをいいます。

国が指定する国立・国定公園と県が指定する県立自然公園があります。

持続可能な社会

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律では「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会」としています。

シーベルト

放射線被曝による人体への影響の度合いを表す単位をいいます。国際単位系（SI）の放射線の線量単位です。

一般的に胸部レントゲンでの場合「300～1000 マイクロシーベルト」程度となります。なお「1000 マイクロシーベルト」で、「1 ミリシーベルト」となります。一般の人が自然界から1年間にあびる限度量は1 ミリシーベルト（1000 マイクロシーベルト）程度とされています。人体はおおむね200 ミリシーベルト（20万マイクロシーベルト）を超えて被ばくすると病的症状が表れるといわれていて、また、7 シーベルト（7000 ミリシーベルト、700万マイクロシーベルト）を超えて被ばくすると100パーセント死にいたりします。

名称は、放射線防御の研究で知られるスウェーデンの物理学者ロルフ＝シーベルトに由来します。

浄化槽

し尿及びこれと併せて雑排水を微生物の働きなどを利用して浄化する装置のことをいいます。浄化槽には、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」と、し尿と雑排水を併せて処理する「合併処理浄化槽」とがあり、現在単独処理浄化槽の装置は認められてないため、通常「浄化槽」というと合併処理浄化槽のことをさします。浄化槽の処理水質は BOD20mg/L 以下と下水道並みです。

植生

ある地域を覆っている植物の集団の総称をいいます。その場のあらゆる環境に適合して生き残った植物によってつくられ、「植被」ともいい、次のように分類されます。

原植生：人間の影響を受ける以前の原始的植生をいいます。代償植生：原植生が人間の影響を受けて改変され、成立した植生をいいます。現存植生：現時点で存在している植生をいいます。人間の生活圏にみられるほとんどの現存植生は、代償植生です。潜在的な自然植生：一切の人為的介入を停止したと仮定した場合、現在のその土地に成立しうる最も発達した植生のことで、理論的に考えられる植生をいいます。

水源かん養機能

森林の土壌がもつ機能で、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させます。

また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。

すべての主体

この計画において、市民、事業者、民間団体、大学等の教育・研究機関、行政機関などのあらゆる主体をさします。なお、計画においては、「事業者」は、農林漁業等を含むすべての事業活動を行う者をいいます。

3R（スリーアール）

リデュース（ごみを減らすこと）、リユース（使えるものは繰り返し使うこと）、リサイクル（ごみを資源として再び利用すること）の頭文字の R をとって 3R と総称します。

生活排水

し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗たく、風呂などからの排水をいいます。「生活排水」のうちし尿を除くものを「生活雑排水」といいます。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念のことをいいます。

生物多様性

現在地球上には、300 万種を超える生物が生息・生育していると推測されています。この膨大な種は 30 億年を超える生物の歴史を経て多様化してきたものであり、複雑な相互関係で結ばれつつ、多様な環境下で生物社会をつくりあげています。

このように、生物が多くの種に分化し、その類似の程度が一様でない現象を生物の多様性といいます。生物多様性国家戦略では、「生物が、遺伝子レベル、種レベル及び生態系レベルで変異性を保ちながら存在していること」と定義しています。

生物多様性基本法

平成 5（1993）年に施行された環境基本法の理念にのっとり、生物の多様性の保全および持続可能な利用についての原則と、保全と利用を計画的に推進するために必要な国・地方公共団体の基本となる施策を定めた法律です。平成 20（2008）年 6 月に施行されました。

た行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称のことです。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質です。人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成 12（2000）年 1 月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出抑制が行われています。

地域環境力

「平成 15 年度版 環境白書」（環境省）において使われた言葉で、地域資源の把握と主体間の連携を行っていくことで、地域が一つの方向性（目標）を共有し、地域における各主体がより良い環境、より良い地域を創っていくとする意識・能力が高まっていくことにより得られる地域全体としての取組意識・能力の高まりを「地域環境力」と呼ぶ、としています。

窒素酸化物（NO_x）

窒素と酸素の化合物の総称のことです。主として重油やガソリン、石炭などの燃焼によって発生する一酸化窒素（NO）や二酸化窒素（NO₂）などをいいます。発生源は自動車、ボイラー、工場、家庭暖房など広範囲にわたっています。

中間処理

廃棄物を無害化、安定化、減量化するために行う焼却、破碎、圧縮、脱水、中和、コンクリート固定化などの処理をいいます。

中水

上水として生活用水に使った水を下水道に流すまでもう一度再利用するという方法のことをいいます。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護・繁殖のために必要があると認めるとき、環境大臣または知事が指定するもので、狩猟による捕獲が禁止され、鳥獣の育成及び繁殖のために必要な施設などが設置されます。鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の繁殖に重要な箇所は特別保護地区として指定され、森林の伐採や工作物の設置など鳥獣の保護・繁殖に影響を及ぼすおそれのある行為が規制されます。

デポジット制度

製品価格に一定金額の「デポジット（預託金）」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度をいいます。

使用済み製品や容器の回収率が上がりリサイクルや適正処理が進む、ごみの散乱が妨げる、などのメリットがあります。

特定非営利活動法人

特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき所轄庁の認証を受け、法人格を取得した団体をいいます。

な行

二酸化炭素 (CO₂)

炭素化合物の燃焼や生物の呼吸により生成される無色無臭の気体をいいます。炭酸ガスとも呼ばれています。現在の大気中には約 0.03 パーセント含まれていますが、化石燃料の大量消費等エネルギー起源による二酸化炭素の大量排出により、ここ数十年間の間に大気中濃度が急激に高まっており、数ある環境問題の中でも最も根深く、かつ解決が困難な地球温暖化問題の原因となっています。

二酸化窒素 (NO₂)

一酸化窒素 (NO) と酸素の作用等による発生する赤かっ色の刺激性の気体をいいます。比較的水に溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫等を引き起こします。

二次的自然

人間活動によって創出されたり、人が手を加えたりすることで管理され、又は維持されてきた自然環境のことをいいます。

里地里山を構成する水田やため池、雑木林、また、採草地や放牧地などの草原などがこれにあたります。

農業集落排水処理施設

集落の散在する農村に適した污水处理システムとして、おおむね 1,000 人以下の規模で実施される、いわゆる農村下水道のことをいいます。

農薬

農薬取締法では、「農作物等を害する病虫害の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。」と定義されています。水道水水質基準や環境基準健康項目にも何種類か追加され、ゴルフ場農薬 30 種については暫定指導指針値も定められています。

は行

パーク・アンド・ライド

従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道、バス等で移動するよう誘導するシステムをいいます。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性のエネルギー又は資源をいいます。

廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。」と定義されています。また、産業廃棄物と一般廃棄物に分けられます。

BOD (生物化学的酸素要求量)

生物化学的酸素要求量、Biochemical oxygen demand の略称です。河川の汚濁の度合いを示す指標となっています。

水中の有機物等の汚濁源となる物質が、微生物により無機化されるときに消費される酸素量 (mg/L) で表したものをいい、数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

風致地区

都市計画区域内の樹林地、水辺地等良好な自然的環境を維持し、樹林地等緑の保存を図るべき区域として、都市計画法に基づき指定された地区をいいます。

浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質、Suspended particulate matter の略称です。物の破碎や選別、土砂の巻き上げ、燃料の燃焼過程などで発生する大気中に浮遊している粒径 10 ミクロン以下の微細な粒子をいいます。

ベクレル

放射線物質が放射線を出す能力を表す単位をいいます。国際単位系（SI）の放射能の単位であり、1 個の放射性核種が 1 秒間に 1 回崩壊して放射線を放出する場合、1 ベクレルとなります。その量は、放射線のエネルギーや人体への危険度とは異なります。

名称は、放射能の発見者であるフランスの物理学者アンリ＝ベクレルに由来します。

保安林

水源のかん養、土砂の流出その他災害の防備など特定の公共目的を達成するために、森林法に基づき、立木竹の伐採・土地の形質の変更などの一定の制限が課せられている特定の森林をいいます。

保安林は、その指定の目的により 17 種類あります。

放射能

原子核が放射線を放出して、より安定な原子核へと自発的に壊変（崩壊）する性質を放射能といいます。

放射能と放射線とはよく混同して使われていますが、放射能は原子核のもつ性質であり、放射線は放射性原子核から放出される粒子あるいは電磁波のことです。

放射能の単位

前述のベクレル、シーベルトの項目を参照してください。

ポケットパーク

街の一角等に設けられる小規模の公園をいいます。

ホットスポット

周囲と比べて、特別に温度（熱）が高いなど、エネルギーや事象の発生が特に高い値を示す地点をいいます。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

PCB: Poly chlorinated biphenyl の略称です。不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質で、絶縁油やノーカーボン紙、インクなどに使用されていましたが、現在は製造が禁止されています。カネミ油症事件の原因物質です。

ま行

メタン（CH₄）

天然ガス、石炭ガス、炭坑からのガス、自動車排出ガスなどの中にも含まれる無色、無臭のガス体をいいます。メタンそのものには毒性はないですが、地球温暖化物質の一つで、京都議定書において削減の対象となっています。

や行

有機塩素化合物

テトラクロロエチレンやトリクロロエチレン等の塩素系の化合物をいいます。一部の化合物では発がん性も確認されています。洗浄剤や溶剤としてすぐれた特性を持つ反面、環境に排出されても安定で、地下水汚染の原因物質となる事例も多く、環境基準の健康項目ともなっています。

ら行

リスクコミュニケーション

化学物質等の環境リスクに関する正確な情報を行政、事業者、市民、民間団体等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることをいいます。

緑地環境保全地域

良好な自然環境を形成し、都市環境または都市構成上その存在が必要と認められる区域、都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地等良好な自然環境を形成している区域など、その区域における自然環境を保全することが地域の良好な生活環境の維持に資するものについて、自然環境保全条例に基づき指定された地域をいいます。

目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 環境の保全に関する基本方針(第8条・第9条)
- 第3章 環境の保全を推進するための施策(第10条—第25条)
- 第4章 環境審議会(第26条)
- 第5章 雑則(第27条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 安全で快適な生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）、良好な自然環境その他の健全で恵み豊かな環境を保持し、及び保護するとともに適切に環境の向上を図ることをいう。
- (2) きれいなまちづくり 市、市民及び事業者が連携し、真に住みよい快適な環境づくりを目的として、市民生活及び経済活動等において環境に配慮した行動に取り組むことをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民の環境問題に対する意識の高揚を図り、健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全は、森林、農地、水辺地等の恵み豊かな自然環境並びに潤い及び安らぎのある社会環境を確保すると共に、これらと市民が健全に共生できる生活環境を形成することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、市民生活及び経済活動等あらゆる活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、市民及び事業者に率先してきれいなまちづくりを推進する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において環境の保全に自主的に取り組み、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に積極的に参加し、及び協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全に資するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動の各段階にわたって、環境への負荷の低減に関し必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に積極的に参加し、及び協力するよう努めなければならない。

(年次報告書)

第7条 市長は、毎年度、環境の状況及び市が講じた環境の保全に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全に関する施策の策定及びその実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 環境問題の意識を高めること。
- (2) 自然との共生を目指すこと。
- (3) 美しい水と緑の自然を継承すること。
- (4) 環境への負荷を減らすこと。
- (5) 循環型社会への転換を目指すこと。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、鹿沼市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方針
- (3) 市、市民及び事業者の環境の保全に配慮すべき事項を示した指針
- (4) 地域の実情及び環境特性に応じた地域別計画
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、鹿沼市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

6 市長は、環境基本計画に掲げた環境施策等について、進行管理を行わなければならない。

第3章 環境の保全を推進するための施策

(規制の措置)

第10条 市は、環境の保全に係る支障を防止する必要があると認めるときは、当該支障を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

(環境に保全に関する協定)

第11条 市長は、環境への負荷の低減を図るため必要があると認めるときは、市民等と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めなければならない。

(誘導的措置)

第12条 市は、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境保全のための適切な整備を誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自然環境の保全並びに歴史的・文化的遺産の保存及び活用)

第13条 市は、森林、農地、水辺地等における快適な自然環境の保全に関し必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境の保全に資するよう歴史的・文化的遺産を保存し、その活用を図るため、必要な措置を講じなければならない。

(公共的施設の整備等)

第14条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、その他環境の保全に資する公共的施設の整備に関する事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の減量等の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による廃棄物の減量、資源の循環利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環利用及びエネルギーの有効利用に努めなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品及び原材料等の利用が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(環境管理体制の整備の推進)

第17条 市は、市の施策や事業の実施に当たり環境への負荷の低減を図るため、環境管理に関する体制の整備を率先して推進しなければならない。

2 市は、事業者によるその事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、事業者の環境管理に関する体制の整備を推進することができるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境教育及び学習の振興等)

第18条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより市民等がその理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

(情報の収集及び提供)

第19条 市は、環境の状況その他環境の保全に関する必要な情報を収集し、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつこれを市民等へ適切に提供するように努めなければならない。

(市民等の参加及び協力並びに自主活動の促進)

第20条 市は、環境の保全に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民等の参加及び協力並びに自主活動の促進に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域特性を生かしたきれいなまちづくりの推進)

第21条 市は、地域特性を生かしたきれいなまちづくりを推進するため、市民等と連携を深めるとともに、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(調査及び研究等の実施)

第22条 市は、環境の状況を把握するため、公害並びに自然環境及び生活環境に関する調査及び研究等を実施しなければならない。

(監視等の体制の整備)

第23条 市は、環境の保全等に係る支障の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制を整備するよう努めなければならない。

(苦情の処理)

第24条 市は、公害その他環境の保全上の支障を及ぼす行為について苦情相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第25条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組が必要とされる場合には、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第26条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市の環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、鹿沼市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市民

- (2) 市議会の議員
 - (3) 市の副市長
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 学識経験を有する者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、前項第2号から第4号までの委員が当該各号の職を失ったときは、任期中においても委員の職を失う。
 - 6 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 委員は、再任されることを妨げない。
 - 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。(平成17年鹿沼市条例第28号・一部改正)

(鹿沼市環境審議会条例の廃止)

- 2 鹿沼市環境審議会条例(昭和46年鹿沼市条例第1号)は、廃止する。(平成17年鹿沼市条例第28号・一部改正)

(栗野町の編入に伴う経過措置)

- 3 栗野町の編入の日(以下「編入日」という。)以後の審議会の委員の定数については、編入日に現に委嘱され、又は任命されている審議会の委員の在任期間に限り、第26条第3項中「15人以内」とあるのは「16人以内」とする。

(平成17年鹿沼市条例第28号・追加)

附 則 (平成17年9月30日条例第28号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月19日条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

鹿沼市きれいなまちづくり推進条例

公布日：平成15年12月26日
条例番号：鹿沼市条例第30号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 きれいなまちづくりの推進
- 第3章 雑則
- 第4章 罰則
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、鹿沼市のきれいな水と緑を未来に引き継ぐため、環境美化の促進に関して必要な事項を定めることにより、地域の良好な環境を保持し、清潔できれいなまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、市内の学校に在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 所有者等 市内の土地又は建物の所有又は占有若しくは管理をする者をいう。
- (4) 公共施設等 道路、公園、河川その他公共の用に供する施設（附帯施設等を含む。）をいう。
- (5) 空き缶等 空き缶、空きビン、ペットボトルその他の飲食物を収納していた容器をいう。
- (6) ごみ たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物で散乱性の高いごみをいう。
- (7) 空き地 所有者、占有者又は管理者が使用していない土地又は使用している土地であっても使用していない土地と同様の状態にある土地をいう。
- (8) 屋外広告物 屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (9) 落書き 公共施設等の所有者又は管理者の意に反して描かれた文字、図形等をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、環境美化に関する意識の啓発等の環境美化の促進に係る必要な施策の計画及び実施に努めるものとする。

2 市は、市民等、事業者及び所有者等による環境美化の自主的な活動に対し、積極的な支援を行わなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策の計画及び実施に当たっては、関係行政機関と協力し、密接な連携を図らなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、地域の良好な生活環境を保持するため、積極的に環境美化に努めなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、従業員に対し、環境美化に関する意識の啓発を図るとともに、当該事業所及びその周辺において、環境美化活動に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動により地域的美観を損なうことのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物の環境美化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 きれいなまちづくりの推進

(環境美化の日)

第7条 市長は、市民等、事業者及び所有者等の環境美化に関する意識の啓発を図り、環境美化を促進するため、環境美化の日を設けることができる。

(きれいなまちづくり推進員)

第8条 市長は、環境美化を促進するため、きれいなまちづくり推進員を委嘱することができる。

(投棄の禁止)

第9条 市民等は、みだりに空き缶等及びごみを公共施設等及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所（以下「他人が管理する場所」という。）に捨ててはならない。

(回収容器の設置、管理等)

第10条 自動販売機（事業所等に設置されている自動販売機で、特定の者が利用するものを除く。）を使用して飲食物を販売する者は、当該販売行為に伴い生じた空き缶等が販売場所及びその周辺に投棄されないよう回収するための容器を設置し、適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第11条 空き地の所有者等は、繁茂する雑草、枯葉、投棄された空き缶等又はごみを放置して周辺の生活環境を損ない、かつ、近隣住民に危害や迷惑を及ぼす危険な状態にならないよう常に空き地の適正な管理をしなければならない。

(飼い犬等の管理)

第12条 犬、猫その他の愛がん動物（以下「飼い犬等」という。）の所有者又は管理者（以下「飼い主」という。）は、公共施設等及び他人が管理する場所に飼い犬等のふんを放置してはならない。

2 飼い主は、他人に危害を与えるような方法により、飼い犬等を放し飼いにしてはならない。

(屋外広告物の掲示の禁止)

第13条 市民等は、公共施設等その他の第三者が管理する場所において、当該管理者の許可を受けずに屋外広告物を掲示してはならない。

(落書きの禁止)

第14条 市民等は、公共施設等その他の第三者が管理する場所において、落書きをしてはならない。

第3章 雑則

(指導又は勧告)

第15条 市長は、第9条から第14条までの規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第16条 市長は、正当な理由なく前条の規定に従わない者に対し、履行期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。

(公表)

第17条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(代執行)

第18条 市長は、第11条の規定に違反し、第16条の規定による措置命令を受けた者がこれを履行しないときは、行政代執行法（昭和23年法律第23号）の規定により、自ら当該空き地の危険な状態を除去し、又は第三者にこれを行なわせ、その費用を所有者等から徴収することができる。

(立入調査)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員等に他人が管理する場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第20条 この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

(罰金)

第21条 第9条の規定に違反し、第16条の措置命令を受けてこれに従わなかった者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

(過料)

第23条 第10条から第14条までの規定に違反し、第16条の措置命令を受けてこれに従わなかった者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第21条から第23条までの規定は、平成16年4月1日から施行する。

(鹿沼市あき地の環境保全に関する条例の廃止)

2 鹿沼市あき地の環境保全に関する条例（昭和48年鹿沼市条例第22号）は、廃止する。

(鹿沼市空き缶等の散乱防止に関する条例の廃止)

3 鹿沼市空き缶等の散乱防止に関する条例（平成9年鹿沼市条例第9号）は、廃止する。

第 3 次 鹿 沼 市 環 境 基 本 計 画

平成 24 年 3 月

編集・発行
策定事務局

鹿沼市

鹿沼市環境部環境課

〒322-0045 鹿沼市上殿町 695-7

TEL 0289-64-3194

FAX 0289-65-5766

ホームページ <http://www.city.kanuma.tochigi.jp>